

日本水道協会規格の変遷
(第3版)

2018年

公益社団法人 日本水道協会

日本水道協会規格の変遷

日本水道協会 工務部 規格課

1. 日本水道協会規格の歴史

1) 最初の規格

「日本水道協会規格」の歴史は、明治 38 年、「日本水道協会」の前身である「上水協議会」が上水の試験方法の統一を目的に設立されたことを機に、翌 39 年に開催された第 2 回上水協議会で、大阪市から水道用資機材の規格化の必要性について、提案されたことから始まった。大正 3 年に新潟市で開催された第 11 回上水協議会で結審し、「水道用鑄鉄管仕様書標準：インチ寸法 3”～60”の印ろう管とフランジ管」が初めて規格制定された。

2) 大正・昭和初期

大正 14 年に水道用鑄鉄管および異形管類、同 15 年に給水せん及び水道用水せん類、昭和 3 年に水道用鉛管、昭和 6 年に水道用制水弁及び水道用排気弁というように次々と規格が制定され、共通する水道用資機材が全国に提供されることとなった。

昭和 7 年に上水協議会から「社団法人水道協会」へと発展した後も、総会において昭和 8 年に水道用亜鉛めっき鋼管、昭和 9 年に水道用継目無鋼管、昭和 14 年に水道用石綿セメント管の規格が制定された。

一方、日本水道協会検査に関しては、昭和 9 年 11 月開催の第 3 回総会において「水道協会が鉄管の検査を行い、水道事業体はその検査合格品を使用する」ことが諮られ、審議の結果「水道協会が直営事業として、統一的検査基準により水道用鉄管の検査を施行することと決定された。この総会決議を受けて、昭和 10 年 6 月 20 日から「水道協会」による鑄鉄管類の統一的な検査業務が開始された。

3) 昭和 20 年～30 年代

昭和 20 年代当初は、戦禍により荒廃した水道施設の復旧、整備を図るため、水道用資機材の品質向上が急務とされ、主として管関係の既存技術を基盤とした規格の見直しが行われた。また、20 年代後半には、遠心力金型鑄鉄管などの新しい技術が開発・採用されるようになり、それに合わせて規格が制定された。

水道事業が飛躍的な発展を遂げた昭和 30 年代は、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管等新しい材質の管材をはじめ、ダクタイル鑄鉄管、メカニカルジョイント形鑄鉄管等が開発されるなど著しい技術革新が行われ、時代の要望を反映した新規格の制定及び規格改正の数も増大した。

4) 昭和 40 年代

昭和 40 年代は、新たに導入された材料規格をはじめ、昭和 30 年代に制定・改正された規格品の使用実態を参考にした見直しが盛んに行われ、また、そのうち幾つかの規格が、

JIS(日本工業規格)へ発展的に移行した。昭和40年代後半になると、モルタルライニング、溶剤系塗料等による鑄鉄管、鋼管への防食、硬質塩化ビニルライニングによる小口径鋼管の防食等、赤水対策に関する技術的要件を含む一連の規格化が相次いだ。また、国際化時代への対応という観点から、規格内容に国際単位系(SI)の導入など新たな検討が加えられてきた。

5) 昭和50・60年代

昭和50年代になると、40年代にも増して日本水道協会規格の制定・改正に関する審議が活発になり、鑄鉄管のエポキシ樹脂粉体塗装や小口径鋼管のポリエチレン粉体ライニングの規格化が図られ、赤水対策が大きく前進した。一方、昭和54年12月、現行WTO/TBT協定の前身であるガットスタンダードコード(貿易の技術的障害に関する協定)が調印された結果、JISをはじめとする日本水道協会規格などの国内規格は、ISO(国際標準化機構)と整合を図ることが必要となってきた。

6) 平成～

平成9年3月に給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令第14号)が、平成12年2月には水道施設の技術的基準を定める省令(厚生省令第15号)が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける規格にそれまで本協会の規格独自で定めていた「溶出性」に代わり、浸出試験方法及びその基準を定め規定した。本協会の規格は厚生省令(厚生労働省令)が改正するごとに、随時改正を行っている。例として、平成14年10月に給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第138号)及び水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第139号)が公布され、鉛の基準値が改正された。この改正に伴い本協会規格の見直しを行い、基準値の変更や材料規定の変更を行った。

また、水道事業のビジネス化、グローバル化の進展等に伴い、水道事業サービスの業務指標(P I)を用いて定量的に把握できる、「水道事業ガイドライン(JWWA Q 100)」を平成17年1月に制定し、平成28年3月に改正した。

2. 日本水道協会規格の目的と位置付け

「日本水道協会規格」は、水道事業の標準化を目的として定めた自主規格である。また、その採否は水道事業者等の任意の判断によるとされているが、水道事業者が水道用資機材を購入する際の規格としては、重要な規格である。

「日本水道協会規格」は、このように100年余りの時代背景のもとで作られ、日本の水道に大きな役割を果たしてきた。そこで、本協会としては、「日本水道協会規格の変遷」について、水道事業者を始め、関係団体、さらには広く国民に日本水道協会規格の目的・意義をご理解いただくため、この資料をまとめた。

なお、この「日本水道協会規格の変遷(第3版)」は、規格に関する資料が確認可能な昭和14年～平成30年3月31日までの日本水道協会規格について掲載している。

目 次

JWWA	名 称	制定・改正・廃止日	頁
—	日本水道協会規格の歴史, 目的と位置づけ	—	1
A 101	水道用石綿セメント管	1950. 2 廃止	7
A 102	石綿セメント管用カラー継手 (水道用ヒューム管)	1958. 3 廃止	7
A 103	水道用濾材	2012. 8 改正	7
A 104	遠心力鉄筋コンクリート管用段付いんろう継手	廃止	8
A 105	パッカーヘッドコンクリート管	廃止	8
A 106	水道用コンクリート止水センキョウ	1998. 4 廃止	8
A ---	水道用鑄鉄管モルタルライニング方法	1958. 3 廃止	9
A 107	水道用遠心力ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング	1974. 3 廃止	9
A 108	水道用石綿セメント管の鋼板継手および鋼板異形管	1971. 2 廃止	9
A 109	水道用鋼管モルタルライニング	2003. 6 廃止	10
A 110	水道用鋼板巻込み石綿セメント管	1987. 8 廃止	10
A 111	水道用プレストレストコンクリート管	1999.10 廃止	10
A 112	水道用石綿セメント管のⅡ形石綿セメント継手	1983. 7 廃止	10
A 113	水道用ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング	2017. 1 改正	10
A 114	水道用粒状活性炭	2006. 3 制定	12
B 101	水道用空気弁	1963. 2 廃止	12
B 102	水道用地上式消火栓	1969. 8 廃止	12
B 103	水道用地下式消火栓	2013.11 改正	12
B 104	消火セン口金	1969. 8 廃止	13
B 105	水道用消火セン鉄フタ	1998. 4 廃止	14
B 106	水道用制水弁鉄フタ	1998. 4 廃止	14
B 107	水道用分水栓	2012. 9 改正	14
B 108	水道用止水栓	2012. 9 改正	16
B 109	接線流羽根車複湿式水道メータ	1996. 4 廃止	18
B 110	水道用ねじ式弁筐	2000. 3 改正	19
B 111	水道用鑄鉄止水センキョウ	1998. 4 廃止	19
B 112	水道用空気弁鉄フタ	1998. 4 廃止	19
B 113	水道用二段式止水せんきょう	1998. 4 廃止	20
B 114	水道用バタフライ弁	1987. 8 廃止	20
B 115	水道 10kgf/cm ² 仕切弁	1995. 1 廃止	20
B 116	水道用ポリエチレン管金属継手	2012. 9 改正	21
B 117	水道用サドル付分水栓	2013. 2 改正	23
B 117-2	水道用サドル付分水栓 (中口径)	1996.11 廃止	27
B 118	水道用急速空気弁	1988. 8 廃止	27
B 119	接線流羽根車単湿式・液封直読 13mm 水道メータ	1996. 4 廃止	27
B 120	水道用ソフトシール仕切弁	2017. 1 改正	28
B 121	水道用大口径バタフライ弁	2013.11 改正	30
B 122	水道用ダクタイル鑄鉄仕切弁	2013.11 改正	30

B 123	接線流羽根車複湿式・液封直読水道メータ	1996. 4 廃止	32
B 124	水道メータの遠隔表示装置に関する信頼性技術通則	1996. 4 改正	32
B 125	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル製ソフトシール仕切弁	2013. 3 改正	32
B 126	水道用補修弁	2013.11 改正	34
B 127	接線流羽根車単箱式水道メータ	2011. 7 廃止	36
B 128	接線流羽根車複箱式水道メータ	2011. 7 改正	37
B 129	水道用逆流防止弁	2013. 2 改正	39
B 130	水道用直結加圧形ポンプユニット	2014. 3 改正	40
B 131	水道用歯車付仕切弁	2013.11 改正	42
B 132	水道用円形鉄蓋	2007. 3 改正	43
B 133	水道用角形鉄蓋	2007. 3 改正	44
B 134	水道用減圧式逆流防止器	2013. 3 改正	45
B 135	水道用ボール式単口消火栓	2013.11 改正	47
B 136	水道用ポリエチレン管サドル分水栓	2012. 9 改正	47
B 137	水道用急速空気弁	2013.11 改正	49
B 138	水道用バタフライ弁	2013.11 改正	50
B 139	水道用ステンレス製サドル付分水栓	2014. 3 改正	51
B 140	水道用ステンレス製ボール止水栓	2014. 3 改正	52
<hr/>			
G ---	水道用遠心力金型鑄鉄管	1954. 7 廃止	53
G ---	水道用遠心力砂型鑄鉄管	1954. 7 廃止	53
G 101	石綿セメント管継手および異形管	1961. 3 廃止	54
G 102	水道用メカニカルジョイント鑄鉄直管	1969. 8 廃止	54
G 103	水道用メカニカルジョイント鑄鉄異形管	1969. 8 廃止	54
G 104	水道用鑄鉄管塗装方法	1979. 7 廃止	54
G 105	水道用遠心力ダクタイル鑄鉄管	1974. 3 廃止	54
G 106	水道用ダクタイル鑄鉄異形管	1974. 3 廃止	55
G 107	水道用鋼管コールドールエナメル塗装方法	1968. 1 廃止	56
G 108	水道用遠心力鑄鉄管	1982.11 廃止	56
G 109	水道用鑄鉄異形管	1982.11 廃止	56
G 110	水道用 T 形遠心力ダクタイル鑄鉄管	1982.11 廃止	57
G 111	水道用 T 形ダクタイル鑄鉄異形管	1982.11 廃止	57
G 112	水道用ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	2017.12 改正	57
G 113	水道用ダクタイル鑄鉄管	2015. 4 改正	58
G 114	水道用ダクタイル鑄鉄異形管	2015. 4 改正	62
G 114-2	水道用うず巻式ダクタイル鑄鉄フランジ付き T 字管（消火栓用）	1999. 4 廃止	65
G 115	水道用ステンレス鋼鋼管	2012. 3 改正	66
G 116	水道用ステンレス鋼鋼管継手	2012. 3 改正	67
G 117	水道用塗覆装鋼管	2014.11 改正	71
G 118	水道用塗覆装鋼管の異形管	2014. 11 改正	72
G 119	水道用波状ステンレス鋼管	2004. 3 改正	74
G 120	水道用 GX ダクタイル鑄鉄管	2017. 1 改正	75
G 121	水道用 GX ダクタイル鑄鉄異形管	2017. 1 改正	76

H 101	水道用銅管	2004.3 改正	76
H 102	水道用銅管継手	2004.3 改正	78
K 101	水道用ポリエチレン管	1959.7 廃止	80
K 102	水道用ゴムパッキン	廃止	80
K 103	水道用アルギン酸ソーダ	1979.4 改正	81
K 104	水道用ポリエチレン管継手	1965.1 廃止	81
K 105	水道用硬質塩化ビニル管	1971.8 廃止	81
K 106	水道用硬質塩化ビニル管継手	1971.8 廃止	81
K 107	水道用水酸化カルシウム (水道用消石灰)	2014.4 改正	82
K 108	水道用炭酸ナトリウム (水道用ソーダ灰)	2014.4 改正	84
K 109	水道用液体硫酸アルミニウム	1968.9 廃止	85
K 110	水道用メタリン酸ナトリウム	2016.3 廃止	85
K 111	水道用ベントナイト試験方法	1967.8 制定	86
K 112	水道用液体アルミン酸ナトリウム (水道用液体アルミン酸ソーダ)	1980.8 廃止	86
K 113	水道用粉末活性炭	2014.4 改正	86
K 114	水道用ポリ塩化アルミニウム (PAC)	1978.10 廃止	88
K 115	水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法	1989.8 改正	88
K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	2015.7 改正	88
K 117	水道用エポキシ系樹脂コーティング管継手	2002.1 廃止	91
K 118	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	1995.1 廃止	92
K 119	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	1995.1 廃止	93
K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2014.4 改正	93
K 121	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	1975.12 制定	96
K 122	水道用水酸化ナトリウム (水道用液体かせいソーダ)	2014.4 制定	96
K 123	水道用硬質塩化ビニル管	1979.11 廃止	98
K 124	水道用硬質塩化ビニル管継手	1979.11 廃止	98
K 125	水道用黒ワニス	2008.3 廃止	99
K 126	水道用ポリアクリルアミド	1980.6 制定	99
K 127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管	2011.7 廃止	99
K 128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手	2011.7 廃止	101
K 129	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP,VP)	2011.7 改正	103
K 130	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手(HIVP,VP)	2011.7 改正	105
K 131	水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄管	2013.3 改正	108
K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	2015.7 改正	109
K 133	水道用エポキシ樹脂粉体内外面コーティング鋼管	1995.1 廃止	112
K 134	水道用濃硫酸	2014.4 改正	112
K 135	水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法	2007.12 改正	114
K 136	水道用エポナイト棒及び板	2013.11 改正	115
K 137	水道用ライニング鋼管用ねじ切り油剤	2017.1 改正	116
K 138	水道送・配水管更生用無溶剤型二液エポキシ樹脂塗料	2017.8 廃止	116
K 139	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料	2017.1 改正	117
K 140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	2015.7 改正	118

K 141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手	2009. 2 改正	120
K 142	水道用耐熱性液状シーラ剤	2017. 1 廃止	121
K 143	水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料	2017. 8 改正	121
K 144	水道配水用ポリエチレン管	2017. 8 改正	122
K 145	水道配水用ポリエチレン管継手	2017. 8 改正	124
K 146	水道用液状シーラ剤	2017. 1 廃止	127
K 147	水道用止水栓筐	1998. 3 制定	127
K 148	水道用レジンコンクリート製ボックス	2000. 3 改正	128
K 149	水道用コンクリート水槽内面 FRP ライニング材料	2004. 3 改正	128
K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	2009. 2 改正	129
K 151	水道用ポリウレタン被覆方法	2014.11 改正	131
K 152	水道用ポリエチレン被覆方法	2014.11 改正	132
K 153	水道用ジョイントコート	2014.11 改正	133
K 154	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）	2016. 8 改正	134
K 155	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2005. 5 改正	135
K 156	水道施設用ゴム材料	2015. 4 改正	136
K 157	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法	2012. 1 改正	138
K 158	水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ	2017. 1 改正	139
K 159	水道用ポリシリカ鉄	2010.4 制定	140
K 160	水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料	2014.11 制定	140
K 161	水道用ライニング鋼管用液状シーラ剤	2017. 1 制定	141
Q 100	水道事業ガイドライン	2016. 3 改正	141
S 101	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	2006. 3 改正	142
S 102	浄水器	2014. 3 改正	143
Z 100	水道用品表示記号	1982.11 改正	144
Z 101	水道用ダクタイル鋳鉄管の表示方法	2010. 7 廃止	144
Z 102	水道用石綿セメント管継手及び異形管用鋳出し記号と配列	1991. 2 廃止	145
Z 103	水道用バルブのキャップ	2000. 3 改正	145
Z 104	石綿セメント管の接続に用いるゴムパッキン、ホルトの記号配列と表示方法	1987. 8 廃止	146
Z 105	排気弁記号配列標準	1979.12 廃止	146
Z 106	水道用弁栓類の鋳出し表示方法	2013.11 廃止	146
Z 107	水道用メカニカルジョイント鋳鉄管記号配列	1979. 7 廃止	146
Z 108	水道用資機材－浸出試験方法	2016.12 改正	146
Z 109	水道用薬品の評価試験方法	2016.12 改正	148
Z 110	水道用資機材－浸出液の分析方法	2016.12 改正	150
—	制定, 改正, 廃止年月日一覧表 (H12.4.1～H30.3.31)	—	152
—	JWWA (日本水道協会) 規格目録	—	160

日本水道協会規格の変遷

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
A 101	水道用石綿セメント管	1939.10.16 1948 1950. 2.16	制定 改正 廃止	詳細不明 水道用石綿セメント管と改称 廃止理由 JIS A 5301（水道用石綿セメント管）に移行したため。（JIS A 5301 は昭和 63 年 1 月 1 日廃止）
A 102	石綿セメント管用カラー継手（水道用ヒューム管）	不明 1958. 3 30	制定 廃止	詳細不明 廃止理由 JIS A 5315（水道用石綿セメント管の石綿セメント継手）に移行したため。（JIS A 5315 は昭和 63 年 1 月 1 日廃止）
A 103	水道用ろ砂試験方法 水道用ろ材試験方法 水道用ろ材 水道用濾材	1958.10.30 1967. 8.22 1988. 7.14 2004. 3.30 2006. 3.30	制定 改正 改正 改正 改正	制定趣旨 緩速ろ池及び急速ろ池用ろ砂の購入に当たり、その品質選定について JWSA A 103 として規定。JWSA とは（Japan Water works & Sewerage Association）の略。 なお、本規格制定以前（昭和 32 年 3 月）に「建設技術研究報告書・ろ過砂に関する研究」の発行を受けて規格化したものである。 改正趣旨 試験方法の各項が現行の水質試験方法と相違し、省略されていることから改正した。 改正趣旨 新しいろ材の普及に伴い、ろ過砂・アンスラサイト・マンガン砂・ろ過砂利の 4 種類に区分けした。 改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日の厚生省令第 15 号（水道施設の技術的基準を定める省令）及び厚生省告示第 45 号（資機材等の材質に関する試験）において、水道用のろ材が評価対象物と規定されたことから、製品試験を加味し、試験方法を見直す必要が生じ、平成 16 年 3 月 30 日付けで本規格を改正した。 改正要点 (1)ろ材の品質については、製品規格とするため、主成分及び品質、外観及び寸法等を規定した。 (2)規格の名称を“水道用ろ材試験方法”から“水道用ろ材”に改め、①A 103-1（水道用ろ過砂）、②A 103-2（水道用アンスラサイト）、③A 103-3（水道用マンガン砂）、④A 103-4（水道用ろ過砂利）とした。 (3)品質（浸出性）の浸出性試験については、浸出液の調製方法及び試験操作方法を定めた。 改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日に“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”（厚生労働省令第 5 号）及び“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する省令”（厚生労働省告示第 14 号）が、平成 16 年 2 月 9 日には、厚生労働省健康局水道課長告知“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について”（健水発 0209001 号）が公布され、平成 16 年

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2012. 8.10	一改	<p>改正要点</p> <p>4月1日に施行された。また、平成17年3月30日には、“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件”（厚生労働省告示第125号）が公布され、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、水道施設の技術的基準と整合性を図るため改正を行った。</p> <p>(1)“技術基準省令”の改正に基づく評価項目及び評価試験の整合をとった。</p> <p>(2)品質（物性）項目の“比重”は、各濾材とも国際単位（SI）に基づき、“密度”に改めた。</p> <p>(3)簡条8（技術基準省令適合の証明）を遵守することを規定した。</p> <p>(4)規格で定めた品質の各濾材について、浸出試験を実施したところ、資機材としての評価試験項目46項目すべてに適合することが確認できた。その結果を分析結果例として示した。</p> <p>(5)品質（浸出性）の項目は、製品として主成分が限定された品質の濾材であれば、省略することとした。ただし「味」、「臭気」、「色度」、「濁度」、「鉄及びその化合物」並びに「マンガン及びその化合物」については、衛生性及び浄水処理への影響の観点から規定した。</p> <p>改正趣旨</p> <p>国内で調達可能なアンスラサイトの密度に従来の規定を超過するものがあったため、沈降速度評価を行い、浄水処理への影響が無いことが確認できたことから、密度の上限を緩和した。</p> <p>改正要点</p> <p>アンスラサイトの密度について、従来の1.40～1.60 g/cm³から1.40～1.69 g/cm³に変更した。</p>
A 104	遠心力鉄筋コンクリート管用段付いんろう継手	1962. 8.22 不明	制定 廃止	<p>制定要点</p> <p>下水道に使用する呼び径900～2200（ただし、2000mm以上は参考）について、JWSA A 104として規定した。</p>
A 105	パッカーヘッドコンクリート管	1963. 9. 5 不明	制定 廃止	<p>制定要点</p> <p>下水道に使用する呼び径150～450について、JWSA A 105として規定した。</p>
A 106	水道用コンクリート止水センキョウ	1965. 8.30 1970. 6.24 1998. 4. 7	制定 確認 廃止	<p>制定要点</p> <p>種類は1～4号、材料はJIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）の2種を規定した。</p> <p>廃止理由</p> <p>材質を含めて止水栓管としての技術的要件に適合しなくなったことから、JWWAB 111（水道用鋳鉄止水センキョウ）とJWWAB 113（水道用二段式止水せんきょう）とともに平成10年3月30日にJWWAK 147（水道用止水栓管）として整理統合したため。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
A ---	水道用鑄鉄管モルタルライニング方法	1956.10	制定	制定趣旨 ダクタイル鑄鉄管の内面防食において、れき（瀝）青質系塗料に代わり、モルタルライニングを施す方法が普及してきたため、制定した。
		1958. 3	廃止	制定要点 呼び径 900 までのモルタルライニングを規定した。 廃止理由 JIS A 5314（水道用鑄鉄管モルタルライニング方法）が制定されたため。
A 107	水道用遠心カダクタイル鑄鉄管モルタルライニング	1967. 3.28	制定	制定趣旨 JIS A 5314（水道用鑄鉄管モルタルライニング方法）では、呼び径 900 mm までの管に規定していたが、JWWA G 105（水道用遠心カダクタイル鑄鉄管）では 1500 mm までであり、大口径管に対する扱いが困難になったため。 制定要点 (1)配合比セメントと細骨材との配合比は 1 : 1.5~2.2（重量比）とした。 (2)シーラコート 塩化ビニル-塩化ニリデン共重合体, 塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体, れき（瀝）青質に合成樹脂を加えたもの又は注文者の指定したものとした。 (3)呼び径 : 250 以上~1350 以下とした。
		1970. 7.20	改正	改正要点 (1)配合比 : セメントと細骨材との配合比は 1 : 1.5~3.0（重量比）とした。 (2)塩化ビニル系重合体, アクリル系重合体又は注文者の指定したものとした。（従来の瀝青質に合成樹脂を加えたシーラコートは削除）
		1974. 3. 9	廃止	廃止理由 JIS A 5314（水道用遠心カダ黒鉛鑄鉄管モルタルライニング）に整理統合したため。 なお、以下の規格内容は、移行された JIS 規格の内容である。 JIS A 5314 の内容 ; (1)材料 JIS R 5210（ポルトランドセメント）及び JIS R 5212（シリカセメント）で規定していたが、シリカセメントを廃止し JIS R 5211（高炉セメント）の A 種, B 種又は JIS R 5213（フライアッシュセメント）の A 種又は B 種を追加規定した。 (2)配合比 セメントと細骨材との配合比は 1 : 1.5~3.0（重量比）とした。 (3)シーラコート 塩化ビニル系重合体, アクリル系重合体とした。 (4)呼び径 75~1500 mm とした。
A 108	水道用石綿セメント管の鋼板継手および鋼板異形	1969. 3.20	制定	制定要点 JIS A 5301（水道用石綿セメント管）に使用される 1~4 種について規定
		1971. 2. 1	廃止	廃止理由 JIS A 5519（水道用石綿セメント管の鋼板継手及び鋼板異形

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	形管			管)に移行したため。 (JIS A 5519 は S63.1.1 廃止)
A 109	水道用鋼管モルタルライニング	1970. 9. 4	制定	制定要点 呼び径は 80~1 500 とし、その他内容は次による。 (1)セメント JIS R 5210 (ポルトランドセメント), JIS R 5211 (高炉セメント) 及び JIS R 5213 (フライアッシュセメント) とした。 (2)配合比 セメントと細骨材との配合割合は 1 : 1~3 (重量比) とした。
		1979. 7. 24	改正	改正要点 配合比を製造方法に区分し、遠心力方法 1 : 1.5~3.0, スピナ方法 1 : 1.0~2.0 とした。
		2000. 3. 27	改正	改正要点 (1)シーラコートの材質をアクリル樹脂のみとし、塩化ビニル系のものを削除した。 (2)平成 12 年 2 月 23 日に公布された水道法第 5 条第 4 項に基づく(水道施設の技術的基準を定める省令)が公布されたことを受けて、モルタルについても衛生性を評価する必要があることから、シーラコートの浸出性を規定した。 (3)蒸気養生の方法を削除した。
		2003. 6. 3	廃止	廃止理由 モルタルライニングを施す工場が廃業し、生産されなくなったため。
A 110	水道用鋼板巻込み石綿セメント管	1975. 5. 1	制定	制定要点 従来の石綿セメント管に JIS G 3141 の 1 種 (SPCC) の鋼板を巻き込んだ呼び径 75, 100, 125, 150, 管長 3 m のものについて規定した。
		1979. 12. 19	改正	改正要点 呼び径 200 の追加, 呼び径 150 及び 200 の管長を 3 m から 4 m に変更した。
		1987. 8. 12	廃止	廃止理由 製造されていないため。
A 111	水道用プレストレストコンクリート管	1978. 9. 7	制定	制定要点 試験水圧 6 kgf/cm ² 以上の 4 種類のコア式プレストレストコンクリート管について規定。また、継手部の形状が回転式と滑動式の 2 種類について規定した。
		1999. 10. 13	廃止	廃止理由 上水道用管として需要が少ないこと。また、この規格内容が JIS A 5333 (コア式プレストレストコンクリート管) として規格化されており、代替可能であるため。
A 112	水道用石綿セメント管の II 形石綿セメント継手	1979. 12. 19	制定	制定趣旨 JIS A 5301 及び JWWA A 110 の設置に当たり、継手部の脱出が起こることから、それら管・継手の接合に用いる継手として 4 種類を規定した。
		1983. 7. 1	廃止	廃止理由 JIS A 5315 に整理統合されたため。 (JIS A 5315 は昭和 63 年 1 月 1 日廃止)
A 113	水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング	2000. 3. 27	制定	制定趣旨 従来、JIS A 5314 (水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) を活用していたが、平成 12 年 2 月 23 日に公布された水道法第 5 条第 4 項に基づく(水道施設の技術的基準を定める省令)が公布されたことを受けて、モルタルについても衛

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2004. 3.31	一改	<p>生性を評価する必要が生じた。</p> <p>制定要点 JIS A 5314を基本として、シーラコートの浸出性を規定した。</p> <p>改正趣旨 平成 16年 1月 26日付けで厚生労働省 5号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)及び同告示第 14号(資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件)、同省令第 6号(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令)及び同告示第 15号(給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件)が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p>
		2010. 7.23	改正	<p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 他の水道用塗料規格との整合を図った。</p> <p>改正要点 (1)浸透形シーラコートはモルタルと一体化することから、シーラコートを塗装したモルタルライニングについての浸出性及び浸出試験を規定した。</p> <p>(2)ライニング及び補修材について浸出項目を見直した。</p> <p>(3)臭気の観点からライニングの浸出項目にトルエン及びキシレンを規定した。</p> <p>(4)浸出性の項目の一つとして pH 増加量を規定した。</p> <p>(5)シーラコートを附属書 A に、補修材を附属書 B に規定した。</p> <p>(6)JWWA K 135 及び JWWA K 139 と整合し、シーラコートについて、“特に臭気を考慮して、工場出荷までに十分乾燥しなければならない。”と規定した。</p> <p>(7)混和材を使用する場合の配合比率を規定した。</p> <p>(8)ライニングに関する試験方法を規定した。</p>
		2015. 4.20	改正	<p>改正趣旨 JIS A 5314 の平成 26年 11月改正に伴い、JIS と整合を図る必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)ライニング厚さの規定を変更した。 “平均最小厚さ”及び“1点最小厚さ”を削除し、規定厚さと下の許容差による表記方法に変更した。</p> <p>(2)ライニングの段差に関する規定を追加 s</p> <p>(3)C(セメント)/S(骨材)比を上限だけに変更</p> <p>(4)細骨材の試験方法に関する規定を明確化</p> <p>(5)附属書 A のシーラコート組成に新しい組成を追加</p> <p>(6)浸出性に関する規定を独立箇条とし、浸出試験方法を附属書 B にまとめた</p> <p>(7)補修材に関する規定を附属書 B から附属書 C に変更</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2017. 1.26	一改	<p>改正趣旨 平成 27 年 4 月改正の際、シールコート組成追加に伴う衛生性の評価において浸出試験方法の妥当性確認のため評価が保留されていた一部の材料について、試験の妥当性が確認されたため、材料を追加した。</p> <p>改正要点 溶剤の組成に次の材料を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジプロピレングリコールモノメチルエーテル ・2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート ・ナフテン系炭化水素 (C9～C10)
A 114	水道用粒状活性炭	2006. 3.30	制定	<p>制定趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に厚生省令 15 号（水道施設の技術的基準を定める省令）が公布され、粒状活性炭処理に関する水道施設の技術的基準が定められていること、及び JWWA A 103 と同様の理由から、水道施設の技術的基準と整合性のとれた、水道用粒状活性炭規格が必要となった。</p> <p>制定要点 (1)衛生性の観点から、原材料は石炭系、植物系、石油系とし、製品の製造方法は水蒸気賦活法に限定した。製品規格とするため、主成分及び品質、寸法を規定した。</p> <p>(2)技術基準省令を受けて品質（浸出性）の項目を品質規定とした。</p> <p>(3)品質（物性）項目のうち、フェノール価、ABS 価、メチレンブルー脱色力、ヨウ素吸着性能、強熱残分、硬さ、充填密度及び寸法規定については、使用目的に応じて購入者が必要な項目を任意に選定してよいこととした。</p> <p>(4)品質（浸出性）の項目は、製品として主成分が限定された品質の濾材であれば、省略することとした。ただし、味、臭気、色度、濁度、鉄及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、衛生性及び浄水処理への影響の観点から規定した。</p>
B 101	水道用空気弁	1959. 4. 2	制定	<p>制定要点 JWSA B 101 として制定した。</p> <p>種類は単口（13, 20, 25）と双口（50, 75, 100, 150），本体材料は JIS G 5501 の 3 種について JWSA B 101 として規定した。</p>
		1963. 2. 1	廃止	<p>廃止理由 JIS B 2063（水道用空気弁）として移行されたため。（JIS B 2063 は H14.2.20 廃止）</p>
B 102	水道用地上式消火栓	1958. 1.30	制定	<p>制定要点 種類は単口（75）と双口（100），本体材料は JIS G 5501 の 3 種について JWSA B 102 として規定した。</p>
		1969. 8. 6	廃止	<p>廃止理由 実績がなくなったため。</p>
B 103	水道用地下式消火栓	1956.10. 4	制定	<p>制定要点 種類は、単口（75 mm）・双口（100 mm），また、塗装については次による。</p> <p>(1)JIS K 5445（黒ワニス）の B 塗料</p> <p>(2)JIS K 2406（タール製品）の精製タールにアマニ油又は乾</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1969. 2.25	改正	改正要点 性油 2 % (重量) 以上混入して十分混和したもの。 第 36 回工務常設調査委員会において、フランジのボルト穴径を変更した。
		1969. 8. 6	改正	改正要点 (1)JIS K 5445 (黒ワニス) の B 塗料が規格廃止されたため、JIS K 5411 (油ワニス) の黒ワニス 2 種を使用することとした。 (2)JIS K 2406 (タール製品) は実用されていないため削除した。 (3)弁座の漏れ試験値は従来 17.5 kg/cm ² であった最高使用圧力(7.5 kg/cm ²)に衝撃水圧(5.5 kg/cm ²)を加えた 13.0 kg/cm ² と改正した。
		1991. 7.31	改正	改正要点 (1)FC→ダクタイル鋳鉄製へ変更した。 (2)種類として口金部の高さを H・L に分ける。また、“大きさの呼び”を“呼び径”と改称した。 (3)栓の構造を双口の弁体開閉方式を単口に合わせ、弁棒上昇式とした。 (4)口金部取付方式をねじ込み方式よりフランジ方式に変更した。 (5)赤水対策及び衛生上の理由から、塗料を JWWA K 115 及び K 125 から G 112 (水道用エポキシ樹脂粉体塗料)に変更した。 (6)圧力は、国際単位系 (SI) に移行した。
		2000. 3.27	改正	改正趣旨 平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。 改正要点 (1)構造を一部変更し、全体高さを低く規定した。 (2)強度トルクと最大機能試験トルクを規定した。 (3)キャップは、JWWA Z 103 の高さ 50 の左開・右開と規定した。
		2013.11.26	改正	改正趣旨 他のバルブに鉛レス銅合金材料が追加されることとなり、消火栓も材料調達の都合から、同様の改正を行うこととなった。 改正要点 (1)鉛レス銅合金材料を追加した。 (2)消火栓口金の差し金具の材料をステンレスに限定する記載を追加した。(既設の BC6 製口金の折損事故を受け、消防から、ステンレス製口金に統一を図るよう要請があった) (3)鋳造年鋳出し表示を削除した。
B 104	消火栓口金	1941. 9.	制定	制定要点 種類として地上・地下式単口用及び地下式双口用の 3 種と 2 吋半のホースを取り付けるものを、口金の材料は JIS H 5111

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	消火セン口金	1958. 1.30	改正	改正要点 の BC6 を規定した。
		1965. 8.30	改正	改正要点 種類・口径として地上・地下式単口用及び地下式双口用の 3 種と内径 65 mm (2½) を, 口金の材料は JIS H 5111 の BC6 を JWWA 化した。
		1969. 8. 6	廃止	廃止理由 フタ及び鎖に施す塗料規格を JIS K 2406 から JIS K 2473 に変更するとともに, 口金外径 C ₃ を JIS B 9911 に準じて規定した。 JWWA B 103 改正時に, B 104 の内容を統合したため。
B 105	水道用消火セン鉄フタ	1956.10. 4	制定	制定要点 地下式消火セン鉄フタ (フタ及びワク) について規定, 鉄フタの材料は JIS G 5501 の 2 種以上と, 塗料は JIS K 2406 と規定した。
		1966. 3.31	改正	改正要点 使用する鉄フタの種類と設置される消火センの種類を明記し, 塗料規格を JIS K 2406 から JIS K 2473 に変更するとともに, フタの厚さ, 強度を勘案して 1 号フタは 22 mm, 2 号フタは 24 mm と改正。また, 重量許容差を削除した。
		1970. 6.24	確認	
		1998. 4. 7	廃止	廃止理由 材質を含めて鉄蓋としての技術的要件に適合しなくなったことから, JWWA B 132 と JWWA B 133 とに盛り込み平成 10 年 3 月 30 日に整理統合したため。
B 106	水道用制水弁鉄フタ	1956.10. 4	制定	制定要点 呼び径 500 以下の制水弁鉄フタについて規定, 鉄フタの材料は JIS G 5501 の 2 種以上と, 塗料は JIS K 2406 と定めた。
		1965. 8.30	改正	改正要点 使用する鉄フタの種類と設置される制水弁の種類を明記し, 塗料規格を JIS K 2406 から JIS K 2473 に変更するとともに, フタの厚さ, 強度を勘案して 15 mm から 17 mm と改正した。また, 鉄フタの高さについて, 安定性を考慮して 150 mm から 200 mm に変更した。
		1970. 6.24	確認	
		1998. 4. 7	廃止	廃止理由 材質を含めて鉄蓋としての技術的要件に適合しなくなったことから, JWWA B 132 と JWWA B 133 とに盛り込み平成 10 年 3 月 30 日に整理統合したため
B 107	水道用分水セン	1962. 5.10	制定	制定要点 (1)適用範囲----静水頭 75 m 以下に使用 (2)形式----甲形 (13, 20, 25 mm) 乙形 (13, 20, 25 mm) (3)水圧試験----17.5 kg/cm ²
	水道用分水せん	1969. 8. 6	改正	改正要点 (1)適用範囲----静水頭 75 m を最高使用圧力 7.5 kgf/cm ² とした。 (2)分水センを“分水せん”とし, 水圧を“耐圧”と名称変更した。
		1979. 2.23	改正	改正要点 (1)従来のソケットを組み込んだせんを A, 新たに追加したガイドソケットを組み込んだせんを B とした。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1997.12.5	改正	<p>甲形----A・B（呼びの大きさ 13, 20, 25 mm） 乙形----A・B（呼びの大きさ 13, 20, 25 mm） (2)耐圧の単位に国際単位系（SI）を採用した。</p> <p>平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7（水道用器具—浸出性能試験方法）を引用するとともに、その性能については厚生省が定める（給水管及び給水器具の性能基準）に基づき規格改正した。</p>
		2003.3.17	一改	<p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第 139 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。</p>
		2004.3.31	一改	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p>
		2009.2.24	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。</p>
		2010.2.26	一改	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	水道用分水栓	2011. 3.30	一改	改正要点 関する省令等の一部を改正する省令) が公布され, 平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い, 浸出性の一部を改正した。
改正趣旨 カドミウム及びその化合物の基準値に関して, 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また, 1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。				
2012. 9.12		改正	改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に, 厚生労働省令第 11 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) が公布され, 平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い, 浸出性の一部を改正した。	
			改正要点 トリクロロエチレンの基準値を 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。	
				改正趣旨 鉛レス銅合金と耐脱亜鉛腐食黄銅材料が JIS 規格化されたことに伴い, 当該材料を規格に追加するため規格改正を行った。
				改正要点 (1)JIS Z 8301 に合わせた規格様式の見直し (2)規格名称 (分水せん→分水栓) 及び英文表題の修正 (Snap tap for Water Work→Tapping branches for water supply) (3)SI 単位表記に統一 (4)材料に鉛レス銅合金と耐脱亜鉛腐食黄銅を追加 (5)耐圧試験に, 受渡検査を考慮した試験方法 (空気圧 0.6 MPa, 試験時間 5 秒) を規定した。 (6)鉛管仕様のソケット及びガイドソケットを削除した。 (7)寸法について, 機能と標準化に必要な最小限の寸法規定とした。
B 108	水道用止水セン	1962. 5.10	制定	制定要点 静水頭 75 m 以下の水道に使用。 (1)形式は, 甲形 (呼び径 13~50 mm) ・乙形 (呼び径 13~25 mm) ・丙形 (呼び径 13~50 mm) (2)水圧試験----17.5 kgf/cm ²
	水道用止水せん	1969. 8. 6	改正	改正要点 (1)適用範囲----静水頭 75 m 以下を最高使用圧力 7.5 kg/m ² 以下とした。 (2)止水センを“止水せん”とし, 水圧を“耐圧”と名称変更した。 (3)丙形は使用実績がないため削除した。
		1979. 2.23	改正	改正要点 (1)甲形にガイドソケットを追加し, 従来のソケットを組み込んだせんを A, ガイドソケットを組み込んだせんを B とした。 甲形--A・B (呼びの大きさ 13, 20, 25, 30, 40, 50 mm) 乙形-- (呼びの大きさ 13, 20, 25 mm) (2)国際単位系 (SI) を採用した。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	水道用止水栓	1993.12.1	改正	改正要点 (1)国際単位系 (SI) を導入するとともに、使用実績を考慮して乙形を廃止するとともにボール止水栓を追加した。 (2)止水性能, 損失水頭, 耐久性能等を規定して性能面の充実を図った。 (3)形式試験を規定して性能確認試験の合理化を図った。 (4)主要部の必要最小限の寸法を規定し, 詳細部の寸法を省略した。
		1997.12.5	改正	改正趣旨 平成9年3月19日に厚生省で水道法第16条施行令第4条(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)が公布されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について, 浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお, 試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに, その性能については厚生省が定める(給水管及び給水器具の性能基準)に基づき規格改正した。 改正要点 浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。
		2003.3.17	一改	改正趣旨 平成14年10月29日付けで厚生労働省第138号(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令)及び厚生労働省第139号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)が公布され, 鉛基準値が改正されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について改正を行った。
		2004.3.31	一改	改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。 改正趣旨 平成16年1月26日付けで厚生労働省5号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第15号(給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件)が公布された事に伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り, 省令に適合するよう本規格を改正した。
		2009.2.24	一改	改正要点 省令にある浸出性の新規項目, 削除項目に合わせ変更し, 規定値, 項目名称を省令に合わせた。 改正趣旨 平成21年3月6日付けで厚生労働省令第26号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)及び第27号(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令)が公布され, 平成21年4月1日より施行されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について, 浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り, 改正を行った。 改正要点 浸出項目から1,1-ジクロロエチレンを削除し, シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして0.04

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨 mg/L以下とした。また、TOCの基準値を5 mg/L以下から3 mg/L以下とした。</p> <p>改正要点 平成22年2月17日付で厚生労働省令第18号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成22年4月1日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2011. 3.30	一改	<p>改正趣旨 平成23年1月28日に、厚生労働省令第11号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値を0.03 mg/L以下から0.01 mg/L以下に変更した。</p>
		2012. 9.12	改正	<p>改正趣旨 鉛レス銅合金と耐脱亜鉛腐食黄銅材料がJIS規格化されたことに伴い、当該材料を規格に追加するため規格改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)JIS Z 8301に合わせた規格様式の見直しをした。 (2)英文表題の修正（water work→water supply）した。 (3)SI単位表記に統一した。 (4)材料に鉛レス銅合金と耐脱亜鉛腐食黄銅を追加した。 (5)止水機構の区分（こま式，ボール式）を明確に規定した。 (6)耐圧試験に、受渡検査を考慮した試験方法（空気圧 0.6 MPa，試験時間5秒）を規定した。 (7)耐久試験操作後の性能確認方法を追加した。</p>
B 109	水道用接線流羽根車形複湿式メータ	1965. 3.29	制定	<p>制定要点 (1)適用範囲----静水頭 75 m以下とした。 (2)種類----口径 20~40 mmとした。 記号----「DW」とした。 (3)耐圧----17.5 kgf/cm²とした。</p>
	接線流羽根車形複湿式水道メータ	1968. 3.30	改正	<p>改正要点 (1)種類----口径 13 mmを追加し、13, 20, 25, 30, 40 mmの5種とした。 (2)性能----計量法改正に伴い、通産省令第81号（昭和42年6月）で基準流量が定められたので性能の中に追加規定した。</p>
		1988. 8.23	改正	<p>改正要点 (1)適用範囲----静水頭 75 m以下を最高使圧力 7.5 kgf/cm²以下とする。 (2)口径 13 mmは単体メータとして使用されていないため削除し、新たに口径 40 mmについてはA形を加え従来のものをB形とした。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1996. 4.17	廃止	<p>廃止理由</p> <p>(3)国際単位系 (SI) を採用した。 (4)性能「容量」, 「基準流量」は性能向上に合わせ数値を大きくした。 (5)自動検定用の回転指標は, 通産省通達「機計-58-47」で定める回転指標とすると規定 (口径 20, 25 mm のみ) した。 平成 5 年 11 月 1 日新計量法が施行されたことに伴い, JWWA B 123 と統合して JWWA B 128 として制定したため。</p>
B 110	水道用ネジ式制水弁キョウ	1965. 8.30	制定	<p>制定趣旨</p> <p>昭和 35 年 10 月名古屋市開催の第 29 回日本水道協会総会において規格化の提案があり, フタの高さ調整の可能な内ネジ式 A 形と外ネジ式 B 形を採用した。呼び径 75~400 の制水弁用のキョウについて規定した。キョウの材料は JIS G 5501 の 2 種 (FC 15) , 塗料は JIS K 2473 (加工タール) とした。</p>
	水道用ねじ式弁筐	1970. 6.24	確認	
		1998. 3.30	改正	<p>改正要点</p> <p>(1)ダクタイル鋳鉄製に材料変更した。 (2)道路構造令の改正に合わせて自動車荷重 25 t を考慮した。 (3)蓋と上部枠のがたつき防止のため, 急勾配受け構造を規定した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて, 建設省より“電線, 水管, ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて, 浅層埋設化に対応した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)A 形及び B 形で 3 号と 4 号を, C 形として 1 号と 2 号をそれぞれ追加した。 (2)C 形の 1 号及び 2 号について荷重たわみに関する性能と試験方法を追加した。 (3)A 形及び C 形について, 土砂流入防止構造を追加した。</p>
B 111	水道用鋳鉄止水センキョウ	1965. 8.30	制定	<p>制定趣旨</p> <p>昭和 35 年 10 月名古屋市開催の第 29 回日本水道協会総会において規格化の提案があり, フタの取付けがヒンジの A 形とフタが落とし込みの B 形を採用。呼び径 13~50 の止水セン用のキョウについて規定。キョウの高さは宅地用 400 mm, 公道用 630 mm。キョウの材料及び塗料は JWWA B 110 と同様である。</p>
		1970. 6. 4	確認	
		1998. 4. 7	廃止	<p>廃止理由</p> <p>材質を含めて止水栓筐としての技術的要件に適合しなくなったことから, JWWA A 106 と JWWA B 113 とともに平成 10 年 3 月 30 日に JWWA K 147 として整理統合したため。</p>
B 112	水道用空気弁鉄フタ	1965. 8.30	制定	<p>制定趣旨</p> <p>昭和 35 年 10 月名古屋市開催の第 29 回日本水道協会総会において規格化の提案があり, フタの取付けが落とし込みのものを採用。種類は単口空気弁用の 1 号, 双口空気弁用の 2 号について規定した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1970. 6.24 1998. 4. 7	確認 廃止	鉄フタの材料は JIS G 5501 の 2 種 (FC 1 5) , 塗料は JIS K 2473 (加工タール) 。 廃止理由 材質を含めて鉄蓋としての技術的要件 に適合しなくなったことから, JWWA B 132 と JWWA B 133 とに盛り込み平成 10 年 3 月 30 日に整理統合したため。
B 113	水道用二段式止水せんきょう	1967. 3.28 1970. 6.24 1998. 4. 7	制定 確認 廃止	制定趣旨 昭和 35 年 10 月名古屋市開催の第 29 回日本水道協会総会において規格化の提案があり, 呼び径 13~25 の止水セン用を 1 号,呼び径 30~50 の止水セン用を 2 号として規定。きょうの高さは, 約 800, 1 000, 1200 及び 1 400 mm の 4 種類を, きょうの材料及び塗料は JWWA B 111 同様である。 廃止理由 材質を含めて止水栓筐としての技術的要件に適合しなくなったことから, JWWA A 106 と JWWA B 111 とともに平成 10 年 3 月 30 日に JWWA K 147 として整理統合したため。
B 114	水道用バタフライ弁	1967. 3.28 1976. 2.13 1987. 8.12	制定 改正 廃止	制定要点 呼び径 200~1500 (1)高使用圧力---- 1 種 立形・横形 4.5 kgf/cm ² 2 種 立形・横形 7.5 kgf/cm ² とした。 (2)管内流速----3 m/s 以下に使用するとした。 (3)弁箱, 弁体材質は, JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品) の FC 20 とした。 (4)塗装----JIS K 5411 (油ワニス) の黒ワニス 2 種, 注文者が指定したものとした。 (5)耐圧試験----呼び径 200~350 は, 1 種 14 kgf/cm ² と 2 種 17.5 kgf/cm ² , 呼び径 400~1 500 は, 1 種 10.5 kgf/cm ² と 2 種 14 kgf/cm ² とした。 改正要点 (1)弁の種類 最高使用圧力 1 種 10 kgf/cm ² (追加) 2 種 7.5 kgf/cm ² 3 種 4.5 kgf/cm ² とした。 (2)管内流速----6 m/s 以下を新たに追加した。 (3)弁箱, 弁体材質は, JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品) の FC20, 又は JIS G 5502 (球状黒鉛鑄鉄品) の FCD45 とした。 (4)国際単位系 (SI) を採用した。 廃止理由 JIS B 2064 (水道用バタフライ弁) として制定 (S59.10.1) したため。(JIS B 2064 は H14.2.20 廃止)
B 115	水道用 10 kgf/cm ² 仕切弁	1979. 2.23	制定	制定要点 最高使用圧力 10 kgf/cm ² {9.8 bar}の呼び径 50~500 の水道用仕切弁について規定した。弁体の材料は JIS G 5502 の FCD45, キャップは JIS G 5501 の FC 20 とし, 塗料については, 黒ワニスを附属書にて規定した。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1995. 1.26	廃止	廃止理由 ISO 5208 (工業用バルブーバルブの圧力試験) 及び ISO 7259 (地下使用の主としてキー操作の鑄鉄仕切弁)との整合性を考慮するため、平成2年4月25日 JWWA B 122 が制定された。この JWWA B 122 の3種は、本規格品と同等の性能を有していること、また内面に JWWA K 125 が使用されている規格であることなどから廃止した。
B 116	水道用ポリエチレン管金属継手	1979. 2.23	制定	制定要点 JIS K 6762 (水道用ポリエチレン管) の呼び径 13~50 に接合する継手として、種類は、JIS B 2301 の内面に JWWA K 117 のエポキシ系樹脂コーティングを施した A 形と、JIS H 5111 の BC6 の B 形を規定した。また、インコア (SUS 304) とリング (アセタール樹脂) について、溶解試験を規定した。
		1995. 1.26	改正	改正要点 (1)国際単位系 (SI) の導入した。 (2)使用実績を考慮して A 形を削除した。 (3)継手の種類を組合せ接続に区分し、パイプエンドなど5種類を追加した。 (4)インコアの寸法を JIS K 6762 に整合した。 (5)一部の材料の見直し及び試験内容の変更した。 (6)形式試験を規定して性能確認試験の合理化を図った。
		1997.12. 5	改正	改正趣旨 平成9年3月19日に厚生省で水道法第16条施行令第4条 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令) が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお、試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具ー浸出性能試験方法) を引用するとともに、その性能については厚生省が定める (給水管及び給水器具の性能基準) に基づき規格改正した。
		2000. 3.27	改正	改正要点 浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。 改正趣旨 平成12年2月23日に水道法第5条第4項に基づく厚生省令第15号 (水道施設の技術的基準を定める省令) 及び厚生省告示第45号 (資機材等の材質に関する試験) が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお、試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材ー浸出試験方法) , 浸出液の分析方法については JWWA Z 110 (水道用資機材ー浸出液の分析方法) を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。
			改正要点	水道施設用としての浸出試験方法及び基準を規定した。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2003. 3.17	一改	<p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第 139 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p>
		2004. 3.31	一改	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)給水装置用（呼び径 13～30）の継手に使用するアセタール樹脂リングの浸出性に関して、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3mg/L 以下に変更した。 (2)水道施設用として使用する鉛レス青銅鑄物の浸出性に関して、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.004 mg/L 以下とした。 (3)給水装置用として使用する鉛レス青銅鑄物の浸出性に関して、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下に変更した。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 (1)給水装置用として使用する継手の浸出性に関して、カドミウムの基準値を 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2011. 3.30	一改	<p>(2)水道施設用として使用する継手の浸出性に関して、カドミウムの基準値を 0.001 mg/L から 0.000 3 mg/L 以下に変更した。また、浸出項目から 1,1,2-トリクロロエタンを削除した。</p> <p>(3)水道施設用として使用する鉛レス青銅鑄物の浸出性に関して、カドミウムの基準値を 0.001 mg/L から 0.000 3 mg/L 以下に変更した。また、浸出項目から 1,1,2-トリクロロエタンを削除した。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 (1)水道施設用として使用する鉛レス青銅鑄物の浸出性に関して、トリクロロエチレンの基準値を 0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L に変更した。</p> <p>(2)給水装置用として使用する鉛レス青銅鑄物の浸出性の浸出性に関して、トリクロロエチレンの基準値を 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。</p>
		2012. 9.12	改正	<p>改正趣旨 鉛レス銅合金と耐脱亜鉛腐食黄銅材料が JIS 規格化されたことに伴い、当該材料を規格に追加するため規格改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)JIS Z 8301 に合わせた規格様式の見直しした。</p> <p>(2)英文表題の修正（water work→water supply）した。</p> <p>(3)SI 単位表記に統一した。</p> <p>(4)材料に鉛レス銅合金と耐脱亜鉛腐食黄銅を追加した。</p> <p>(5)寸法について、機能と標準化に必要な最小限の寸法規定とした。</p> <p>(6)銅管用ソケットの銅管接続内径 d を JWWA H 102（水道用銅管継手）の青銅鑄物継手の内径と整合させた。（ただし、既設管との接続の場合は現状の寸法でも可）</p> <p>(7)塩ビ製ソケット以外の接合を考慮して、塩ビ製ソケットの図面からナット及び TS ユニオンを削除した。</p>
B 117	水道用サドル付分水栓	1982. 3.30	制定	<p>制定要点 (1)形式は止水機構の違いにより、A 形のボール式と B 形のコック式を規定した。</p> <p>(2)種類はサドル機構と止水機構の組合せ方法により、フランジ式 f とねじ式 S を規定した。</p> <p>(3)サドル機構の呼び径は CIP と ACP が 75～350、VP と SP が 40～150、また止水機構の呼び径は 13～25 を規定した。</p> <p>(4)胴の材料は JIS H 5111 の BC6、サドル・バンドの材料は、JIS G 5502 の FCD 40 又は FCD45、ボルト・ナットの材料</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1996.11.6	改正	<p>は、JIS G 4303 及び JIS G 5502 とした。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)国際単位系 (SI) を導入した。</p> <p>(2)止水機構の呼び径 13 は、防食コアを必要としない硬質塩化ビニル管用のみとした。</p> <p>(3)取付管の種類のうち、石綿セメント管を削除した。</p> <p>(4)圧力損失の性能項目を追加した。</p> <p>(5)防食用コアの装着を考慮し、きり径などの必要寸法を規定した。</p> <p>(6)形式試験を規定して性能確認の合理化を図った。</p> <p>(7)JWWA B 117-2 の規格内容を全て包含した。</p>
		1997.12.5	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令) が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに、その性能については厚生省が定める (給水管及び給水器具の性能基準) に基づき規格改正した。</p>
		2003.3.17	一改	<p>改正要点</p> <p>浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。</p> <p>改正趣旨</p> <p>平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) 及び厚生労働省第 139 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004.3.31	一改	<p>改正要点</p> <p>材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨</p> <p>平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) 及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号 (給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件) が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p>
		2005.6.28	改正	<p>改正要点</p> <p>省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨</p> <p>平成 11 年 3 月 31 日に建設省道路局より出された (電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について) の通知により、止水機構部の高さ寸法の低いフランジ式 (止水機構の呼び径 50) を規格に取り</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>入れる必要が生じてきたことなどから、改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)呼び径 50 A のフランジ式止水機構の 2 種類を追加した。</p> <p>(2)検査項目に浸出検査を追加した。</p> <p>(3)水道用サドル付分水栓のコアを附属書 5 (参考) として基準を定めた。</p> <p>(4)規定以外のサドル機構と止水機構との組合せを附属書 6 (参考) として基準を定めた。</p> <p>(5)サドル付分水栓を「給水装置」のほか「水道施設」としても使用できるよう、浸出性能と試験方法、浸出検査及び識別のための表示方法について附属書 7 (参考) として基準を定めた。</p> <p>(6)その他、関連規格の改正等に伴う引用規格、試験方法を改正した。</p>
		2007. 3.28	改正	<p>改正趣旨</p> <p>耐脱亜鉛腐食黄銅材は、黄銅材の製造業者ごとに成分、耐食性などが異なるため、耐脱亜鉛腐食黄銅材を附属書に規定し、一定の条件を満たした材料に限り日本水道協会規格の部品材料として使用できることを明確にすることとした。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)耐脱亜鉛腐食黄銅材は、製品本体 (胴、ボール押さえなど) 以外の従来ニッケル-クロムめっき処理を施した上で使用していた黄銅製部品への採用に限定した。これに伴い、附属書 A (耐脱亜鉛腐食黄銅材) の第 1 種を追加規定した。</p> <p>(2)ボルトの長さ及びねじ長さを一部変更した。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨</p> <p>平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) 及び第 27 号 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p> <p>改正要点</p> <p>浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。</p> <p>水道施設用として使用する場合の浸出性に関して、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして、0.004 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨</p> <p>平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号 (水質基準に関する省令等の一部を改正する省令) が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2011.3.30	一改	<p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p> <p>水道施設用として使用する場合の浸出性に関して、カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.001 mg/L から 0.0003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2013.2.4	改正	<p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値を 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。</p> <p>水道施設用として使用する場合の浸出性に関して、トリクロロエチレンの基準値を 0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 前回の規格改正から 5 年余りが経過し、主要材料である銅合金の JIS 改正による材料規定の見直し及び種類、組合せ、寸法規定の一部変更などの改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)材料、試験方法及び附属書など、他の給水用具の規格と記載を統一した。</p> <p>(2)用語及び定義において、受渡検査を定義した。</p> <p>(3)種類 A の 25A 形のテーパーパーおねじについて削除し、従来参考扱いとしていた VP・SP 用の呼び径 50×25 の組合せについて、規定した。</p> <p>(4)サドル機構のボルトの長さ及びねじ長さの規定を削除した。</p> <p>(5)銅合金材料の JIS に、鉛レス材及び耐脱亜鉛腐食黄銅材が規定されたため、材料に追加し、耐脱亜鉛腐食黄銅材料の試験方法について、JIS H 3250 の附属書 B を引用することとして、この規格の 2007 年版の附属書 A は削除し、解説 4.7b) に経緯を記載した。</p> <p>(6)耐圧試験において、受渡検査の漏れ・にじみの確認に限り、空気圧によってもよいこととし、また、受渡検査に限り、栓の耐圧部を密閉できる装置などで、栓を管に取り付けずに行ってもよいことを明確にした。</p> <p>(7)止水試験において、受渡検査に限り、空気圧で行ってもよいこととした。また、受渡検査に限り、栓の耐圧部を密閉できる装置などで、栓を管に取り付けずに行ってもよいことを明確にした。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>(8)作動試験において、受渡検査に限り、空気圧で行ってもよいこと、及び栓の耐圧部を密閉できる装置などで、栓を管に取り付けずに行ってもよいことを明確にした。</p> <p>(9)浸出性の基準の記載について、附属書 A (給水装置) においては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に、また、参考である附属書 H (水道施設) においては、水道施設の技術的基準を定める省令によることとした。</p> <p>(10)1982年版のサドル機構の寸法及び記号の扱いを明確にするため、附属書 E に規定した。</p>
B 117-2	水道用サドル付 分水栓(中口径)	1995. 7. 7	制定	制定要点 <p>(1)種類は止水機構の違いにより、A 形 (ボール式) と B 形 (コック式) を規定した。</p> <p>(2)サドル機構と止水機構の組合せはねじ式と規定した。</p> <p>(3)サドル機構の呼び径は DIP が 75~350, VP が 75, 100, 150, SP が 75~200, また止水機構の呼び径は 30, 40, 50 を規定した。</p> <p>(4)形式試験を採用した。</p> <p>(5)胴の材料は、JIS H 5111 の BC6, サドル・バンドの材料は、JIS G 5502 の FCD400 又は FCD450, ボルト・ナットの材料は、JIS G 4303 と JIS G 4308 とした。</p> <p>(6)その他、赤水対策等を考慮して防食コアの挿入を前提とし、止水機構の寸法に「きり径」を規定した。</p>
		1996.11. 6	廃止	廃止理由 JWWA B 117 に整理統合したため。
B 118	水道用急速空気 弁	1981. 7.29	制定	制定要点 <p>(1)水道用のダクタイル鋳鉄管、鋼管、バタフライ弁、高圧仕切弁等が最高使用圧力 10 kgf/cm² のものがあることから、種類は最高使用圧 10 kgf/cm² 用を 1 種、7.5 kgf/cm² 用を 2 種と規定し、更にフランジ式とねじ込み式に区分して規定した。</p> <p>(2)呼び径は、フランジ形が 75~200, ねじ込み形が 25 と規定</p> <p>(3)性能の機能として、急速排気機能、急速吸気機能及び圧力下排気機能を規定</p>
		1988. 8.23	廃止	廃止理由 昭和 62 年 3 月 1 日改正の JIS B 2063 に整理統合されたため。(JIS B 2063 は H14.2.20 廃止)
B 119	接線流羽根車単 湿式・液封直読 13 mm 水道メー タ	1983. 7.28	制定	制定趣旨 メータの指示方法が円読式の JWWA B 109 と JIS B 7501 が制定されたことを受け、直読式のものについても計量法(昭和 26 年法律第 207 号)に基づき規定したものである。
		1989. 3.28	改正	改正要点 <p>(1)国際単位系 (SI) について、予告方式を導入した。</p> <p>(2)自動検定用の回転指標に統一した。</p> <p>(3)性能を向上させた。</p> <p>(4)プラスチック材料を具体化した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1996. 4.17	廃止	廃止理由 平成5年11月1日新計量法が施行されたことに伴い、JIS B 7501 と統合して JWWA B 127 として制定されたため。
B 120	水道用ソフトシール仕切弁	1984. 7.26	制定	制定趣旨 弁体にゴムライニングを施し、弁体ゴム弁座を弁箱に圧着させて止水するレジリアントシート仕切弁が ISO 7259 にも採用されたことなどから規定した。 制定要点 (1)種類は呼び圧力 (7.5 K, 10 K, 16 K) によりそれぞれ 2, 3, 4 種を規定した。 (2)形式は立形内ねじ式と立形外ねじ式を規定した。 (3)呼び径は、2 種及び 3 種が 50~350, 4 種が 50~300 を規定した。 (4)塗装方法は JWWA G 112 に準じて規定した。 (5)ISO 7259 に準じて設計及び製作の自由度を保つよう形式試験を採用した。 (6)弁体・弁箱等は JIS G 5502 の FCD40 又は FCD45 を規定した。
		1997.12. 5	改正	改正要点 2 種及び 3 種に、呼び径 400, 450, 500 を追加した。
		2000. 3.27	改正	改正趣旨 (1)平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。 (2)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。 改正要点 (1)主として浅層埋設に使用する高さ寸法の低いバルブをショート形として追加規定した。 (2)浸出性及び浸出試験方法を追加した。 (3)追加したショート形バルブのキャップは、JWWA Z 103 の高さ 50 の左開・右開を規定した。
		2003. 3.17	一改	改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) 及び厚生労働省第 139 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。
		2004. 3.31	一改	改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。 改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) 及び同告示省令

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2005. 6.28	改正	<p>の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 ロング形のバルブを製造する割合が非常に少なくなり、多くの水道事業者もショート形に移行しつつある。また、水道事業者が種類を指定する煩雑さの解消や、流通上の混乱を避けるためにもショート形に統一を図る必要が生じていたことから改正した。</p>
		2009. 2.24	改正	<p>改正要点 (1)呼び径 300 以下のバルブは、ロング形を廃止した。 (2)キャップの高さについて、呼び径 300 以下は 50 mm の一種類とした。</p> <p>改正趣旨 管路の耐震性向上を図るため、耐震継手構造を持つソフトシール仕切弁を追加した。</p> <p>改正要点 (1)呼び径 75～250 のバルブに、耐震形として NS 形を追加し、継手性能試験方法を附属書 C に規定した。 (2)弁体のゴムライニング方法に部分ゴムライニングを規定した。</p>
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2011.12. 7	改正	<p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.001 mg/L から 0.000 3 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 弁体を使用するゴム材料について、水道水中の残留塩素に対する耐久性を規定した。</p> <p>改正要点 残留塩素に対する耐久性試験方法及びその評価基準を附属書 D に規定した。</p>
		2013.11.26	改正	<p>改正趣旨 他のバルブ規格と合わせ、JIS 化された鉛レス銅合金材料を追加する必要が生じた。また、平成 25 年 3 月 26 日付で、JWWA G 120,121（GX 形ダクタイル鋳鉄管及び異形管）が制定され、早急に GX 形のバルブが必要になったため。</p> <p>改正要点 (1)継手部の接合形式に GX 形を追加した。 (2)鉛レス銅合金材料を追加した。</p>
		2017. 1.26	改正	<p>改正趣旨 JWWA G 120,121 に呼び径 300,400 が規定されたことに伴い、バルブについても対応を図る必要が生じたため。</p> <p>改正要点 (1)GX 形に呼び径 300,400 を規定した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				(2)継手性能試験に GX 形 300,400 に対応する区分を規定した。
B 121	水道用大口径バタフライ弁の面間及び主要寸法	1987. 8.1	制定	制定要点 JIS B 2064 の呼び圧力 1 種 (4.5 K) ・2 種 (7.5 K) ・3 種 (10 K) と、呼び径 1 600～2 600 のバルブへの接続及び弁室の設計に必要な面間寸法, フランジ寸法及び外径寸法のみを規定した。
	水道用大口径バタフライ弁	2005. 6.28	改正	改正趣旨 規格制定から 20 年近く経過し, 寸法だけを規定した規格から, 他のバルブ類の規格と同様にバルブの性能, 構造, 材料, 塗装, 試験方法及び浸出性などを加える必要が生じてきたことから改正した。 なお, 規格名称についても, “水道用大口径バタフライ弁の面間及び主要寸法” から “水道用大口径バタフライ弁” に改めた。
		2013.11.26	改正	改正趣旨 他のバルブ規格が改正を行うため, この規格も様式を合わせる必要が生じた。また, 溶射などの新しい方法で金属弁座を取り付けた製品の生産実績が増えてきたことから, 追加することとした。 改正要点 (1)金属弁座の取付方法に, 盛金, 溶射及び溶接による取付方法を追加した。 (2)内面塗装に JWWA K 157 を追加した。 (3)鋳造年の鋳出し表示を削除した。 (4)浸出性の基準値は, 省令によることとした。
B 122	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁	1990. 4.25	制定	制定趣旨 JWWA G 113 ・ G 114 で 7.5～20 kgf/cm ² が規格化されたことに鑑み要望が出され, 更に昭和 55 年 4 月協定のガットスタンダードコードの発効及び工業標準化法の改正, バルブに関する JIS の制定・改正を取り巻く環境変化を考慮し, ①規格体系からの見直し, ②国際規格との整合, ③将来の関連 JIS との整合の観点から規定した。 制定要点 (1)種類は, 呼び圧力 (7.5 K, 10 K, 16 K, 20 K) により, それぞれ 2, 3, 4, 5 種を規定した。 (2)形式は, 内ねじ式と外ねじ式を規定した。 (3)呼び径は, 2 種及び 3 種が 50～500, 4 種及び 5 種が 50～300 を規定した。 (4)内面塗料は JWWA G 112 と JWWA K 135 を, 外面塗料は JWWA K 125 に準じて規定した。 (5)ISO 7259 に準じて, 設計及び製作の自由度を保つよう形式試験を採用した。 (6)弁体・箱等は, JIS G 5502 の FCD400 又は FCD450 を規定した。
		1997.12. 5	改正	改正要点 外面塗装に JWWA K 139 を追加規定した。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 (1)平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されたことを受けて、浅層埋設化に対応した。</p> <p>(2)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>改正要点 (1)主として浅層埋設に使用する高さ寸法の低いバルブをショート形として追加規定した。</p> <p>(2)浸出性及び浸出試験方法を追加した。</p> <p>(3)追加したショート形バルブのキャップは、JWWA Z 103 の高さ 50 の左開・右開を規定した。</p> <p>(4)2 種及び 3 種のバルブの弁箱の厚さ（最小）を、従来品より薄い寸法に変更した。</p>
		2003. 3.17	一改	<p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付で厚生労働省第 138 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第 139 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p>
		2004. 3.31	一改	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚生労働省 5 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2005. 6.28	改正	<p>改正趣旨 ロング形のバルブを製造する割合が非常に少なくなり、多くの水道事業者もショート形に移行しつつある。また、水道事業者が種類を指定する煩雑さの解消や、流通上の混乱を避けるためにもショート形に統一を図る必要が生じていたことから改正した。</p> <p>改正要点 (1)2 種及び 3 種における呼び径 300 以下のバルブは、ロング形を廃止した。</p> <p>(2)キャップの高さは、呼び径 300 以下は 50 mm の 1 種類と</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2010. 2.26	一改	<p>した。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され，平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い，浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して，0.001 mg/L から 0.000 3 mg/L 以下に変更した。</p>
		2013.11.26	改正	<p>改正趣旨 他のバルブ規格と合わせ，JIS 化された鉛レス銅合金材料を追加する必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)鉛レス銅合金材料を追加した。 (2)弁箱ボルト・ナットの材料にステンレス鋼材料を追加した。 (3)JWWA B 120 に合わせ，内ねじ式の弁棒は“つば分割形”でもよいこととした。 (4)内面塗装に JWWA K 157 を追加した。 (5)鋳造年鋳出し表示を削除した。 (6)浸出性の基準値は，省令によることとした。</p>
B 123	接線流羽根車複湿式・液封直読水道メータ	1988. 8.23	制定	<p>制定趣旨 メータの指示方法が円読式の JWWA B 109 と JIS B 7501 が制定されたこと，複湿式・液封直読水道メータの普及に伴い，生産が著しく高くなったことから，直読式のものについても計量法（昭和 26 年法律第 207 号）に基づき規定したものである。</p>
		1996. 4.17	廃止	<p>廃止理由 平成 5 年 11 月 1 日新計量法が施行されたことに伴い，JWWA B 109 と統合して JWWA B 128 として制定したため。</p>
B 124	水道メータの遠隔指示装置に関する信頼性技術通則	1989. 3.28	制定	<p>制定趣旨 遠隔指示装置の使用実態から信頼性及び機能上の互換性確保のため規格制定が望まれたが，種類も多いことから製品規格として規定できず，品質保証についての統一的技術通則を定めることとした。</p>
	水道メータの遠隔表示装置に関する信頼性技術通則	1996. 4.17	改正	<p>改正要点 (1)計量法改正に伴い，電子化メータの法的な技術基準が確立したため整合を図った。 (2)検針方式の多様化及び電子化水道メータの普及に伴い，規格の範囲を拡大した。 (3)国際単位系（SI）を導入した。 (4)国際規格との整合性を考慮して，試験方法等は IEC 及び IEC に準じた JIS から引用した。 (5)計量法に合わせ「指示装置」を「表示装置」とした。</p>
B 125	水道用合成樹脂（耐衝撃性硬質塩化ビニル）製ソフトシール仕	1991. 7.31	制定	<p>制定要点 適用範囲----使用圧力 0.75 MPa{7.6 kgf/cm²}以下の水道用合成樹脂管に使用する樹脂製バルブである。</p> <p>(1)種類----フランジ形（F 形），ゴム輪形（R 形），接着形（S 形）の呼び径 50～150（125 を含む）とした。ただし，接着</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	切弁			<p>形は呼び径 50 のみとした。</p> <p>(2)性能----バルブ開閉に必要な弁棒回転数は、JWWA B 120 に合わせた。</p> <p>(3)形状寸法----呼び径、口径 d 及び弁箱中央内径（参考）d_0 は、原則として同一寸法とした。ただし、呼び径 125 以上の d_0 は面間寸法を JIS B 2062 に合致させるため、呼び径より小さくした。</p> <p>(4)形式試験----JWWA B 120 及び JWWA B 122 に準拠した。ただし、最大機能試験トルクについては、型式審査基準と同じく JWWA B 120 の 1/2 とした。また、ハンドル単体のものの強度試験トルク値は人力による最大値を見込んで JWWA B 120 の 1/2 とした。</p>
		1993. 6.18	改正	<p>改正趣旨</p> <p>(1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け、溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L、亜鉛 0.5 mg/L”に改める。</p> <p>(2)加熱針入れ試験について、ISO 2507 との整合を図るため、ビカット軟化温度試験に変更する。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7（水道用器具—浸出性能試験方法）を引用するとともに、その性能については従来から規定していた溶出性の数値（省令の上乗せ基準）とした。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号（水道施設の技術的基準を定める省令）及び厚生省告示第 45 号（資機材等の材質に関する試験）が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWA Z 108（水道用資機材—浸出試験方法）、浸出液の分析方法については JWWA Z 110（水道用資機材—浸出液の分析方法）を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p>
		2003. 3.17	一改正	<p>改正要点</p> <p>水道施設用としての浸出試験方法及び基準を規定した。</p> <p>改正趣旨</p> <p>平成 14 年 10 月 29 日付で厚生労働省第 138 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	水道用耐衝撃性 硬質ポリ塩化ビ ニル製ソフトシ ール仕切弁	2004. 3.31	一改	<p>及び厚生労働省第 139 号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号(給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件)が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p>
		2010. 2.26	一改	<p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号(水質基準に関する省令等の一部を改正する省令) が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2013. 3.26	改正	<p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.001 mg/L から 0.000 3 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 JWWA B 120:2011(水道用ソフトシール仕切弁)において、水道水中の残留塩素による弁体ゴムの劣化問題に対応を図るため、弁体ゴムに耐塩素性試験方法が規定された。そこで、類似した構造であるこの規格のゴム弁座についても、耐塩素性に関する規定を追加する必要が生じた。</p>
				<p>改正要点 (1)JIS に合わせて、規格名称に“ポリ”を追加した。 (2)耐塩素性試験方法及び評価基準を附属書 B として規定した。 (3)引用 JIS 及び JWWA 規格と整合をとり、試験方法などを見直した。 (4)浸出性の基準について、技術基準省令の別表第二によることとした。</p>
B 126	水道用補修弁	1992. 7.17	制定	<p>制定趣旨 JWWA B 103(水道用地下式消火栓)の改正に伴い、補修弁内蔵形の消火栓が削除されたことと、規格化されていないボール弁式及びバタフライ弁式補修弁は、都市により構造、面間寸法、材料などが異なったため。</p> <p>適用範囲----空気弁及び地下式消火栓用の呼び径 75 及び 100 の補修弁</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 (1)平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。</p> <p>(2)平成12年2月23日に水道法第5条第4項に基づく厚生省令第15号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第45号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>改正要点 (1)2種、呼び径75のボール弁に面間寸法100mmを追加した。</p> <p>(2)浸出性及び浸出試験方法を追加。ただし、残留塩素の減量については、配管全体に与える影響が少ないため規定しなかった。</p> <p>(3)外面塗料は、水道用黒ワニスに代えて水道用ダクタイトル鉄管合成樹脂塗料とした。</p> <p>(4)強度トルクと最大機能試験トルクを規定した。</p> <p>(5)キャップは、JWWA Z 103の高さ50の左開・右開を規定した。</p>
		2003. 3.17	一改	<p>改正趣旨 平成14年10月29日付けで厚生労働省第138号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第139号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004. 3.31	一改	<p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成16年1月26日付けで厚生労働省5号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第15号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p>
		2010. 2.26	一改	<p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 平成22年2月17日付けで厚生労働省令第18号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成22年4月1日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.001 mg/L から 0.0003 mg/L 以下に変更した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2013.11.26	改正	<p>改正趣旨 他のバルブ規格と合わせ、JIS 化された鉛レス銅合金材料を追加する必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)鉛レス銅合金材料を追加した。 (2)弁棒及びレバーの材料に SUS304 を追加した。 (3)補修弁の埋込みボルトは、目視による腐食の点検が困難なため、ボルト・ナットの材料を SUS304 又は SUS403 だけにした。 (4)製造年の表示箇所をフランジ外周部から弁箱外側に変更した。 (5)浸出性の基準値は、省令によることとした。</p>
B 127	接線流羽根車単箱式水道メータ	1996. 4.17	制定	<p>制定要点 (1)新計量法への整合を図った。 (2)国際単位系 (SI) を導入した。 (3)JIS B 7501 と JWWA B 119 の統合及び湿式アナログ・液封デジタル・遠隔アナログ・乾式デジタル・液晶デジタルなどの指示形態のものを追加した。 (4)新計量法の中で経過措置のある事項について、旧規格も併記し、その有効期限を明記した。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令) が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに、その性能については厚生省が定める (給水管及び給水器具の性能基準) に基づき規格改正した。</p>
		2003. 3.17	改正	<p>改正要点 浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。</p> <p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) 及び厚生労働省第 139 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) 及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号 (給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件) が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2009. 2.24	改正	<p>改正要点 諮り，省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正趣旨 省令にある浸出性の新規項目，削除項目に合わせ変更し，規定値，項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され，平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い，省令の適用を受ける本規格について，浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り，改正を行った。</p> <p>改正要点 浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し，シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また，TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 2.26	改正	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され，平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い，浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して，0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また，1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p>
		2011. 7.25	廃止	<p>廃止理由 平成 17 年 3 月に，水道メーターの国際規格（OIML，ISO）と整合した JIS B 8570-1（水道メータ及び温水メーター 第 1 部：一般使用）及び JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第 2 部：取引又は証明用）が制定された。それと同時に，特定計量器検定検査規則（省令）が規制され，省令で定める技術的基準は JIS B 8570-2 が全面的に引用されることとなり，平成 23 年 4 月以降は全ての水道メーターに対し，その技術的基準の適用が義務づけられたため。</p>
B 128	接線流羽根車複箱式水道メータ	1996. 4.17	制定	<p>制定要点 (1)新計量法への整合を図った。 (2)国際単位系（SI）を導入した。 (3)JWWA B 109 と JWWA B 123 の統合及び湿式アナログ・液封デジタル・遠隔アナログ・乾式デジタル・液晶デジタルなどの指示形態のものを追加した。 (4)新計量法の中で経過措置のある事項について，旧規格も併記し，その有効期限を明記した。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）が公布されたことに伴い，省令の適用を受ける本規格について，浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2003. 3.17	改正	<p>なお、試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに、その性能については厚生省が定める (給水管及び給水器具の性能基準) に基づき規格改正した。</p> <p>改正要点 浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。</p> <p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) 及び厚生労働省第 139 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) 及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号 (給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件) が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p>
		2009. 2.24	改正	<p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) 及び第 27 号 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p>
		2010. 2.26	改正	<p>改正要点 浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号 (水質基準に関する省令等の一部を改正する省令) が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2011. 7.25	廃止	<p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p> <p>廃止理由 平成 17 年 3 月に、水道メーターの国際規格 (OIML, ISO) と整合した JIS B 8570-1 (水道メータ及び温水メーター 第 1</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				部：一般使用）及び JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：取引又は証明用）が制定された。それと同時に、特定計量器検定検査規則（省令）が規制され、省令で定める技術的基準は JIS B 8570-2 が全面的に引用されることとなり、平成 23 年 4 月以降は全ての水道メーターに対し、その技術的基準の適用が義務づけられたため。
B 129	水道用逆流防止弁	1997. 9.16	制定	制定要点 日本の実状に沿い、DIN 3269 を取り入れて性能の充実を図り、水道全般に使用できる単式と複式について規定した。単式は、点検孔付・管理形の I 形と点検孔なし・非管理形の II 形を、複式は I 形のみを、各々呼び径 13～50 について規定した。
		2003. 3.17	改正	改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第 139 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。
		2004. 3.31	改正	改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。 改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。
		2009. 2.24	改正	改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。 改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付けで厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。
		2010. 2.26	改正	改正要点 浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。 改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付けで厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2011. 3.30	改正	<p>した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2013.2.4	改正	<p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値を 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 規格制定時から、浸出性関連以外の改正が行われなまま 15 年余りが経過し、主要材料である銅合金の JIS 改正による材料規定の見直し及び試験方法の一部変更、追加などの改正を行った。</p> <p>改正要点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)単位の表記を、国際単位系（SI）だけに統一した。 (2)材料、試験方法及び附属書など、他の給水用具の規格と共通なものについて記載を統一した。 (3)用語及び定義において、受渡検査を定義した。 (4)銅合金材料の JIS に、鉛レス材及び耐脱亜鉛腐食黄銅材が規定されたため、材料に追加規定した。 (5)耐圧試験において、受渡検査の漏れ・にじみの確認に限り、空気圧で行っても良いこととした。 (6)一次側及び二次側が等圧に近いときの逆流防止試験において、受渡検査のきず、ごみかみなどの有無の確認に限り、JIS S 3200-4 に準じて、試験時間を 1 分間に変更した。 (7)二次側が 1.5MPa のときの逆流防止試験において、高圧力負荷時の特性を考慮して、試験時間を 1 分間に変更した。また、受渡検査に限り、空気圧で行ってもよいこととした。 (8)弁体の作動試験における、受渡検査のばり、ごみかみなどの確認については、必ずしも水圧を負荷する方法ではなくてもよいこととした。 (9)附属書 A における浸出性の基準について、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令によることとした。
B 130	水道用直結加圧形ポンプユニット	1997. 9.16	制定	<p>制定要点 水道法（給水装置の構造及び材質の基準）が明確化・性能基準化に伴って制定した JIS S 3200-1, JIS S 3200-7 を受け、従来規定していた型式基準を基本ベースに耐圧性及び浸出性について見直しを行った。</p> <p>適用範囲---呼び径 50 A 以下及び吐出圧力 0.75 MPa 以下のユニットについて規定した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2003. 3.17	改正	<p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第 139 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2005.11.18	改正	<p>改正趣旨 大都市を中心に、いくつかの水道事業者では、大規模集合住宅などへのより良質な水道水を給水するため、直結給水の拡大を行っている。これに伴い、水道事業者と直結加圧形ポンプユニット協議会から本会に対して、呼び径 75 A を追加する規格改正の要望が出された。</p> <p>改正要点 (1)呼び径 75 A を追加した。 (2)吐出側配管の圧力タンクについては、性能規格化の観点から、一定の性能条件を満足し、水圧が保持できる場合は、必ずしも設けなくてもよいこととした。また仕切弁についても、ポンプごと及びポンプ全体について水を仕切ることができれば吸込側及び吐出側に必ずしも設けなくてもよいこととした。 (3)ユニットの性能及び機能を維持することが重要であることから、本体及び解説に設置及び取扱い上の注意事項を新たに設けた。 (4)使用材料は、現在ユニットに使用しているものを調査し、見直した。 (5)国際単位系（SI）だけの表記とした。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p> <p>改正要点 浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジク</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨 ロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして0.04 mg/L以下とした。また、TOCの基準値を5 mg/L以下から3 mg/L以下とした。</p> <p>平成22年2月17日付で厚生労働省令第18号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成22年4月1日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2011. 3.30	一改	<p>改正趣旨 平成23年1月28日に、厚生労働省令第11号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L以下から0.003 mg/L以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p>
		2014. 3.26	一改	<p>改正趣旨 平成26年2月28日付の厚労省令第15号“水質基準に関する省令等の一部を改正する省令”により、同年4月1日から、資機材及び給水装置の浸出基準に亜硝酸体窒素が追加されるため、省令の浸出基準の全項目の表を掲載している規格については、全項目の表を削除し、省令を直接引用することとした。</p> <p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値を0.03 mg/L以下から0.01 mg/L以下に変更した。</p> <p>浸出性の全項目表である付属書2を削除し、直接、省令を引用することとした。</p>
B 131	水道用歯車付仕切弁	1997.12. 5	制定	<p>制定趣旨 規制緩和推進計画の一環として、JISがISOとの整合化を図る中、JIS B 2062（水道用仕切弁）が汎用地下用の呼び径500以下に改正されることになった。この改正によって、従来規定されていたねずみ鋳鉄製の立形の呼び径600以上と横形がなくなることから、その対応が必要になった。</p> <p>制定要点 (1)歯車付内ねじ式のみとした。 (2)使用圧力を0.75 MPa以下とした。 (3)管接続方法をフランジ形とした。 (4)立形を呼び径600～1 200、横形を400～1 500に規定した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 平成12年2月23日に水道法第5条第4項に基づく厚生省令第15号（水道施設の技術的基準を定める省令）及び厚生省告示第45号（資機材等の材質に関する試験）が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>なお、試験方法についてはJWWAZ108(水道用資機材—浸出試験方法)、浸出液の分析方法についてはJWWAZ110(水道用資機材—浸出液の分析方法)を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p> <p>改正要点 浸出性及び浸出試験方法を規定した。</p> <p>改正趣旨 平成14年10月29日付で厚生労働省第138号(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令)及び厚生労働省第139号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成16年1月26日付で厚生労働省5号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第15号(給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件)が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 平成22年2月17日付で厚生労働省令第18号(水質基準に関する省令等の一部を改正する省令)が公布され、平成22年4月1日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L以下から0.003 mg/L以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p> <p>改正趣旨 他のバルブ規格と合わせ、JIS化された鉛レス銅合金材料を追加する必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)鉛レス銅合金材料を追加した。 (2)ボルト・ナットの材料に、ステンレス鋼材料を追加した。 (3)内面塗装にJWWAG112及びJWWAK157を追加した。 (4)鋳造年鋳出し表示を削除した。 (5)浸出性の基準値は、省令によることとした。</p>
B 132	水道用円形鉄蓋	1998. 3.3	制定	<p>制定趣旨 鉄蓋関連の規格は、用途別にJWWAB105、JWWAB106、JWWAB112が規定されていたが、鋳鉄材料及び構造が技術的要件に適合しなくなった。また、平成5年11月に車両制限令及び道路構造令が改正されたことを機に、見直しの要望</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2007. 3.28	改正	<p>制定要点</p> <p>があったことから、新たな規格を制定した。</p> <p>用途別の3規格を形状別として円形鉄蓋とした。</p> <p>(1)材料をダクタイル製とした。</p> <p>(2)蓋の表面に表示される模様や用途の文字は、規定しないこととした。</p> <p>(3)自動車荷重 25 t を考慮した。</p> <p>(4)蓋と受枠とのがたつき防止のため、急勾配受けとした。</p> <p>改正趣旨</p> <p>水道事業者から本会に対し、スリップ事故防止、蓋の飛散防止、維持管理のための各種機能などといった高機能をもつ鉄蓋も選択可能とする規格改正の要望が出され、調査・検討を行い、規格を改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)水道事業者が高機能(表面動摩擦係数の試験方法、土砂流入防止、不法開放防止、排気性能、水平調整及び受枠変形防止)をもつ鉄蓋の採用を検討する場合に判断材料となるよう、附属書 A~E を参考として記載した。</p> <p>(2)蓋のがたつき防止性を追加した。</p> <p>(3)平成 14 年の道路橋示方書の改正に準拠し、たわみの計算に用いる活荷重の値を変更した。</p> <p>(4)寸法の許容差を変更した。</p>
B 133	水道用角形鉄蓋	1998. 3.30	制定	<p>制定趣旨</p> <p>鉄蓋関連の規格は、用途別に JWWA B 105, JWWA B 106, JWWA B 112 が規定されていたが、鑄鉄材料及び構造が技術的要件に適合しなくなった。また、平成 5 年 11 月に車両制限令及び道路構造令が改正されたことを機に、見直しの要望があったことから、新たな規格を制定した。</p> <p>制定要点</p> <p>用途別の3規格を形状別として円形鉄蓋とした。</p> <p>(1)材料をダクタイル製とした。</p> <p>(2)蓋の表面に表示される模様や用途の文字は、規定しないこととした。</p> <p>(3)自動車荷重 25 t を考慮した。</p> <p>(4)蓋と受枠とのがたつき防止のため、急勾配受けとした。</p> <p>改正趣旨</p> <p>水道事業者から本会に対し、スリップ事故防止、蓋の飛散防止、維持管理のための各種機能などといった高機能をもつ鉄蓋も選択可能とする規格改正の要望が出され、調査・検討を行い、規格を改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)水道事業者が高機能(表面動摩擦係数の試験方法、土砂流入防止、不法開放防止、排気性能、水平調整及び受枠変形防止)をもつ鉄蓋の採用を検討する場合に判断材料となるよう、附属書 A~E を参考として記載した。</p> <p>(2)蓋のがたつき防止性を追加した。</p> <p>(3)平成 14 年の道路橋示方書の改正に準拠し、たわみの計算</p>
		2007. 3.28	改正	<p>改正趣旨</p> <p>水道事業者から本会に対し、スリップ事故防止、蓋の飛散防止、維持管理のための各種機能などといった高機能をもつ鉄蓋も選択可能とする規格改正の要望が出され、調査・検討を行い、規格を改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)水道事業者が高機能(表面動摩擦係数の試験方法、土砂流入防止、不法開放防止、排気性能、水平調整及び受枠変形防止)をもつ鉄蓋の採用を検討する場合に判断材料となるよう、附属書 A~E を参考として記載した。</p> <p>(2)蓋のがたつき防止性を追加した。</p> <p>(3)平成 14 年の道路橋示方書の改正に準拠し、たわみの計算</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				に用いる活荷重の値を変更した。 (4)寸法の許容差を変更した。
B 134	水道用減圧式逆流防止器	1999. 4.26	制定	制定趣旨 この種の器具については、平成9年3月31日まで型式承認制度の基で活用していたが、政府の規制緩和政策の一環として水道法第16条施行令第4条の改正が行われ、給水装置の構造及び材質の基準については厚生省で定めた。しかし、この基準では、器具が本来もつべき性能が評価できない可能性があることから規格化した。 制定要点 基準については、アメリカ衛生工学会規格 ASSE 1013:1993を殆どそのまま採用し、我が国固有の使用圧力や耐圧性能等は省令基準によったが、その他性能として「第2逆止弁の最低作動性」「圧力損失」「静水状態における中間室圧力対一次側圧力性」等について規定した。
		2003. 3.17	一改	改正趣旨 平成14年10月29日付けで厚生労働省第138号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第139号（水道施設用の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。 改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。
		2004. 3.31	一改	改正趣旨 平成16年1月26日付けで厚生労働省5号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第15号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。 改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。
		2005.11.18	改正	改正趣旨 大都市を中心にいくつかの水道事業者では、大規模集合住宅等へのより良質な水道水を給水するため直結給水範囲の拡大を行っている。また、このことに対応した JWWA B 130（水道用直結加圧形ポンプユニット）及びこのユニット内に設置することが多い水道用減圧式逆流防止器に呼び径75を追加する要望が、水道事業者及び給水システム協会から本会に対して出された。 改正要点 (1)ASSE 1013の基準値に準じて呼び径75を追加した。 (2)減圧式逆流防止器の性能及び機能を維持することが重要であることから、解説に設置上及び使用上の注意事項を設けた。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 (3)使用材料は、現在器具に使用しているものを調査し、見直しをした。 (4)国際単位系（SI）だけの表記とした。 (5)試験装置例図 1,2,3,5,6,7 及び 8 に圧力計を追記した。 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p> <p>改正要点 浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p>
		2011. 3.30	一改	<p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値を 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。</p>
		2013.2.4	改正	<p>改正趣旨 前回の規格改正から 7 年余りが経過し、主要材料である銅合金の JIS 改正による材料規定の見直し及び試験方法の一部変更、追加などの改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)材料、試験方法及び付属書など、他の給水用具の規格と共通なものについて記載を統一した。 (2)用語及び定義において、受渡検査を定義した。 (3)取付部の種類をねじ又はフレンジ式とした。また、呼び径をミリ系の A 寸法とインチ系の B 寸法とに分類した。 (4)逃し弁の材料を規定した。また、海外生産品に対応するため、米国材料試験協会規格の ASTM B124-96 及び ASTM B 584-09a を追加規定した。 (5)耐圧試験において、受渡検査に限って、空気圧で行っても</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>よいこととした。</p> <p>(6)第2逆止弁の逆流防止試験における二次側 3kPa の場合において、受渡検査に限って、JIS S 3200-4 に準じて、試験時間を1分間に変更した。また、二次側 1.5MPa の場合においては、高圧力負荷時の特性を考慮して、試験時間を1分間に変更し、かつ、受渡検査に限って、空気圧で行っても良いこととした。</p> <p>(7)平成24年9月6日公布の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令に基づき、耐逆サイホン試験の試験装置例の図において、逃し弁排水口から水面までの距離(150mm)を記載した。</p> <p>(8)附属書 A において、水道水と接触する材料に、銅合金の JIS に規定された鉛レス材料及び ASTM B 124-96 並びに ASTM B 584-09a を規定した。また、浸出性の基準については、構造材質基準によることとした。</p>
B 135	水道用ボール式 単口消火栓	2000. 3.27 2013.11.26	制定 改正	<p>制定趣旨 平成11年3月31日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。</p> <p>制定要点 (1)構造は、ボール式単口と規定した。 (2)使用圧力は、7.5 MPa 以下とした。 (3)呼び径は、75 とした。</p> <p>改正趣旨 他のバルブに鉛レス銅合金材料が追加されることとなり、消火栓も材料調達の都合から、同様の改正を行うこととなった。</p> <p>改正要点 (1)鉛レス銅合金材料を追加した。 (2)消火栓口金の差し金具の材料をステンレスに限定する記載を追加した。(既設の BC6 製口金の折損事故を受け、消防から、ステンレス製口金に統一を図るよう要請があったもの) (3)ボルト・ナットの材料を、SUS304 又は SUS403 だけにした。 (4)鋳造年鋳出し表示を削除した。</p>
B 136	水道用ポリエチレン管サドル分水栓	2001. 4.24	制定	<p>制定趣旨 JIS K 6762 (水道用ポリエチレン管) の普及が全国的に拡大し、配水管として用いる水道事業者も増加してきた。地震災害時等の他都市による復旧応援や材料価格の低減化等の観点から、全国的な仕様の標準化について水道事業者から要望が出された。</p> <p>制定要点 (1)止水機構については、JWWA B 117 と同一の構造とした。 (2)JWWA B 117 のサドル機構とは、特性、材質等が異なるため、独自の規格とした。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2003. 3.17	改正	<p>(3)特にサドル機構については、構造、形状及び寸法について詳細な規定をせず、自由度を持たせることとし、性能基準化した。</p> <p>(4)呼び径30以下の水道用ポリエチレン管に設置するものは、実績がないことから対象外とした。</p> <p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第 139 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2009. 2.24	改正	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p> <p>改正要点 浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 2.26	改正	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p>
		2011. 3.30	改正	<p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2012. 9.12	改正	<p>改正要点 置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) が公布され, 平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い, 浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正趣旨 トリクロロエチレンの基準値を 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正要点 鉛レス銅合金と耐脱亜鉛腐食黄銅材料が JIS 規格化されたことに伴い, 当該材料を規格に追加するため規格改正を行った。</p> <p>(1)JIS Z 8301 に合わせた規格様式の見直しを行った。 (2)英文表題の修正をした。(water work→water supply) (3)SI 単位表記に統一した。 (4)材料に鉛レス銅合金と耐脱亜鉛腐食黄銅を追加した。</p>
B 137	水道用急速空気弁	2002. 5.22	制定	<p>制定趣旨 JIS B 2063 (水道用空気弁) が平成 14 年 2 月 20 日廃止された。水道事業者などから厚生省令第 15 号に適合した日本水道協会規格の制定の要望が出された。</p> <p>制定要点 (1)JIS B 2063 では単口, 双口及び急速が規定されていたが, 本規格は急速のみとした。 (2)浸出性及び浸出試験方法を附属書で規定した。 (3)寸法規定は最小限にとどめ, 性能基準とした。 (4)塗料について, 衛生性が確認された JWWAG 112, JWWA K 135, JWWA K 139 を規定した。 (5)形式検査を規定した。</p>
		2003. 3.17	一改	<p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付けで厚生労働省第 138 号 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) 及び厚生労働省第 139 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) が公布され, 鉛基準値が改正されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p>
		2004. 3.31	一改	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) 及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号 (給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件) が公布された事に伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り, 省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目, 削除項目に合わせ変更し, 規定値, 項目名称を省令に合わせた。</p>
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付けで厚生労働省令第 18 号 (水質基準に関する省令等の一部を改正する省令) が公布され, 平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い, 浸出性の一部を改正</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2013.11.26	改正	<p>した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.001 mg/L 以下から 0.000 3 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 他のバルブ規格と合わせ、JIS 化された鉛レス銅合金材料を追加する必要性が生じたほか、本協会が 2012 年に取りまとめた“東日本大震災における管本体と管路付属設備の被害調査報告書”では、空気弁の破損被害が顕著であったことから、部品材料を見直す必要性が生じた。</p> <p>改正要点 (1)鉛レス銅合金材料を追加した。 (2)フロート弁体、弁体案内、誘導弁体の三つの部品について、ポリカーボネートなどの強度の低い材料を削除した。 (3)内面塗装に JWWA K 157 を追加した。 (4)鋳造年の鋳出し表示を削除した。 (5)浸出性の基準値は、省令によることとした。</p>
B 138	水道用バタフライ弁	2002. 5.22	制定	<p>制定趣旨 JIS B 2064（水道用バタフライ弁）が平成 14 年 2 月 20 日廃止された。水道事業者などから厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”に適合した日本水道協会規格の制定の要望が出された。</p> <p>制定要点 (1)浸出性及び浸出試験方法を規定した。 (2)寸法規定は最小限にとどめ、性能基準とした。 (3)弁箱及び弁体の材料はダクタイル鋳鉄を主とした。 (4)塗料について、衛生性が確認された JWWAG 112, JWWA K 135, JWWA K 139 を規定した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示省令の一部を改正する省令並びに同告示第 15 号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2013.11.26	改正	<p>改正趣旨 他のバルブ規格が改正を行うため、この規格も様式を合わせる必要性が生じた。また、溶射などの新しい方法で金属弁座を取り付けた製品の生産実績が増えてきたことから、追加することとした。</p> <p>改正要点 (1)金属弁座の取付方法に、盛金、溶射及び溶接による取付方法を追加した。 (2)内面塗装に JWWA K 157 を追加した。 (3)鋳造年の鋳出し表示を削除した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				(4)浸出性の基準値は、省令によることとした。
B 139	水道用ステンレス製サドル付分水栓	2007. 3.28	制定	<p>制定趣旨 耐久性、耐震性の観点から給水管にステンレス鋼管を採用している水道事業体では、ステンレス鋼管以外のサドル付分水栓、接続継手（ソケットなど）、止水栓などの給水装置材料が青銅製であるため、異種金属腐食防止を図るため分水栓に亜鉛製の犠牲陽極を設置しているが、犠牲陽極には一定の寿命があり、必ずしも恒久的な対策となっていなかった。また、水道用ステンレス製サドル付分水栓については、災害時の相互支援などを考慮し、各水道事業体で異なる仕様が普及する前に日本水道協会でも規格化を検討する必要も生じていた。</p> <p>制定要点 (1)災害時の相互支援などを考慮し、給水管取出しねじ、せん孔部ねじ及びサドル機構部の寸法は統一し、それ以外の寸法、材料規定は、互換性、施工性、耐久性、衛生性等を確保した必要最小限にとどめることとした。 (2)耐圧性、止水性、圧力損失及び作動性等の性能規定は、既存の青銅製サドル付分水栓の規格と同等とした。 (3)異種金属接触による電氣的腐食に対して、一定の絶縁性を規定した。 (4)絶縁性を確保するため、止水機構とサドル機構との接続構造は、フランジ式とした。 (5)防せい（錆）機能、せん孔口径の維持、絶縁性の確保の面から密着形のコアを規定した。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p> <p>改正要点 浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。 水道施設用として使用する場合の浸出性に関して、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.004 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L 以</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2011. 3.30	一改	<p>改正趣旨 下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p> <p>水道施設用として使用した場合の浸出性に関して、1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値を 0.001 mg/L 以下から 0.000 3 mg/L 以下に変更した。カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p> <p>改正要点 水道施設用として使用した場合の浸出性に関して、トリクロロエチレンの基準値を 0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L 以下に変更した。</p> <p>トリクロロエチレンの基準値を 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。</p>
		2014. 3.26	一改	<p>改正趣旨 水道施設用として使用した場合の浸出性に関して、トリクロロエチレンの基準値を 0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 26 年 2 月 28 日付の厚労省令第 15 号“水質基準に関する省令等の一部を改正する省令”により、同年 4 月 1 日から、資機材及び給水装置の浸出基準に亜硝酸体窒素が追加されるため、省令の浸出基準の全項目の表を掲載している規格については、全項目の表を削除し、省令を直接引用することとした。</p> <p>改正要点 浸出性の全項目表である表 A.3 及び表 B.3 を削除し、直接、省令を引用することとした。</p>
B 140	水道用ステンレス製ボール止水栓	2007. 3.28	制定	<p>制定趣旨 耐久性、耐震性の観点から給水管にステンレス鋼管を採用している水道事業体では、ステンレス鋼管以外のサドル付分水栓、接続継手（ソケットなど）、止水栓などの給水装置材料が青銅製であるため、異種金属腐食防止を図るため分水栓に亜鉛製の犠牲陽極を設置しているが、犠牲陽極には一定の寿命があり、必ずしも恒久的な対策となっていなかった。また、水道用ステンレス製サドル付分水栓については、災害時の相互支援などを考慮し、各水道事業体で異なる仕様が普及する前に日本水道協会でも規格化を検討する必要も生じていた。</p> <p>制定要点 性能は JWWA B 108（水道用止水栓）及び JWWA G 116（水道用ステンレス鋼管継手）と同じ規定とした。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日付で厚生労働省令第 26 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び第 27 号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について、浸出基</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2010. 2.26	一改	<p>改正要点 準の見直しを工務常設調査委員会に諮り、改正を行った。</p> <p>浸出項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.04 mg/L 以下とした。また、TOC の基準値を 5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日付で厚生労働省令第 18 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2011. 3.30	一改	<p>改正要点 カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンの項目を削除した。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2014. 3.26	一改	<p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値を 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 26 年 2 月 28 日付の厚労省令第 15 号“水質基準に関する省令等の一部を改正する省令”により、同年 4 月 1 日から、資機材及び給水装置の浸出基準に亜硝酸体窒素が追加されるため、省令の浸出基準の全項目の表を掲載している規格については、全項目の表を削除し、省令を直接引用することとした。</p> <p>改正要点 浸出性の全項目表である表 A.3 を削除し、直接、省令を引用することとした。</p>
G ---	水道用遠心力金型鑄鉄管	1950.10. 5	制定	水道協会工務常設調査委員会において決定した。
			制定要点	(1)種別として普通圧管（静水頭 75 m）と高圧管（静水頭 100 m）を規定した。
				(2)水圧試験は普通圧管（17.5 kg/cm ² ）と高圧管（23.0 kg/cm ² ）に区分した。
		1954. 7.30	廃止	廃止理由 JIS G 5523（水道用遠心力金型鑄鉄管）が制定されたため。（JIS G 5523 は S58.2.1 廃止）
G ---	水道用砂型遠心力鑄鉄管	1942. 6.	制定	水道協会臨時規格として制定した。
		1942.10.	廃止	廃止理由 臨 JES 第 328 号類別 G に移行された。
	水道用遠心力砂型鑄鉄管	1952. 7.20	制定	水道協会工務常設調査委員会において決定した。
			制定要点	(1)種別として低圧管（静水頭 45 m）、普通圧管（静水頭 75 m）、高圧管（静水頭 100 m）を規定した。
				(2)水圧試験は、低圧管（呼び径 450 以下が 17.5 kg/cm ² 、500

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1954. 7.30	廃止	<p>以上が 10.5 kg/cm²) , 普通圧管 (呼び径 450 以下が 17.5 kg/cm² , 500 以上が 14.0 kg/cm²) , 高圧管 (呼び径 300 以下が 23.0 kg/cm² , 350 以上が 21.0 kg/cm²) に区分した。</p> <p>廃止理由 JIS G 5522 (水道用遠心力砂型鑄鉄管) が制定されたため。(JIS G 5522 は S58.2.1 廃止)</p>
G 101	石綿セメント管 継手および異形管	1956.10. 4	制定	<p>制定要点 JWSA G 101 として制定した。</p> <p>(1)最大使用静水頭----第 1 種 75 m, 第 2 種 45 m とした。</p> <p>(2)塗料----JIS K 2406 (タール製品) 精製タールにアマニ油又は乾性油 2 % (重量) 以上混合して十分混和する。</p> <p>(3)材料----JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品) の 3 種とした。</p> <p>(4)水圧試験----17.5 kgf/cm² とした。</p>
		1961. 3. 1	廃止	<p>廃止理由 JIS A 5520 (水道用石綿セメント管の鑄鉄継手及び鑄鉄異形管) が制定されたため。(JIS A 5520 は H4.3.1 廃止)</p>
G 102	水道用メカニカルジョイント鑄鉄直管	1959.10. 3	制定	<p>制定要点 呼び径 75~900 について JWSA G 102 として規定。なお、種類は次による。</p> <p>(1)1 種 立型鑄鉄直管 JIS G 5521 (水道用立型鑄鉄直管) に準ずる。</p> <p>(2)2 種 遠心力砂型鑄鉄管 JIS G 5522 (水道用遠心力砂型鑄鉄管) に準ずる。</p> <p>(3)3 種 遠心力金型鑄鉄管 JIS G 5523 (水道用遠心力金型鑄鉄管) に準ずる。</p>
		1969. 8. 6	廃止	<p>廃止理由 JWWA G 108 へ移行したため。</p>
G 103	水道用メカニカルジョイント鑄鉄異形管	1959.10. 3	制定	<p>制定要点 JWSA G 103 として制定した。</p> <p>種類, 製造方法, 品質については, JIS G 5524 (水道用鑄鉄異形管) に準ずる。</p>
		1969. 8. 6	廃止	<p>廃止理由 JWWA G 109 へ移行したため。</p>
G 104	水道用鑄鉄管塗装方法	1955. 1.24	制定	<p>制定要点 JIS K 2406 [タール製品 (加工タール) →S34.6.1 廃止] を基本ベースとし, 「精製タールで, 特にベンゾール不溶分が 15 % 以下のものとし, これに乾性油又は JIS K 5421 (ボイル油及び煮あまに油) のボイル油などを少なくとも 2 % (重量) 混合してよく混和したもの。」の塗料と塗装方法について規定</p>
		1979. 7.24	廃止	<p>廃止理由 水道用黒ワニス市場に出たため。</p>
G 105	水道用遠心カクタイル鑄鉄管	1961. 9.16	制定	<p>制定要点 JWSA G 105 として制定した。</p> <p>(1)種類・試験水圧----1 種管 25 kgf/cm² 2 種管 18 kgf/cm² 3 種管 12 kgf/cm² とした。</p> <p>(2)引張試験----引張強さ 38 kgf/mm² 以上 伸び 3 % 以上とした。</p> <p>(3)へん平試験----250 以下 - 呼び径の 1/8 300~450 - 呼び径の 1/6</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				500以上—呼び径の1/4とした。
				(4)接合形式及び呼び径----A形(200~1500) B形(1200~1500) C形(200~1500)とした。
				(5)塗料--加熱焼付塗装に用いる塗料は、JIS K 2473(加工タール)の精製タールにアマニ油又は乾性油を2%以上混合し十分混和
				(6)モルタルライニングについては、JIS A 5314(水道用鑄鉄管モルタルライニング方法)に準ずる。
		1965. 3.29	改正	改正要点 JWWA G 105として改正した。
				(1)呼び径75, 100及び150mmの3種類を追加した。
				(2)へん平試験----100以下—呼び径の1/10 150~250—呼び径の1/8とした。
		1967.10. 5	改正	改正要点 呼び径300以下 1種管 試験水圧60 kgf/cm ² 3種管 試験水圧50 kgf/cm ² 呼び径350~600 1種管 試験水圧50 kgf/cm ² 2種管 試験水圧45 kgf/cm ² 3種管 試験水圧40 kgf/cm ² 呼び径700~1000 1種管 試験水圧40 kgf/cm ² 2種管 試験水圧40 kgf/cm ² 3種管 試験水圧35 kgf/cm ² 呼び径1100以上 1種管 試験水圧30 kgf/cm ² 2種管 試験水圧30 kgf/cm ² 3種管 試験水圧30 kgf/cm ² とした。
				従来ウイトねじを使用してきたが昭和43年4月よりメートルねじに改正した。
				モルタルライニング--JWWA A 107(水道用遠心力ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング)による。
		1971. 8. 2	改正	改正要点 (1)K形を採用してB形, C形を削除した。 (2)接合形式及び呼び径---A形(75~500) K形(400~1500)とした。
		1974. 3. 1	廃止	廃止理由 JIS G 5526(水道用遠心力球状黒鉛鑄鉄管)が制定されたため。
G 106	水道用ダクタイル鑄鉄異形管	1961. 9.16	制定	制定要点 JWSA G 106として制定した。 (1)材料----JIS G 5502(球状黒鉛鑄鉄品)のFCD40, FCD45による。 FCD40----引張強さ40 kgf/mm ² 伸び12%以上 FCD45----引張強さ45 kgf/mm ² 伸び5%以上とした。 (2)水圧試験----呼び径450以下 20 kgf/cm ² 呼び径500~900 15 kgf/cm ²

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1965. 3.29	改正	改正要点 呼び径 1 000 以上 12 kgf/cm ² とした。 (3)塗装----JIS K 2473 (加工タール) の精製タールにアマニ油 又は乾性油を 2 %以上混合して十分混和する。 (4)接合形式及び呼び径---A 形 (75~1 500) B 形 (1 200~1 500) C 形 (75~1 500) フランジ (75~1 500) とした。
		1967.10. 5	改正	改正要点 JWVA G 106 として改正した。 (1)引張試験片を製作する Y ブロックに JIS G 5502 (球状黒 鉛鉄品) の A 号と明記した。 (2)呼び径 75, 100 及び 150 mm を追加した。
		1971. 8. 2	改正	改正要点 (1)水圧試験----呼び径 300 以下 30 kgf/cm ² 呼び径 350~600 25 kgf/cm ² 呼び径 700~1 000 20 kgf/cm ² 呼び径 1 500 以上 15 kgf/cm ² とした。 (2)ウイトねじからメートルねじに改正した。
		1971. 8. 2	改正	改正要点 (1)K 形を採用して B 形, C 形を削除した。 (2)接合形式及び呼び径---A 形 (75~500) K 形 (400~1 500) とした。
		1974. 3. 1	廃止	廃止理由 JIS G 5527 (水道用球状黒鉛鉄異形管) が制定されたため。
G 107	水道用鋼管コー ルタールエナメ ル塗装方法	1965. 8.30	制定	制定趣旨 大口径管にコールタールエナメル塗覆装鋼管の需要が多くな り各都市では採用に際し, AWWA (米国水道協会規格) を 参照して各自の仕様書を作成していた。その後日本水道協会 で標準仕様書を作成し, その後水道用塗覆装鋼管の規格見直 しが行われ, この際, 塗覆装方法についても検討することと なり, 既設の仕様書を基に規格制定をした。
		1968. 1. 1	廃止	廃止理由 JIS G 3492 (水道用鋼管コールタールエナメル塗装方法) が 制定されたため。(JIS G 3492 は H16.3.20 廃止)
G 108	水道用遠心力鑄 鉄管	1969. 8. 6	制定	制定趣旨 JIS G 5521 (水道用立型鑄鉄管), JIS G 5522 (水道用遠心力 砂型鑄鉄管), JIS G 5523 (水道用遠心力金型鑄鉄管) 及び JWWA G 102 (水道用メカニカルジョイント鑄鉄直管) を整 理統合し, 規格名称を水道用遠心力鑄鉄管とした。
		1982.11.10	廃止	制定要点 (1)呼び径 75~250 の 5 種類について, 高圧管と普通圧管を 規定した。 (2)管の接合部の形状は, メカニカルジョイント形のみとし, ソケット形は削除した。
		1982.11.10	廃止	廃止理由 JWVA G 113 (水道用ダクタイト鑄鉄管) が規格化されたた め。
G 109	水道用鑄鉄異形 管	1969. 8. 6	制定	制定趣旨 JIS G 5524 (水道用鑄鉄異形管) と JWVA G 103 (水道用メ カニカルジョイント鑄鉄異形管) を整理統合した。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1982.11.10	廃止	制定要点 (1)呼び径 75～500 の 10 種類について規定した。 (2)管の接合部の形式は、メカニカルジョイント形及びフランジ形とし、ソケット形は削除した。 廃止理由 JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) が規格化され、製造されていないため。
G 110	水道用 T 形遠心 カダクタイル鋳 鉄管	1973. 7.10 1982.11.10	制定 廃止	制定趣旨 呼び径 75～250 の範囲の管は経済性・作業性などが優れている接合形式について規格化の要望があった。 制定要点 (1)管は、1 種管及び 3 種管の 2 種類とした。 (2)塗装は、JWWA G 105 と同様とした。 (3)モルタルライニングは、JWWA G 105 と同様とした。 廃止理由 JWWA G 113 に整合統合されたため。
G 111	水道用 T 形ダク タイル鋳鉄異形 管	1973. 7.10 1982.11.10	制定 廃止	制定趣旨 JWWA G 110 と同様とした。 廃止理由 JWWA G 114 に整合統合されたため。
G 112	水道用ダクタイ ル鋳鉄管内面エ ポキシ樹脂粉体 塗装	1980.12.18 2002. 5.22 2004. 3.31	制定 改正 一改	制定要点 適用範囲---水道用ダクタイル鋳鉄管及び水道用ダクタイル鋳鉄異形管の内面に塗装するエポキシ樹脂粉体塗料及びその塗装方法について規定した。 なお、対象口径は、当面製造設備の点から呼び径 75～350 mm までとし、これ以上の大口径管については本規格を準用することとした。 改正要点 (1)塗料の主原料を限定することとし、その原料に適した浸出性能項目、試験方法を規定した。 (2)試験方法を JIS K 5400 (塗料一般試験方法平成 14 年 4 月廃止) から JIS K 5600 (塗料一般試験方法) シリーズに変更した。 (3)溶解試験を浸出性に名称変更し、新たに項目を追加した。 (4)浸出試験には、ガラス板を使用するように変更した。 (5)浸出試験は、JWWA Z 108 によって行い、検水の分析は、JWWA Z 110 の附属書及び新たに規定した附属書によって行う。 (6)塗装及び塗膜の試験の範囲は、実態に合わせて接合形式を追加した。 改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2015.4.20	改正	<p>り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 JIS G 5528 の平成 26 年 11 月改正に伴い、JIS と整合を図る必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)塗装範囲の表記方法を、接合形式別から継手構造別に変更した。 (2)塗料の組成に、酸化鉄及び黄色酸化鉄を追加した。 (3)比重試験の供試体を、塗膜から塗料に変更した。 (4)他の塗料規格と合わせ、浸出性を塗料の品質とは別の独立した箇条とし、浸出試験方法を附属書にまとめた。</p>
		2017.12.21	改正	<p>改正趣旨 製造上生じるピンホール等の軽微な欠陥について、エポキシ樹脂塗料による部分的な補修を規定しているが、直管は長さがあるため、補修が困難であり、焼鈍炉でエポキシ樹脂粉体塗装を焼いて除去した後に、再度塗装を行っている状況にある。</p> <p>このような状況から、原案作成団体である日本ダクティル鉄管協会から本協会に対して、塗膜を全長に渡って目粗しし、予熱した後、粉体塗装装置を用いてエポキシ樹脂粉体塗料を全長に渡って塗り重ねをする補修方法（リコート）を改めて規格に盛り込みたいとの要望が提出され、改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)直管の塗装で生じたピンホール、軽微なきず、くぼみなどの補修について、規格制定時に手直しとして規定されていたリコートを改めて追加した。 (2)リコートにおける塗膜の品質、試験、及び検査を、附属書 B に規定した。</p>
G 113	水道用ダクティル 鉄管	1982.11.10	制定	<p>制定趣旨 JIS G 5526 が、水道以外の水輸送にも使用できる汎用規格となった。したがって、JWWA G 110（水道用 T 形遠心力ダクティル鉄管）及び日本ダクティル鉄管協会（JDPA）規格を整理統合し、JIS G 5526 をベースに水道用として要求される条件を加味した JWWA 規格を制定した。</p> <p>制定要点 (1)種類---1, 1.5, 2, 2.5, 3, 3.5, 4, 4.5 種管とした。 (2)接合形式及び呼び径 K 形（75～2 600） A 形（75～350） T 形（75～250） U 形（700～2 600） KF 形（300～900） UF 形（700～2 600） SII 形（100～450） S 形（500～2 600）とした。</p>
		1990. 9. 3	改正	<p>改正要点 (1)SI 単位の予告方式による第 3 段階への移行導入をした。 ①引張強さ 42 kgf/mm²→420 N/mm² ②試験水圧 60 kgf/cm²→6.0 MPa</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1992. 7.17	改正	<p>③ボルトの試験荷重 ④ゴム輪の引張強さ</p> <p>(2)接合形式----PI形,PII形(呼び径 300~1 350, 管種 1~4 種管, 有効長 4, 6 m) 及び US 形(呼び径 700~2 600, 管種 1~4 種管, 有効長 4 5, 6 m) を追加した。</p> <p>(3)機械的性質----へん平試験を削除した。 (従来, 呼び径 250 以下については規定されていなかったが, 今回呼び径 300~2 600 について削除したことによる)</p> <p>(4)形状寸法----有効長について, 従来, 4・5・6 m を規定していたが, ISO 規格で 7・8・9 m も規定していることもあり, 呼び径 600~1 600 について受渡当事者間の協議により製造, 使用してもよいこととした。</p> <p>(5)接合部品 ①U形, UF 形用留金具の材質ナイロン 6 及び留金具用ボルトの材質 SUS304 を追加した。 ②GF 形ガasket 2 号を削除した。</p> <p>* シールコートは, 昭和 45 年から pH の問題が生じて施工することとした。また, 平成元年にはシールコートの剥離から浸透性のシールコートに変更した。</p> <p>改正要点 (1)規格の規定単位を全て SI 単位とし, 参考として従来単位を併記した。 (2)直管の外面の塗装規格の見直し----JWWA K 139 を制定して盛り込んだ。 (3)形状寸法----SII 形呼び径 75 の直管及び接合部品を追加, また呼び径 75・100 の切管用挿しロリング形状の改善を図った。 (4)試験方法----US 形用ビニルチューブ接続部の試験方法の簡便化を図るため, 水圧試験から気密試験に改正した。</p>
		1999. 4.26	改正	<p>改正要点 (1)製造方法を適用範囲に規定したことに伴い規定項目から削除した。 (2)A 形を削除し, NS 形(呼び径 75~250) を追加規定した。 (3)硬さ試験は, 疑義が生じた場合のみ行うこととした。 (4)管の有効長及び K 形管の外径許容差の変更, 並びに T 形管の受口部のみ込み代寸法を長くした。 (5)外観は管の曲がりの最大偏位を規定し, 疑義が生じた場合のみ測定することとした。 (6)引張試験において供試材の組, 試験片の寸法などを変更した。 (7)水圧試験における保持時間を規定した。 (8)表示は, 全ての受口に接続形式を明示することとした。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2000. 3.27	改正	<p>(9)接合部品の材料にエチレンプロピレンゴム (EPDM) を追加規定した。</p> <p>改正趣旨 (1)平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。</p> <p>(2)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受け、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>改正要点 (1)モルタルライニングは、JWWA A 113 によった。</p> <p>(2)浸出性及びその試験方法について規定した。</p> <p>(3)呼び径 500～1 200 の S 形の挿し口部及び受口部の寸法許容差を一部変更した。</p> <p>(4)耐震管 NS 形、SII 形、S 形及び US 形の挿し口突部の形成方法は、鋳出し又は溶接以外の方法も可能とした。</p>
		2001. 9. 4	改正	<p>改正要点 SII 形バックアップの物性及び試験方法を一部改正した。</p>
		2003. 3.17	改正	<p>改正要点 接合部品 I 類の塗料規定を一部改正した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 JWWA G 112 (水道用ダクティル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装) の改正及び JWWA K 156 (水道施設用ゴム材料) の制定、ダクティル関連規格との整合、ねじなどの関連 JIS 規格の廃止に伴う変更、NS 形接合部品の追加、KF 形受口溝部内径寸法許容差の見直し、規格の構成の見直しなどに対応するため改正した。</p> <p>改正要点 (1)採用実績が少ない中間管種 (呼び径 1 600 以上の K 形、T 形、U 形、S 形、US 形管に規定されていた 1.5 管種、2.5 管種、3.5 管種、4.5 管種) 及び長尺継ぎ輪 (SII 形、S 形、US 形) を削除した。</p> <p>(2)受口部の外面形状を示す寸法 (S 寸法、S' 寸法及び F 寸法) 及び呼び径 700 以上の管外径 (D₂ 寸法及び D₂' 寸法) などの許容差の一部を見直した。</p> <p>(3)NS 形切管用挿しロリングの形状及び寸法を一部変更すると共に、新たに挿し口端面に被せるテーパ体形の切管用挿しロリング (タッピンねじタイプ) を追加した。</p> <p>(4)接合部品のダクティル鑄鉄材料は、FCD420-10 に統合し、ステンレス材料は、原則 SUS304 に統合し、管内面に使用する軟鋼材料 (SS400) は、SUS304 に変更した。</p> <p>(5)ゴム輪には、使用できる全ての接合形式を表示することと</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2005.11.18	改正	<p>した。</p> <p>(6)浸出性は、厚生労働省令の一部改正に伴い、改正された厚生労働省令との整合を図った。</p> <p>(7)JWWA G 112 の改正及び JWWA K 156 の制定に伴い、規定内容を見直した。</p> <p>(8)ねじについては、JIS B 0205, JIS B 0207 の廃止に伴い、新たに制定された JIS B 0205 シリーズに置き換えた。また、ブリネル硬さは、JIS Z 2243 の改正に伴い、単位を HB から HBW に変更した。</p> <p>改正趣旨 附属書 1 には、NS 形の切管時に用いる接合部品が規定されている。その中の、タッピンねじタイプのリング及びゴム輪を用いた接合を行う時に、施工現場によっては角度を付けた状態で挿入する場合があります、その際に大きな力が必要となり、接合が困難なことがある。このことについて、現場の施工状況を改善するため、規格の一部改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)タッピンねじタイプのリングの外表面形状を従来の R 面取り形状からテーパ面取り形状に変更した。 (2)NS 形ゴム輪の「7.0 MPa 荷重時の伸び」の数値規定を削除した。</p>
		2010. 7.23	改正	<p>改正趣旨 他の水道用塗料規格との整合、継手性能の規定化及び NS 形の口径拡大等による管種の見直しを行った。</p> <p>改正要点 (1)性能規格化の観点から継手性能を規定した。継手性能試験方法は、附属書 C に規定した。 (2)継手性能試験を規定したことに伴い、それぞれの管種・継手に求められる互換性の確保、管路設計・施工管理・維持管理に必要な寸法を改めて検討し、規定した。 (3)US 形管の LS 方式、呼び径 300～450 の NS 形管、呼び径 75～250 の NS 形ゴム輪（タイプ II）を規定した。 (4)PI 形管、呼び径 75～250 の SII 形、呼び径 700 の U・UF・US 形管、及び呼び径 700 以上の RF 形-RF 形フランジの組合せを削除した。 (5)JWWA K 139 の合成樹脂塗装は、内面用としては使用されていないため、内面塗装から削除し、継手部の塗装として新たに規定した。 (6)浸出試験において、改正された塗料及びモルタルライニングの規格と浸出項目の整合を取り、エポキシ樹脂粉体塗装品と無溶剤形エポキシ樹脂塗装品については、コンディショニングを行わないこととした。</p>
		2015. 4.20	改正	<p>改正趣旨 JIS G 5526 の 2014 年 11 月改正に伴い、JIS と整合を図る必要が生じた。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				改正要点 (1)規格書構成の変更をした。 JIS の構成に合わせ、寸法表を附属書にまとめた。 (2)管種又は呼び径の追加及び削除した。 追加：NS 形の呼び径 500～1 000, PN 形 削除：SII 形, KF 形, S 形 (500～1 000) (3)直管有効長の上の許容差を変更した。 +30 mm → +70 mm (4)耐水圧性の保持時間を含む試験時間(サイクルタイム)を規定した。 (5)寸法検査の頻度を変更した。 全数検査 → 製造業者の定める頻度
G 114	水道用ダクティル 鋳鉄異形管	1982.11.10	制定	制定趣旨 JIS G 5527 が、水道以外の水輸送にも使用できる汎用規格となった。したがって、JWWA G 111 (水道用 T 形ダクティル鋳鉄異形管) 及び日本ダクティル鉄管協会 (JDPA) 規格を整理統合して、JIS G 5527 をベースに水道用として要求される条件を加味した JWWA 規格を制定した。 制定要点 接合形式及び呼び径 K 形 (75～2 600) A 形 (75～350) T 形 (75～250) U 形 (700～2 600) KF 形 (300～900) UF 形 (700～2 600) SII 形 (100～450) S 形 (500～2 600) フランジ形 (75～2 600) とした。
		1990. 9. 3	改正	改正要点 (1)SI 単位の予告方式による第 3 段階への移行導入をした。 ①引張強さ 42 kgf/mm ² →420 N/mm ² ②試験水圧 30 kgf/cm ² →3.0 MPa (2)接合形式---PI 形・PII 形(呼び径 300～1 100, 品種→受挿し短管) 及び US 形(呼び径 700～2 600, 品種→継ぎ輪・長尺継ぎ輪) とした。 (3)形状寸法 ①T 形用継ぎ輪を削除した。(K 形に整理統合) ②A・T 形乙字管を削除した。(一部ユーザに限定されているため) ③フランジ形を削除した。(呼び径 75～2 600 GF 形メタルタッチでない場合) (4)付属部品 ①U 形, UF 形用留金具の材質ナイロン 6 及び留金具用ボルトの材質 SUS304 を追加した。 ②GF 形ガスケット 2 号を削除した。
		1992. 7.17	改正	改正要点 (1)規格の規定単位を全て SI 単位とし、参考として従来単位を併記する。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1999. 4.26	改正	<p>(2)異形管の内外面の塗装規格の見直し----JWWA K 139 を制定して盛り込む。</p> <p>(3)形状寸法</p> <p>①SII 形呼び径 75 の直管及び接合部品を追加, また, 呼び径 75・100 の切管用挿しロリング形状の改善を図る。</p> <p>②K 形・A 形・SII 形 栓の空気抜き用ボルトの寸法改正, また材料に JIS G 5121 (ステンレス鋼鑄鋼品) の SCS2 を追加規定した。</p> <p>(4)試験方法----US 形用ビニルチューブ接続部の試験方法の簡便化を図るため, 水圧試験から気密試験に改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)製造方法を適用範囲に規定したことに伴い規定項目から削除した。</p> <p>(2)A 形を削除し, NS 形 (呼び径 75~250) を追加規定した。</p> <p>(3)硬さ試験は, 疑義が生じた場合のみ行う。</p> <p>(4)引張試験において, 供試材のバッチ, 試験片の寸法などを変更した。</p> <p>(5)水圧試験における保持時間を規定した。</p> <p>(6)表示は, 全ての受口に接合形式を明示する。</p> <p>(7)接合部品の材料にエチレンプロピレンゴム (EPDM) を追加規定した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>(1)平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて, 建設省より“電線, 水管, ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されこれを受けて, 浅層埋設化に対応した。</p> <p>(2)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受け, 省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから, 浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)モルタルライニングは, JWWA A 113 によった。</p> <p>(2)浸出性及びその試験方法について規定した。</p> <p>(3)呼び径 500~1 200 の S 形の挿し口部及び受口部の寸法許容差を一部変更した。</p> <p>(4)耐震管 NS 形, SII 形, S 形及び US 形の挿し口突部の形成方法は, 鑄出し又は溶接以外の方法も可能とした。</p> <p>その他呼び径 75~300 の K 形, 呼び径 75~250 の T 形と NS 形の浅層埋設形フランジ付き T 字管 (空気弁用・消火栓用) を追加規定した。</p>
		2001. 9. 4	改正	<p>改正要点</p> <p>SII 形バックアップの物性及び試験方法を一部改正した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2003. 3.17 2004. 3.31	改正 改正	<p>改正要点 接合部品 I 類の塗料規定を一部改正した。</p> <p>改正趣旨 JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装) の改正及び JWWA K 156 (水道施設用ゴム材料) の制定, ダクタイル関連規格との整合, ねじなどの関連 JIS 規格の廃止に伴う変更, NS 形接合部品の追加, KF 形受口溝部内径寸法許容差の見直し, 規格の構成の見直しなどに対応するため改正した。</p> <p>改正要点 (1)採用実績が少ない中間管種 (呼び径 1 600 以上の K 形, T 形, U 形, S 形, US 形管に規定されていた 1.5 管種, 2.5 管種, 3.5 管種, 4.5 管種) 及び長尺継ぎ輪 (SII 形, S 形, US 形) を削除した。</p> <p>(2)受口部の外面形状を示す寸法 (S 寸法, S' 寸法及び F 寸法) 及び呼び径 700 以上の管外径 (D₂ 寸法及び D₂' 寸法) などの許容差の一部を見直した。</p> <p>(3)NS 形切管用挿し口リングの形状及び寸法を一部変更すると共に, 新たに挿し口端面に被せるテーパ一体形の切管用挿し口リング (タッピンねじタイプ) を追加した。</p> <p>(4)接合部品のダクタイル鋳鉄材料は, FCD420-10 に統合し, ステンレス材料は, 原則 SUS304 に統合し, 管内面に使用する軟鋼材料 (SS400) は, SUS304 に変更した。</p> <p>(5)ゴム輪には, 使用できる全ての接合形式を表示することとした。</p> <p>(6)浸出性は, 厚生労働省令の一部改正に伴い, 改正された厚生労働省令との整合を図った。</p> <p>(7)JWWA G 112 の改正及び JWWA K 156 の制定に伴い, 規定内容を見直した。</p> <p>(8)ねじについては, JIS B 0205, JIS B 0207 の廃止に伴い, 新たに制定された JIS B 0205 シリーズに置き換えた。また, ブリネル硬さは, JIS Z 2243 の改正に伴い, 単位を HB から HBW に変更した。</p>
		2005.11.18	改正	<p>改正趣旨 附属書 1 には, NS 形の切管時に用いる接合部品が規定されている。その中の, タッピンねじタイプのリング及びゴム輪を用いた接合を行う時に, 施工現場によっては角度を付けた状態で挿入する場合があります, その際に大きな力が必要となり, 接合が困難なことがある。このことについて, 現場の施工状況を改善するため, 規格の一部改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)タッピンねじタイプのリングの外面形状を従来の R 面取り形状からテーパ面取り形状に変更した。</p> <p>(2)NS 形ゴム輪の「7.0 MPa 荷重時の伸び」の数値規定を削除した。</p>
		2010. 7.23	改正	<p>改正趣旨 他の水道用塗料規格との整合, 継手性能の規定化及び NS 形</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2015. 4.20	改正	<p>の口径拡大等による管種の見直しを行った。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)性能規格化の観点から継手性能を規定した。継手性能試験方法は、附属書 C に規定した。</p> <p>(2)継手性能試験を規定したことに伴い、それぞれの管種・継手に求められる互換性の確保、管路設計・施工管理・維持管理に必要な寸法を改めて検討し、規定した。</p> <p>(3)US 形管の LS 方式、呼び径 300～450 の NS 形管、呼び径 75～250 の NS 形ゴム輪（タイプ II）を規定した。</p> <p>(4)PI 形管、呼び径 75～250 の SII 形、呼び径 700 の U・UF・US 形管、及び呼び径 700 以上の RF 形-RF 形フランジの組合せを削除した。</p> <p>(5)JWWA K 139 の合成樹脂塗装は、内面用としては使用されていないため、内面塗装から削除し、継手部の塗装として新たに規定した。</p> <p>(6)浸出試験において、改正された塗料及びモルタルライニングの規格と浸出項目の整合を取り、エポキシ樹脂粉体塗装品と無溶剤形エポキシ樹脂塗装品については、コンディショニングを行わないこととした。</p> <p>また、JWWA K 157 の適用範囲が拡大されたことから、ダクタイル鋳鉄異形管用塗料として無溶剤形エポキシ樹脂塗料を追加した。</p> <p>改正趣旨 JIS G 5527 の 2014 年 11 月改正に伴い、JIS と整合を図る必要が生じた。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)規格書構成の変更をした。 JIS の構成に合わせ本文と寸法表とを分け、寸法表を附属書にまとめた。</p> <p>(2)管種又は呼び径の追加及び削除をした。 追加：NS 形の呼び径 500～1 000, PN 形 削除：SII 形, KF 形, S 形（500～1 000）</p> <p>(3)耐水圧性の保持時間を含む試験時間（サイクルタイム）を規定した。</p> <p>(4)寸法検査の頻度を変更した。 全数検査 → 製造業者の定める頻度</p>
G 114-2	水道用うず巻式 ダクタイル鋳鉄 フランジ付き T 字管（消火栓 用）	1982.11.10	制定	<p>制定趣旨 JIS G 5527 が、水道以外の水輸送にも使用できる汎用規格となった。したがって、JWWA G 111（水道用 T 形ダクタイル鋳鉄異形管）及び日本ダクタイル鉄管協会（JDKA）規格を整理統合して、JIS G 5527 をベースに水道用として要求される条件を加味した JWWA 規格を制定した。</p> <p>制定要点 (1)接合形式---通常の配水管に用いられている K 形, A 形及び T 形とし、分岐部はフランジ形とし、呼び圧力と形式は</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1999. 4.26	廃止	<p>7.5 K の RF 形及び GF 形とした。</p> <p>(2)呼び径-----75～250 とした。</p> <p>廃止理由 JWWA G 114 に包含されたため。</p>
G 115	水道用ステンレス鋼管	1982. 7.28	制定	<p>制定趣旨 耐食性及び衛生上優れた水道配管の開発が望まれている折り、昭和 55 年 5 月 1 日 JIS G 3448 が制定された。これを機に水道用途に必要な条件を満たすような規格化の要望が水道事業体から出された。</p> <p>制定要点 (1)適用範囲及び呼び径---最高使用圧力 10 kgf/cm²{9.8 bar} 以下の水道に使用する呼び径 13～50 の管として規定した。 (2)種類及び記号---水道用ステンレス鋼管 A (SSP-SUS304) と水道用ステンレス鋼管 B (SSP-SUS316) について規定した。 (3)材料---JIS G 4305 及び JIS G 4307 のそれぞれを SUS304 と SUS316 とした。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに、その性能については、厚生省が定める“給水管及び給水器具の性能基準”に基づき規格改正した。</p> <p>改正要点 浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。</p>
	水道用ステンレス鋼管	2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材—浸出試験方法)、浸出液の分析方法については JWWA Z 110 (水道用資機材—浸出液の分析方法) を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p>
		2001. 9.11	改正	<p>改正要点 水道用施設としての浸出試験方法及び基準を規定した。</p> <p>改正要点 (1)管の熱処理について、定義と製造方法に規定した。 (2)管の厚さの許容差は、関連する JIS 規格と整合を図り、一部見直した。 (3)単位は、国際単位系 (SI) へ移行した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	水道用ステンレス鋼管	2004. 3.31	一改	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2012. 3.23	改正	<p>改正趣旨 最新の引用規格との整合、及び、規格様式を JIS Z 8301:2011 に合せた。</p> <p>改正要点 (1)鉄鋼関連 JIS の改正に合わせて、規格名称を”水道用ステンレス鋼管”とした。 (2)浸出性について、附属書 A (給水装置) は“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令”に、附属書 B (水道施設) は“水道施設の技術的基準を定める省令”によることとした。</p>
G 116	水道用ステンレス鋼管継手	1982. 7.28	制定	<p>制定趣旨 耐食性及び衛生上優れた水道配管の開発が望まれている折、昭和 55 年 5 月 1 日 JIS G 3448 が制定された。これを機に水道用途に必要な条件を満たすような規格化の要望が水道事業体から出された。</p> <p>制定要点 種類及び呼び径は、接合方式の違いにより、はんだ式 (13～25)、プレス式 (13～50)、圧縮式 (13～40) 及び伸縮可とう式 (胴及び袋ナットが鋳造品の 1 形と塑性加工品の 2 形) (13～50) を規定した。</p>
	水道用ステンレス鋼管継手	1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに、その性能については、厚生省が定める“給水管及び給水器具の性能基準”に基づき規格改正した。</p> <p>改正要点 浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布された</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2001. 9.11	改正	<p>ことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法についてはJWWAZ 108（水道用資機材－浸出試験方法）、浸出液の分析方法についてはJWWAZ 110（水道用資機材－浸出液の分析方法）を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p> <p>改正要点 水道用施設としての浸出試験方法及び基準を規定した。</p> <p>改正要点 (1)継手の接合方式が多様化しているため、詳細な寸法規定から性能規定に変更し、寸法は必要最小限にとどめた。 (2)継手の種類は、現在の使用実績から、伸縮可とう式及びプレス式とし、従来規定していた圧縮式、はんだ式を削除した。 (3)プレス式の引抜阻止力について、規定値を見直した。 (4)単位は、国際単位系（SI）へ移行した。</p>
		2003. 3.17	改正	<p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付で厚生労働省第 138 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び厚生労働省第 139 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004. 3.31	一改正	<p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の基準値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p>
		2007. 3.28	改正	<p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 水道用ステンレス製サドル付分水栓（JWWAB 139）及び水道用ステンレス製ボール止水栓（JWWAB 140）の制定に伴い規格を改正した。</p> <p>改正要点 (1)ステンレス製サドル付分水栓の規格制定に伴い、給水管取出しの接続ねじ形式が管用平行おねじに接続する継手として、分・止水栓用ソケットを追加した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容						
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 (2)ステンレス製サドル付分水栓の継手一体式を閉栓する場合の継手として、分水栓用プラグを追加した。</p> <p>(3)青銅製器具にステンレス鋼管又は波状ステンレス鋼管を接続する場合、異種金属の電気的な接触を防止するためメータ用ソケットに絶縁体を設け、絶縁構造とする規定を新たに設けた。</p> <p>(4)伸縮可とう式“キャップ（プラグ）”の名称を“キャップ”に統一した。</p> <p>(5)附属書4（参考）管と継手の標準接合にある“溝付け位置及び深さ”の“管端面からの距離”を呼び径にかかわらず、49 mmに統一した。</p> <p>(6)分水栓ソケットAは、使用実績がないことから廃止することとした。</p> <p>平成21年3月6日に、厚生労働省令第26号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同省令第27号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”が公布され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 (1)（給水装置用）の浸出性について、TOCの基準値を5 mg/L以下から3 mg/L以下に変更した。</p> <p>(2)附属書6（水道施設用鉛レス青銅鋳物）について、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして0.004 mg/L以下とした。</p> <p>(3)附属書7（水道施設用鉛レス青銅鋳物）について、TOCの基準値を5 mg/L以下から3 mg/L以下に変更した。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして0.04 mg/L以下とした。</p> <p>(4)2007年版の誤記を修正。（付図2、⑨メータ用ソケット・径違いメータ用ソケット）</p> <table border="1" data-bbox="831 1615 1390 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>(誤)</th> <th>(正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Lの許容差</td> <td>+規定せず -1.5</td> <td>+1.5 -規定せず</td> </tr> </tbody> </table>		(誤)	(正)	Lの許容差	+規定せず -1.5	+1.5 -規定せず
	(誤)	(正)								
Lの許容差	+規定せず -1.5	+1.5 -規定せず								
		2010. 2.26	一改	<p>改正趣旨 平成22年2月17日に厚生労働省令第18号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”が公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>						

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2011. 3.30	一改	<p>改正要点 附属書 6 (水道施設用鉛レス青銅鑄物) のカドミウム及びその化合物に関して、0.001 mg/L 以下から 0.0003 mg/L 以下に変更した。また、1,1,2-トリクロロエタンを削除した。附属書 7 (給水装置用鉛レス青銅鑄物) のカドミウム及びその化合物に関して、0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下に変更。また、1,1,2-トリクロロレタンを削除した。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号 “水道施設の技術的基準を定める省令及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令” が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
	水道用ステンレス鋼鋼管継手	2012. 3.23	改正	<p>改正要点 附属書 6 (水道施設用鉛レス青銅鑄物) のトリクロロエチレンに関して、0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L 以下に変更した。また、附属書 7 (給水装置用鉛レス青銅鑄物) のトリクロロエチレンに関して、0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 JWWAG 115 と同様、及び、浸出性以外の改正については前回の改正から 5 年余りが経過し、技術の進歩及び使用者ニーズの多様化に伴い、継手種類の追加及び削除、接合方法の一部変更の必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)鉄鋼関連 JIS の改正に合わせて、規格名称を”水道用ステンレス鋼鋼管”とした。 (2)浸出性について、附属書 A (給水装置) は “給水装置の構造及び材質の基準に関する省令” に、附属書 B (水道施設) は “水道施設の技術的基準を定める省令” によることとした。 (3)用語及び定義に L 形継手及び受渡検査を規定した。 (4)耐圧試験及び内圧繰返し試験における抽出量の測定方法を明確化した。 (5)伸縮可とう式継手及びプレス式継手の径違いソケットに 40×20 を追加した。 (6) “(径違い) メータ用ソケット” の名称を JIS B 8570-1 (水道用メーター及び温水メーター 第 1 部：一般仕様) に合わせて、 “(径違い) メーター用ソケット” に変更した。 (7)新たな継手の種類として、プレス式に “コンパクトエルボ” を追加した。 (8)使用実績がなく、製造もされていないことから、 “分水栓ソケット B” を削除。それに伴い、銅合金の材料、浸出性能の記載、引用規格及び附属書 (鉛レス青銅鑄物) を削除した。 (9)附属書 D において、伸縮可とう式 (溝なしワンタッチ方</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				式) の差込み寸法は、製造業者の仕様によることとし、差込み寸法基準値を削除した。
G 117	水道用塗覆装鋼管	1989. 3.28	制定	制定趣旨 JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) の適用範囲が汎用規格となったため。 制定要点 水道用として要求される埋設条件などに適応した管厚の選択ができるように管厚の種類を増加して規定した。 (1)呼び径----80~3 000 A (2)種類----引張強さ 30 kgf/cm ² , 38 kgf/cm ² , 41 kgf/cm ² により STW30, STW38, STW41 に区分した。
		2000. 3.27	改正	改正趣旨 (1)平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。 (2)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受け、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。
		2004. 3.31	改正	改正趣旨 (1)JWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) を内面用塗装として追加規定した。 (2)JWWA K 151 (水道用ポリウレタン被覆方法) 及び JWWA K 152 (水道用ポリエチレン被覆方法) に規定する外面用被覆を追加規定した。 (3)JIS G 3492(水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法) を外面塗覆装から削除した。 (4)浸出性及びその試験方法を規定した。
		2004. 9.10	改正	改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。 改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。
		2004. 9.10	改正	改正趣旨 水道用塗覆装鋼管の内面防食に使用する JWWA K 157(水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法) が平成 16 年 3 月 31

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2008.11.28	改正	<p>改正要点 日に制定，JWWA A 109（水道用鋼管モルタルライニング）が平成 15 年 6 月 3 日に廃止された。これに伴い，本規格の関連する規定を改正した。</p> <p>(1)JWWA K 157（水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法）を内面用塗装に追加した。</p> <p>(2)JWWA A 109（水道用鋼管モルタルライニング）を内面ライニングから削除した。</p> <p>(3)ゴムの引用規格を JIS K 6353（水道用ゴム）から JWWA K 156（水道施設用ゴム材料）に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 19 年 2 月に，JIS G 3443 及び JIS G 3451 が廃止され，新たに制定された JIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管）シリーズに統合されたことに伴い，JIS と整合を図る必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)JIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管-第 1 部：直管），JIS G 3443-3（水輸送用塗覆装鋼管-第 3 部：外面プラスチック被覆）に合わせた構成，内容とした。</p> <p>(2)塗覆装の種類から，アスファルト塗装及びポリエチレン被覆（粘着形）を削除した。</p> <p>(3)内面塗装に関し，特に臭気を考慮して工場出荷までに十分乾燥しなければならないことを規定した。</p> <p>(4)内外面塗覆装の品質，試験方法及び検査は，引用している塗料の規格によることとした。</p> <p>(5)附属書 A の浸出試験は，コンディショニングを行わないこととし，浸出性の項目は，JWWA K 135 及び JWWA K 157 に合わせて見直した。</p> <p>(6)ステンレス鋼管及び管端ステンレス鋼付塗覆装鋼管について，解説に記載した。</p> <p>改正趣旨 JIS G 3443 シリーズ改正との整合及び日本水道鋼管協会の長寿命化検討会によって期待耐用年数 100 年となる内外面塗装の仕様が確定されたことから，内外面塗装に長寿命形を規定した。</p> <p>改正要点 (1)内外面被覆の種類に長寿命形塗装を規定した。</p> <p>(2)鋼材の化学成分に規定がない合金元素の添加の扱いを明確化した。</p> <p>(3)水圧試験特性は水圧試験下限圧力で保証し，試験は水圧試験下限圧力以上の圧力で行うことを明確化した。</p> <p>(4)非破壊試験（超音波探傷）及びへん平試験について，規定より厳しい条件で試験を行ってよいことを明確化した。</p>
G 118	水道用塗覆装鋼管の異形管	1989. 3.28	制定	<p>制定趣旨 JIS G 3451（水輸送用塗覆装鋼管の異形管）の適用範囲が汎用性規格となったため，水道用として要求される条件を加味して規定した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2000. 3.27	改正	<p>制定要点 種類及び記号----種類は、最高許容圧力（水撃圧 5 kgf/cm²を含む）以下で使用できるよう 12.5 kgf/cm²（F125）、15 kgf/cm²（F150）、20 kgf/cm²（F200）、25 kgf/cm²（F250）、30 kgf/cm²（F300）の 5 種類を規定した。</p> <p>改正趣旨 (1)平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。</p> <p>(2)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受け、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>改正要点 (1)JWWA K 135（水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法）を内面用塗装として追加規定した。</p> <p>(2)JWWA K 151（水道用ポリウレタン被覆方法）及び JWWA K 152（水道用ポリエチレン被覆方法）に規定する外面用被覆を追加規定した。</p> <p>(3)JIS G 3492（水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法）を外面塗覆装から削除した。</p> <p>(4)浸出性及びその試験方法を規定した。</p> <p>その他呼び径 300A 以下の浅層埋設用フランジ付き T 字管を追加規定した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2004. 9.10	改正	<p>改正趣旨 水道用塗覆装鋼管の内面防食に使用する JWWA K 157（水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法）が平成 16 年 3 月 31 日に制定、JWWA A 109（水道用鋼管モルタルライニング）が平成 15 年 6 月 3 日に廃止された。これに伴い、本規格の関連する規定を改正した。</p> <p>改正要点 (1)JWWA K 157（水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2008.11.28	改正	<p>法) を内面用塗装に追加した。</p> <p>(2)JWWA A 109 (水道用鋼管モルタルライニング) を内面ライニングから削除した。</p> <p>(3)ゴムの引用規格を JIS K 6353 (水道用ゴム) から JWWA K 156 (水道施設用ゴム材料) に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 19 年 2 月に, JIS G 3443 及び JIS G 3451 が廃止され, 新たに制定された JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) シリーズに統合されたことに伴い, JIS と整合を図る必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管-第 2 部: 異形管), JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第 3 部: 外面プラスチック被覆) に合わせた構成, 内容とした。</p> <p>(2)塗覆装の種類から, アスファルト塗装及びポリエチレン被覆を削除した。</p> <p>(3)内面塗装に関し, 特に臭気を考慮して工場出荷までに十分乾燥しなければならないことを規定した。</p> <p>(4)内外面塗覆装の品質, 試験方法及び検査は, 引用している塗料の規格によることとした。</p> <p>(5)附属書 A の浸出試験は, コンディショニングを行わないこととし, 浸出性の項目は, JWWA K 135 及び JWWA K 157 に合わせて見直した。</p> <p>(6)ステンレス鋼管及び管端ステンレス鋼付塗覆装鋼管について, 解説に記載した。</p>
		2014.11.27	改正	<p>改正趣旨 JIS G 3443 シリーズ改正との整合及び日本水道鋼管協会の長寿命化検討会によって期待耐用年数 100 年となる内外面塗装の仕様が確定されたことから, 内外面塗装に長寿命形を規定した。</p> <p>改正要点 (1)内外面被覆の種類に長寿命形塗装を規定した。</p> <p>(2)管フランジ及びダクタイル鋳鉄管接続用挿し口の原管材料を追加した。</p> <p>(3)水圧試験特性は最高許容圧力で保証し, 試験は最高許容圧力以上の圧力で行うことを明確化した。</p> <p>(4)F12 フランジについて, RF-RF の組合せを 600A 以下に限定した。</p>
G 119	水道用波状ステンレス鋼管	1997.12. 5	制定	<p>制定趣旨 変位吸収性など耐震性に富み, 波状部において任意の角度を形成でき, 継手が少なくすむなどの配管施工の容易さを備えた波状ステンレスは, 水道事業者の仕様書若しくは型式承認制度の元で長さ 3 m 未満の波状継手として活用してきたが, 制度廃止に伴い “給水装置の構造及び材質の基準” 7 項目で対応することになった。しかし, 波状ステンレス鋼管の持つ特性を評価できないことから規格化の要望が出された。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2004. 3.31	改正	<p>制定要点 適用範囲・種類等---使用圧力 1.0 MPa 以下の水道に使用する波状部 8 連から構成する呼び径 13~50 の波状管 A (SUS304) ・波状管 B (SUS316) について規定した。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
G 120	水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管	2013. 3.26	制定	<p>制定趣旨 アセットマネジメント観点からの長寿命化要望、及び、NS 形の課題であった心出し作業や切管時の溝切り加工などの施工性改善のため、管外面の耐食亜鉛系塗装及びツインバルブ式の継手構造を持った GX 形ダクタイル鋳鉄管 (JDP A G 1049) が制定され、規格化の要望が出された。</p> <p>制定要点 (1)規格の構成及び内容は JWWA G 113,114 に準拠した。 (2)直管の種類は、溝切加工が可能な 1 種管と耐震性能が確保できる管厚の S 種管との二種類とし、呼び径 75~250 を規定した。 (3)外面及び継手部の塗装に、耐食亜鉛系塗装及びプライマを規定した。 (4)接合部品類を附属書 A に規定した。 (5)附属書 B の浸出性の基準について、技術基準省令の別表第二によることとした。 (6)附属書 C に継手性能試験方法を規定した。また、P-Link については異形管と同じ項目、G-Link については、離脱防止性能及び曲げ強度試験を規定した。 (7)耐食亜鉛系塗装の性能の評価方法として、JIS K 5600-7-9 を採用し、試験方法を附属書 D に規定した。</p>
		2017. 1.26	改正	<p>改正趣旨 この規格制定以降、多くの事業者で呼び径 300,400 についての使用実績が増加しており、一部の事業者から呼び径追加の要望があったため、この度呼び径 300,400 を追加した。</p> <p>改正要点 (1)呼び径 300,400 を追加した。 (2)JWWA G 113,114 に合わせ、規格構成を変更（図表を附属書に移動）した。 (3)JWWA G 113,114 に合わせ、規格内容を変更（有効長の許</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>容差を ISO 規格と整合する等) した。</p> <p>(4)施工現場にて、直管、P-Link の接合の合否を目視又は画像によって行うことができる着色ゴム輪(直管用,P-Link 用)を規定した。</p> <p>(5)継手性能試験について、呼び径 300,400 と呼び径 75~250 とでは直管はゴム輪、異形管は押輪の形状が異なるため、グループ化を行い、2つに分けることとした。</p>
G 121	水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄異形管	2013. 3.26	制定	<p>制定趣旨 アセットマネジメント観点からの長寿命化要望、及び、NS 形の課題であった心出し作業や切管時の溝切り加工などの施工性改善のため、管外面の耐食亜鉛系塗装及びツインバルブ式の継手構造を持った GX 形ダクタイル鋳鉄管 (JCPA G 1049) が制定され、規格化の要望が出された。</p> <p>制定要点 (1) 規格の構成及び内容は JWWA G 113,114 に準拠した。 (2)異形管の種類は、耐食亜鉛系塗装の性能を考慮して新たな管厚を決定し、DF 種の 1 種類を規定した。また、継手構造は、施工性を考慮し、押輪を用いるメカニカル構造とした。 (3)水道事業者からの要望が多い、曲管 5 5/8°、乙字管、両受短管と、フランジ形の 7.5 K、10K、16 K を規定した。また、埋設管路から耐震性の低いフランジ形を少なくする観点から、短管 1 号、2 号は規定しないこととした。</p>
		2017. 1.26	改正	<p>改正趣旨 この規格制定以降、多くの事業者で呼び径 300,400 についての使用実績が増加しており、一部の事業者から呼び径追加の要望があったため、この度呼び径 300,400 を追加した。</p> <p>改正要点 (1)呼び径 300,400 を追加した。 (2)JWWA G 113,114 に合わせ、規格構成を変更 (図表を付属書に移動) した。 (3)JWWA G 113,114 に合わせ、規格内容を変更 (有効長の許容差を ISO 規格と整合する等) した。 (4)施工現場にて、直管、P-Link の接合の合否を目視又は画像によって行うことができる着色ゴム輪(直管用,P-Link 用)を規定した。 (5)継手性能試験について、呼び径 300,400 と呼び径 75~250 とでは直管はゴム輪、異形管は押輪の形状が異なるため、グループ化を行い、2つに分けることとした。</p>
H 101	水道用銅管	1953. 4.20	制定	<p>制定要点 (1)静水頭 150 m 以下に使用することとした。 (2)1 種は軟質で主として地下埋設用、2 種は硬質で主として屋内用とした。 (3)水圧試験は 21 kgf/cm² とした。</p>
		1971. 8. 2	改正	<p>改正要点 (1)原管は、JIS H 3603 (りん脱酸銅継目無管) の普通級を用</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1979.12.19	改正	<p>いることとした。</p> <p>(2)従来使用静水頭 150 m であったが、鋼管規格が 100 m 以下と改められたので、今回使用静水頭 100 m 以下とした。</p> <p>(3)水圧試験は従来 21 kgf/cm²で行っていたが、25 kgf/cm²と改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)国際単位系 (SI) を参考として採り入れた。</p> <p>(2)管の種類は、JIS の改正により無酸素銅及びりん脱酸銅は、それぞれ JIS H 3300 (銅及び銅合金継目無管) の C1020 及び C1220 と記号が改められたことからこれを採用した。</p> <p>(3)水圧試験は、JIS H 3300 に準じて、か (渦) 流探傷試験で代行して良いこととした。</p>
		1988. 8.23	改正	<p>改正要点</p> <p>1 形, 2 形の直管の長さを、運搬都合上、5 000 mm から 4 000 mm とする。</p>
		1996.11. 6	改正	<p>改正要点</p> <p>(1)国際単位系 (SI) に移行した。</p> <p>(2)銅管外面に合成樹脂を被覆した 2 種類の被覆銅管を追加規定した。</p> <p>(3)JIS H 3300 の C1020 (無酸素銅) の使用・製造実績がないことから削除した。</p> <p>(4)ミリサイズの銅管 1 形と銅管 2 形の L タイプ (厚肉管) を削除した。</p> <p>(5)水圧試験の試験圧力は、従来 25 kgf/cm²となっていたが、JIS H 3300 に準じて銅管の厚さと外径から算出するように変更した。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに、その性能については厚生省が定める (給水管及び給水器具の性能基準) に基づき規格改正した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正要点</p> <p>浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。</p> <p>改正趣旨</p> <p>平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材—</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2004. 2. 5	改正	<p>改正要点 浸出試験方法), 浸出液の分析方法についてはJWWAZ110(水道用資機材-浸出液の分析方法)を引用するとともに, その性能については厚生省令の別表二によることとし, 規格改正した。</p> <p>改正趣旨 水道施設用としての浸出試験方法及び基準を規定した。適用範囲, 試験方法, 規格様式など見直す必要が生じてきた。このような状況の中, 社団法人 日本銅センターより規格改正の要望が出された。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正要点 (1)水道用銅管・被覆銅管については, 給湯配管にも使用が出来るよう浸出試験方法を改正した。 (2)外面被覆用樹脂(塩化ビニルコンパウンドの性能項目)“ビカット軟化温度”を削除した。 (3)外面被覆用樹脂の引張試験は, JIS規格の廃止及び制定に伴い見直した。 (4)単位は, 国際単位系(SI)へ移行した。</p> <p>改正趣旨 平成16年1月26日付けで厚生労働省5号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第14号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”, 同省令第6号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第15号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布された事に伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り, 省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目, 削除項目に合わせ変更し, 規定値, 項目名称を省令に合わせた。</p>
H 102	水道用銅管継手	1953. 4.20	制定	<p>制定要点 JWSA H 101の接合に用いる継手受け口部寸法, 青銅鋳物製のソケット, 径違いソケット, エルボ, 径違いエルボ, チーズ, 水せんチーズ, 水せんエルボ, 水せんソケット, キャップについて規定した。</p>
		1971. 8. 2	改正	<p>改正要点 (1)従来は形状, 寸法, 材質だけの規定であったが, 管規格に準じて規格本文を付した。 (2)材質は, JIS H 5111(青銅鋳物)のみの規定であったが, 今回この種の材料はねじ付継手(水栓チーズなど)に用いることとし, その他は管と同質の材料を用いることとした。</p>
		1979.12.19	改正	<p>改正要点 (1)国際単位系(SI)を参考として採り入れた。 (2)管の規格改正に伴い, 呼び径を従来のミリサイズのものとしてJIS H 3300(銅及び銅合金継目無管)の配管用銅管のインチサイズの2形を追加した。</p>
		1996.11. 6	改正	<p>改正要点 (1)国際単位系(SI)に移行した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1997.12.5	改正	<p>改正趣旨 (2)JWWA H 101 の改正に伴いミリサイズの1形を削除した。 (3)JIS H 3300 の C1020 (無酸素銅) の使用・製造実績がないことから削除した。 (4)JIS H 3401 の改正に伴い, 2種を追加規定した。 (5)継手の種類を組合せ接続(管×管, 管×他種管, 管×器具)に区分した。 (6)分析試験及び気密試験を追加規定した。</p> <p>平成9年3月19日に厚生省で水道法第16条施行令第4条“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令”が公布されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお, 試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに, その性能については厚生省が定める(給水管及び給水器具の性能基準)に基づき規格改正した。</p>
		2000.3.27	改正	<p>改正要点 浸出試験方法及び浸出性能基準を規定した。</p> <p>改正趣旨 平成12年2月23日に水道法第5条第4項に基づく厚生省令第15号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第45号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて, 省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから, 浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお, 試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材—浸出試験方法), 浸出液の分析方法については JWWA Z 110 (水道用資機材—浸出液の分析方法) を引用するとともに, その性能については厚生省令の別表二によることとし, 規格改正した。</p>
		2003.3.17	改正	<p>改正要点 水道施設用としての浸出試験方法及び基準を規定した。</p> <p>改正趣旨 平成14年10月29日付けで厚生労働省第138号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び厚生労働省第139号“水道施設用の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され, 鉛基準値が改正されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004.2.5	改正	<p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 適用範囲, 試験方法, 規格様式など見直す必要が生じてきた。このような状況の中, 社団法人日本銅センターより規格改正の要望が出された。</p> <p>改正要点 (1)水道用銅管継手については, 給湯配管にも使用出来るよ</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2004. 3.31	改正	<p>う浸出試験方法を改正した。</p> <p>(2)青銅鑄物製の継手は、表面の鉛を除去する処理を施すこととした。</p> <p>(3)銅及び銅合金鑄物の規格については、JIS H 5111 が廃止となり、その規定が JIS H 5120 に統合されたため、JIS H 5111 を削除し JIS H 5120 を追加した。</p> <p>(4)単位は、国際単位系 (SI) へ移行した。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
K 101	水道用ポリエチレン管	1958. 1.30	制定	<p>制定要点 JWSA K 101 として制定した。</p> <p>(1)適用範囲----静水頭 75 m 以下に使用とした。</p> <p>(2)種類---第 1 種 (軟質管) ， 第 2 種 (硬質管) とした。</p> <p>(3)管には耐候性を向上されるために、平均粒径 0.03 μ 以下のチャンネル型カーボンブラックを 2~3 % (重量) 配合し、均一に分散させる。</p> <p>(4)呼び径は、10, 13, 20, 25, 30, 40, 50 mm とした。</p> <p>(5)引張強さは、第 1 種 95 kgf/cm² 以上、第 2 種 200 kgf/cm² 以上とした。</p> <p>(6)水圧試験は、気温 20±2 °C において、25 kgf/cm² とした。</p>
		1959. 7. 1	廃止	<p>廃止理由 JIS K 6762 (S34.7.1) が制定されたため。</p>
K 102	水道用ゴム	1937. 5.19	制定	<p>日本水道協会 50 年史 (P143) より、JWSA K 102 として制定した。</p> <p>制定要点 ゴムの材質及び硬さが、使用用途別に第一種、第二種及び第三種の 3 種類とした。この規格は昭和 18 年 10 月 27 日に「水道用ゴムパッキン」として臨 JES 第 499 号類別 K として制定した。</p> <p>なお、この JIS は昭和 28 年 3 月 28 日に JIS K 6353 (水道用ゴムパッキン) として規定した。</p>
	水道用ゴムパッキン	1959. 不明	改正 廃止	<p>日本水道協会 50 年史 (P156) より JWSA K 102 として改正した。</p> <p>JIS K 6353 水道用ゴム (S28.3.28 制定→S34.9.19 検査心得制定→S35.7.1 改正) した。</p> <p>廃止理由 昭和 28 年 3 月 28 日に JIS K 6353 (水道用ゴム) として制定</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				されたため。
K 103	水道用アルギン酸ソーダ	1961. 9.11	制定	制定趣旨 性能の異なる製品が出荷されていること、品質の区分を明確にすること、また安定した浄水処理のために主成分の品質が均一であることが不可欠であったため。
		1966. 7.19	改正	改正趣旨 他の薬品類に関わる JWWA 規格との整合性の観点から改正した。 改正要点 ヒ素の表示 As_2O_3 を As に改め、規格値 50 ppm を 30 ppm に変更した。
		1979. 4.26	改正	改正趣旨 「褐藻類をアルカリ処理して得られる薬品」から「水処理、並びにスラッジ処理に用いる薬品」という位置付けとした。 改正要点 品質にカドミウムと水銀を追加規定した。
K 104	水道用ポリエチレン管継手	1963. 9. 5	制定	制定趣旨 昭和 34 年 7 月に JIS K 6762 が制定されことを受け、融着によるスリーブ継手が JWSA K 104 として制定した。 制定要点 (1)耐寒性、耐食性など管の有する特長を損なわれないためには継手も管と同質であること。 (2)管には耐候性を向上されるために、平均粒径 $0.03 \mu m$ 以下のチャンネル型カーボンブラックを 2~3% (重量) 配合し、均一に分散させる。 (3)引張強さは、 170 kgf/cm^2 以上とした。 (4)水圧試験は、 25 kgf/cm^2 とした。
		1965. 1. 1	廃止	廃止理由 JIS K 6763 (S40.1.1) が制定されたため。(JIS K 6763 は H7.9.1 廃止)
K 105	水道用硬質塩化ビニル管	1964.11.13	制定	制定趣旨 従来、水道用硬質塩化ビニル管及びその継手は、JIS K 6742・JIS K 6743 (水道用塩化ビニル管・その継手) に呼び径 50 mm まで規定されていた。しかしながら、これ以上の呼び径の管も水道用として多く使用され、呼び径 75・100 mm を規格化することとなった。また、JIS は昭和 39 年 1 月に改正されたばかりであるため、JIS に追加するまでの間 JWWA とすることとした。 制定要点 (1)適用範囲----静水頭 75 m 以下の水道に使用とした。 (2)呼び径----75 mm, 100 mm について規定した。
		1967.12. 7	改正	改正要点 呼び径 150 mm を追加した。
		1971. 8. 1	廃止	廃止理由 呼び径 75~150 が JIS K 6742 に追加規定されたため。
K 106	水道用硬質塩化ビニル管継手	1964.11.13	制定	制定趣旨 従来、水道用硬質塩化ビニル管及びその継手は、JIS K 6742・JIS K 6743 (水道用塩化ビニル管・その継手) に呼び径 50 mm まで規定されていた。しかしながら、これ以上の呼び径の管も水道用として多く使用され、呼び径 75・100 mm を規格化することとなった。また、JIS は昭和 39 年 1 月に改正されたばかりであるため、JIS に追加するまでの間 JWWA とすることとした。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1967.12.7	改正	制定要点 (1)種類----甲形（射出成形によって成形したもの） 乙形（管を加熱加工したもの）とした。 (2)呼び径----75 mm, 100 mm について規定した。 改正要点 (1)呼び径 150 mm を追加規定した。 (2)従来の乙形ソケットは削除し，新たに VA ソケット，VC ソケット並びにキャップを規定した。
		1971.8.1	廃止	廃止理由 呼び径 75～150 が JIS K 6743 に追加規定されたため。
K 107	水道用消石灰	1965.8.27	制定	制定趣旨 石灰は原石産出地によって，ひ素，鉛などを多く含む場合があり，浄水処理における注入率によっては，水質基準が達成できないおそれがあるため，カドミウム，水銀，クロムなどの有害物質の少ないものを使用する。また，主成分の品質が均一であることが安定した浄水処理に欠かせないため規定した。
		1978.3.31	改正	改正趣旨 “褐藻類をアルカリ処理して得られる薬品”から，“水処理，並びにスラッジ処理に用いる薬品”という位置付けとした。 改正要点 品質にクロム，カドミウム，水銀を追加規定した。
		1997.12.25	改正	改正趣旨 水道水の安全性向上という観点から平成4年12月に水質基準が改正され，重金属類の基準値が大幅に厳しくなったこと，また試験方法に電気加熱方式原子吸光分析法，水素化物発生原子吸光分析法，ICP 発光分光分析法等が採用された。 改正要点 (1)電気加熱方式原子吸光分析法（カドミウム，鉛及びクロム）と水素化物発生原子吸光分析法（ひ素）を追加規定した。 (2)ジフェニルカルバジドによる吸光光度法を廃止した。
		2002.12.27	改正	改正趣旨 平成12年2月23日に公布された厚生省令第15号“水道施設の技術的基準を定める省令”の第1条第16号で，浄水処理に使用される水道用薬品の衛生性についての基準が明確化された。これを受けて，平成12年3月31日付け衛水第21号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知“水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて”で水道薬品の試験方法が示された。これに伴い，施設基準省令に規定された項目の評価試験に関する事項について，ガイドラインと整合性をもつ規格に改正した。 改正要点 厚生省令に基づく評価試験を規定した。 適用範囲は最大注入率 100 mg/L を想定とした。
		2005.5.9	改正	改正趣旨 平成16年1月26日に厚労省令第5号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び厚労省告示第14号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され，また，“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正

JWWA	名 称	年 月 日		内 容								
				<p>について”（平成16年2月9日健水発第0209001号厚生労働省令健康局水道課長通知）が通知された。</p> <p>これを受けて平成16年3月31日に“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について”（健水発第0331001号厚生労働省健康局水道課長通知）も出された。更に、平成17年3月に“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件”（平成17年3月30日厚生労働省告示第125号）が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの一部改正について”（平成17年3月30日健水発第0330003号）が出され、平成17年4月1日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行った。</p>								
		2009.4.1	一改	<p>改正趣旨 平成21年3月6日に、厚労省令第26号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 TOCの基準値に関して、0.5 mg/L以下から0.3 mg/L以下とした。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして0.004 mg/L以下とした。</p>								
		2010.4.1	一改	<p>改正趣旨 平成22年2月17日に厚労省令第18号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値を0.001 mg/L以下から0.0003 mg/L以下とした。</p>								
		2011.4.1	一改	<p>改正趣旨 平成23年1月28日に、厚生労働省令第11号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値に関して、0.003 mg/L以下から0.001 mg/Lに変更した。</p>								
		2014.4.1	一改	<p>改正趣旨 平成26年2月28日に厚生労働省令第15号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 浸出性の基準値を次のとおり変更した。（単位 mg/L）</p> <table border="0"> <tr> <td>亜硝酸態窒素（新規）</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.0015</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> </table>	亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004	アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002
亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004									
アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002									

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				ニッケル及びその化合物 0.001 → 0.002
K 108	水道用ソーダ灰	1965. 8.27	制定	制定趣旨 ソーダ灰は、安全性の高いもの、安定した浄水処理のため主成分の品質が均一であることが不可欠であることから規定した。
		1976.10. 8 1997.12.25	改正 改正	改正要点 品質にクロム、カドミウム、水銀を追加規定した。 改正趣旨 水道水の安全性向上という観点から平成 4 年 12 月に水質基準が改正され、重金属類の基準値が大幅に厳しくなったこと、また試験方法に電気加熱方式原子吸光分析法、水素化物発生原子吸光分析法、ICP 発光分光分析法等が採用された。 改正要点 (1)電気加熱方式原子吸光分析法（カドミウム、鉛及びクロム）と水素化物発生原子吸光分析法（ひ素）を追加規定した。 (2)ジフェニルカルバジドによる吸光光度法を廃止した。
		2001. 4. 2	改正	改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に公布された厚生省令第 15 号（水道施設の技術的基準を定める省令）の第 1 条第 16 号で、浄水処理に使用される水道用薬品の衛生性についての基準が明確化された。これを受けて、平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知（水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて）で水道薬品の試験方法が示された。これに伴い、施設基準省令に規定された項目の評価試験に関する事項について、ガイドラインと整合性をもつように改正した。 改正要点 厚生省令に基づく評価試験を規定した。 適用範囲は最大設定注入率 200 mg/L を想した。
	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）	2005. 5. 9	改正	改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日に厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び厚労省告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され、また、“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について”（平成 16 年 2 月 9 日健水発第 0209001 号厚生労働省令健康局水道課長通知）が通知された。 これを受けて平成 16 年 3 月 31 日に“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について”（健水発第 0331001 号厚生労働省健康局水道課長通知）も出された。更に、平成 17 年 3 月に“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件”（平成 17 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 125 号）が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの一部改正について”（平成 17 年 3 月 30 日健水発第 0330003 号）が出され、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行

JWWA	名 称	年 月 日		内 容												
		2009. 4. 1	一改	<p>改正要点 適用範囲は最大注入率 100 mg/L を想定した。</p> <p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚労省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2010. 4. 1	一改	<p>改正要点 TOC の基準値に関して、0.5 mg/L 以下から 0.3 mg/L 以下とした。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.004 mg/L 以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日に厚労省令第 18 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2011. 4. 1	一改	<p>改正要点 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値を 0.001 mg/L 以下から 0.000 3 mg/L 以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2014. 4. 1	一改	<p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値に関して、0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 26 年 2 月 28 日に厚生労働省令第 15 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 浸出性の基準値を次のとおり変更した。（単位 mg/L）</p> <table border="0"> <tr> <td>亜硝酸態窒素（新規）</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.0015</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>0.001</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> </table>	亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004	アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002	ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002
亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004													
アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002													
ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002													
K 109	水道用液体硫酸 アルミニウム	1965. 8.27	制定	<p>制定趣旨 硫酸アルミニウムは、安全性の高いもの、安定した浄水処理のため主成分の品質が均一であることが不可欠であることから規定した。</p>												
		1968. 9. 1	廃止	<p>廃止理由 JIS K 1450(水道用硫酸アルミニウム, S32.9.18 制定)に整理統合されたため。</p>												
K 110	水道用メタリン 酸ナトリウム	1963. 5. 8	制定	<p>制定趣旨 安全性が高く、品質が均一であることから、安定した浄水処理を可能とすることから規定した。</p>												
		1975. 6.21	改正	<p>改正要点 品質にクロム、カドミウム、水銀を追加規定した。</p>												
		2016. 3.28	廃止	<p>廃止理由 水道事業者への納入がないため。また、給用水用防錆剤は国が定める建築物維持管理権原者等に対する指導指針又は日本</p>												

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				給水用防錆剤協会の“給水用防錆剤及び管理基準”に基づき適正な注入管理がなされているため。
K 111	水道用ベントナイト試験方法	1967. 8.22	制定	制定要点 水道の水処理に用いるベントナイトの pH 値, 異物, 乾燥減量, ゲル形成, 膨潤度, ヒ素, 重金属に関する試験方法について規定した。
K 112	水道用液体アルミン酸ナトリウム (水道用液体アルミン酸ソーダ)	1967. 9.15	制定	制定趣旨 アルミン酸ナトリウムは, 安全性の高いもの, 安定した浄水処理のため主成分の品質が均一であることが不可欠であることから規定した。
		1980. 8. 1	廃止	廃止理由 PACなど主材のみでの水処理が行われるようになり, 補助材である本規格の使用実績がなくなったことから廃止した。
K 113	水道用粉末活性炭試験方法	1968. 8.13	制定	制定趣旨 本規格は, 第 30 回総会 (昭和 36 年度) において凝集補助剤に関する調査研究を本会に付託されたものである。 制定要点 水道の水処理に用いる粉末活性炭の pH 値, 比導電率, 塩化物, 鉛, 亜鉛, ひ素に関する試験方法について規定した。
		1974.11.30	改正	改正要点 乾燥減量, ふるい残分, カドミウムに関する試験項目を追加規定した。
		1985. 8.28	改正	改正要点 (1)ヒ素及び重金属の試験溶液は pH4~5 の抽出液に代えて pH7 の抽出液と変更した。 (2)重金属類の試験方法は原子吸光法のみとした。 (3)ABS 価の定量試験に紫外吸光法を追加規定した。 (4)吸着性能の目標値を追加規定した。
		1999. 3.31	改正	改正趣旨 水道水の安全性向上という観点から平成 4 年 12 月に水質基準が改正され, 重金属類の基準値が大幅に厳しくなったこと, また, 試験方法に電気加熱方式原子吸光分析法, 水素化物発生原子吸光分析法, ICP 発光分光分析法, イオンクロマトグラフなどが採用された。 改正要点 電気加熱方式原子吸光分析法 (亜鉛, カドミウム及び鉛), 水素化物発生原子吸光分析法 (ひ素), ICP 発光分光分析法 (亜鉛, カドミウム及び鉛), イオンクロマトグラフ法 (塩化物) を追加規定した。
		水道用粉末活性炭	2001.11.12	改正

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2005. 5. 9	改正	<p>改正趣旨 適用範囲の最大注入率は水分 50 %で 100 mg/L を想定した。平成 16 年 1 月 26 日に厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び厚労省告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され、また、“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について”（平成 16 年 2 月 9 日健水発第 0209001 号厚生労働省令健康局水道課長通知）が通知された。</p> <p>これを受けて平成 16 年 3 月 31 日に“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について”（健水発第 0331001 号厚生労働省健康局水道課長通知）も出された。更に、平成 17 年 3 月に“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件”（平成 17 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 125 号）が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの一部改正について”（平成 17 年 3 月 30 日健水発第 0330003 号）が出され、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行った。</p>
		2009. 4. 1	一改	<p>改正要点 適用範囲は最大注入率 200mg/L を想定とした。</p> <p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚労省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 TOC の基準値に関して、0.5 mg/L 以下から 0.3 mg/L 以下とした。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.004 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 4. 1	一改	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日に厚労省令第 18 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値を 0.001 mg/L 以下から 0.000 3 mg/L 以下とした。</p>
		2011. 4. 1	一改	<p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値に関して、0.003 mg/L 以下から</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2014. 4. 1	一改	<p>改正趣旨 0.001 mg/Lに変更した。 平成 26 年 2 月 28 日に厚生労働省令第 15 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 浸出性の基準値を次のとおり変更した。（単位 mg/L） 亜硝酸態窒素（新規） — → 0.004 アンチモン及びその化合物 0.0015 → 0.002 ニッケル及びその化合物 0.001 → 0.002</p>
K 114	水道用ポリ塩化アルミニウム (PAC)	1969. 2.18 1974. 8.10 1978.10. 1	制定 改正 廃止	<p>制定要点 水道の水処理に用いるポリ塩化アルミニウムの比重、鉄、マンガ、ン、ひ素、重金属、アンモニア性窒素、硫酸イオン塩基度、pH 値に関する品質及びその試験方法について規定した。</p> <p>改正要点 カドミウム、鉛、水銀、クロムに関する品質及びその試験方法について追加規定した。</p> <p>廃止理由 JIS K 1475[水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）]が制定されたため。</p>
K 115	水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法	1974. 5.14 1989. 8. 3	制定 改正	<p>制定趣旨 被塗装面の処理・塗装条件・塗装方法など塗膜性能を得るために統一した規格化の要望が出され、JIS K 5664などを参考に規定した。</p> <p>制定要点 適用範囲---水道用の管類、弁類及び水槽の内面へ塗装する塗料並びに塗装方法について規定した。また、対象物と呼び径の範囲を解説で規定した。</p> <p>改正趣旨 タール系塗料の衛生性が問題となり、これに変わる塗料として JWWA K 135 が規格制定したことに伴い改正した。</p> <p>改正要点 (1)適用範囲を水に接しない部分とし、溶解試験を削除した。 (2)石綿セメント管、コンクリート製水槽、通水までの養生項目を削除した。</p>
K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	1972. 7.26 1987. 8.12	制定 改正	<p>制定趣旨 JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）又は JIS G 3442（水道用亜鉛めっき鋼管）の規定により製造された鋼管の内面へ JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニル管）の規定により製造されたビニル管をライニングした管の耐食性が優れており、10 年余りの実績をもち好成績を収めていた。</p> <p>制定要点 (1)適用範囲---静水頭 100 m 以下の水道に使用とした。 (2)種類---SGP-VA（JIS G 3452 の黒管が原管） SGP-VB（JIS G 3442 が原管）とした。 (3)呼び径---15,20,25,32,40,50,80,100,150 A とした。 (4)製造方法を表す記号---加熱膨張したもの；H 縮径したもの；C</p> <p>改正趣旨 埋設用途などの厳しい腐食環境に対しては、亜鉛めっきによる防食処理では不十分なので、土壌の種類に影響を受けない電気絶縁性及び耐候性に優れた硬質塩化ビニル被覆を施した</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				ライニング管 D (SGP-VD) を新たに規定し、併せて建物配管に需要の高まってきた JIS G 3452 の白管を原管としたライニング管 C (SGP-VC) を新たに規定した。
		1993. 6.18	改正	<p>改正要点</p> <p>(1)適用範囲----静水頭 100 m を最高使用圧力 10 kgf/cm²とした。</p> <p>(2)国際単位系 (SI) を採用した。</p> <p>(3)呼び径----新たに 65, 125 A を規定した。</p> <p>(4)被覆管 D についてピンホール試験を規定した。接触型の電圧は、10 000～12 000 V, 非接触型は、20 000～40 000 V とした。</p>
		1995. 1.26	改正	<p>改正要点</p> <p>(1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け、溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L, 亜鉛 0.5 mg/L”に改める。</p> <p>(2)加熱針入れ試験について、ISO 2507 との整合を図るため、ビカット軟化温度試験とし、“ビカット軟化温度 76℃以上”に変更する。</p>
		1996. 1.22	改正	<p>改正要点</p> <p>(1)国際単位系 (SI) を導した。</p> <p>(2)SGP-VC を削除した。</p> <p>(3)接着力、曲げ及びびへん平検査の試料数を変更した。</p> <p>保管、運搬、作業性等の理由よりライニング管の長さを 5 500 mm から 4 000 mm へ短尺化する。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令) が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに、その性能については従来から規定していた溶出性の数値 (省令の上乗せ基準) とした。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材—浸出試験方法)、浸出液の分析方法については JWWA Z 110 (水道用資機材—浸出液の分析方法) を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2003. 3.17	改正	<p>改正した。</p> <p>改正要点 水道施設用としての浸出試験方法及び基準を規定した。</p> <p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付で厚労省令第 138 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び厚労省令第 139 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚生労働省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同省令第 27 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2015. 7.21	改正	<p>改正要点 TOC の基準値に関して、5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 長期間、浸出性以外の見直しが行われていなかったため、引用規格との整合を図ると共に、試験方法及び検査項目をより明確な表現とする必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)単位表記を SI 単位だけに変更した。 (2)製造方法から縮径法を削除した。 (3)ライニング管寸法検査と外面被覆厚さ検査の試料数を実態に合わせた表現とした。 (4)給水装置用と水道資機材用の浸出性の基準値について、それぞれ、厚生労働省令を参照することとした。 (5)外面被覆用樹脂の性能から浸せき性試験を削除した。 (6)“引張強さ”を“引張降伏強さ”に変更し、温度変換しない性能表記とした。 (7)“取扱い上の注意”の記載場所を解説から附属書 E (参考) に移動し、ライニング管 A 及び B を地中埋設する場合の</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				保護の必要性を記載した。
K 117	水道用樹脂コーティング管継手	1974.11.22	制定	制定趣旨 水道亜鉛めっき鋼管に関する耐食性の問題に対処するため水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管が開発され規格化された。この種の管に使用する継手については JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手)に規定する継手の内面へ防食の目的で塩化ビニル系樹脂又はエポキシ系樹脂をコーティングした継手が使用されている。 (1)材料----JIS B 2301 の規定に適合しためっきを施さないものとした。 (2)呼び径----15,20,25,32,40,50,80,100,150 A とした。 (3)樹脂を表す記号----塩化ビニル系樹脂 ; PVC エポキシ系樹脂 ; EP とした。
		1993. 6.18	改正	改正要点 (1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け, 溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L, 亜鉛 0.5 mg/L”に改める。 (2)加熱針入れ試験について, ISO 2507 との整合を図るため, ビカット軟化温度試験とし, “ビカット軟化温度 76℃以上”に変更する。
		1997.12. 5	改正	改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)が公布されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお, 試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに, その性能については従来から規定していた溶出性の数値 (省令の上乗せ基準) とした。
		1999. 1.29	改正	改正要点 (1)塩化ビニル系樹脂コーティング管継手を削除し, 規格名称を変更した。 (2)給水栓用エルボ, 給水栓用ソケット, 給水栓用チーズ, 並びにフランジアダプター及びフランジアダプター用フランジを削除した。 (3)浸出試験方法を JIS S 3200-7 を主体に引用し, エポキシ系樹脂の浸出性に関する性能項目を改めた。
	水道用エポキシ系樹脂コーティング管継手	2000. 3.27	改正	改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号 “水道施設の技術的基準を定める省令” 及び厚生省告示第 45 号 “資機材等の材質に関する試験” が公布されたことを受けて, 省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから, 浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2002. 1.28	廃止	<p>なお、試験方法についてはJWWA Z 108（水道用資機材—浸出試験方法）、浸出液の分析方法についてはJWWA Z 110（水道用資機材—浸出液の分析方法）を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p> <p>改正要点 水道施設用としての浸出試験方法及び基準を規定した。</p> <p>廃止理由 (1)規格に基づく製品を使用した配管は、施工条件が厳しく配管に高度の熟練を必要とするため、施工不良に伴う赤水発生があった。 (2)ねじ込み式継手に2つの規格が存在するため紛らわしい。 (3)適用範囲が水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管となっているにも係わらず、他の管種にも使用される可能性があった。</p> <p>※JWWA K 150（水道用ライニング鋼管用管端防食形継手）が制定されてから需要が少なくなった。</p>
K 118	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	1972. 7.25	制定	<p>制定趣旨 JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニル管）が制定以来 15 年経過し、広く普及されるに至ったが、更に耐衝撃力の大きい管の要求があり、これに応じて昭和 42 年頃より耐衝撃性のある硬質塩化ビニル管が製造、市販され始めた。しかし製造業者によって衝撃力、引張強さにかなりの相違があったので、都市の使用者側は選択に苦慮していた。</p> <p>制定要点 (1)適用範囲----静水頭 75 m 以下に使用とした。 (2)水圧試験----長さ 1 000 mm 以上の試験片で、圧力 35 kgf/cm²とした。 (3)呼び径----13,20,25,30,40,50,75,100,150 とした。 (4)衝撃試験----20±2℃でシャルピー衝撃値が 18 kgf/cm²以上とした。 (5)管の記号----HIVP とした。</p>
		1978.12. 9	改正	<p>改正趣旨 JWWA K 123・K 124 が改正され、耐衝撃性関係以外の事項については、管及び継手の取扱い上、並びに製造上の便からこれを適用することとして改正した。また、国際単位系 (SI) を採用した。</p>
		1979.12.19	改正	<p>改正要点 水圧試験----35 kgf/cm²を 40 kgf/cm²{39.2 bar}に改正した。</p>
		1993. 6.18	改正	<p>改正要点 シャルピー衝撃試験を落錘衝撃試験に変更した。</p> <p>改正要点 (1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け、溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L、亜鉛 0.5 mg/L”に改める。 (2)加熱針入れ試験について、ISO 2507 との整合を図るため、ピカット軟化温度試験とし、“ピカット軟化温度 76℃以上”に変更する。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1995. 1.26	廃止	廃止理由 耐衝撃性という性能以外は製品の種類, 製造方法, 形状及び寸法が JIS K 6742 と同様であること, また, 平成 5 年 12 月 1 日に水質基準に関する省令が実施されたことに伴い, 同日 JIS K 6742 が改正されたため整理統合した。
K 119	水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニル 管継手	1972. 7.25	制定	制定趣旨 JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管) が制定以来 15 年経過し, 広く普及されるに至ったが, 更に耐衝撃力の大きい管の要求があり, これに応じて昭和 42 年頃より耐衝撃性のある硬質塩化ビニル管が製造, 市販され始めた。しかし製造業者によって衝撃力, 引張強さにかなりの相違があったので, 都市の使用者側は選択に苦慮していたため。 制定要点 種類---A 形 (射出成形によって成形したもの) B 形 (原管を加熱加工したもの) とした。
		1978.12. 9	改正	改正趣旨 JWWA K 123・K 124 が改正され, 耐衝撃性関係以外の事項については, 管及び継手の取扱い上, 並びに製造上の便からこれを適用することとして改正した。また, 国際単位系 (SI) を採用した。 改正要点 (1)水圧試験---35 kgf/cm ² を 40 kgf/cm ² {39.2 bar}に改正した。 (2)呼び径 75~150 mm 受口奥部増肉 (約 30%), 受口テーパを緩めることとした。
		1979.12.19	改正	改正要点 シャルピー衝撃試験を落錘衝撃試験に変更した。
		1993. 6.18	改正	改正要点 (1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け, 溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L, 亜鉛 0.5 mg/L”に改める。 (2)加熱針入れ試験について, ISO 2507 との整合を図るため, ビカット軟化温度試験とし, “ビカット軟化温度 76℃以上”に変更する。
		1995. 1.26	廃止	廃止理由 耐衝撃性という性能以外は製品の種類, 製造方法, 形状及び寸法が JIS K 6743 と同様であること, また, 平成 5 年 12 月 1 日に水質基準に関する省令が実施されたことに伴い, 同日 JIS K 6743 が改正されたため整理統合した。
K 120	水道用次亜塩素 酸ナトリウム	1972. 4.21	制定	制定趣旨 次亜塩素酸ナトリウムは, 原料の一つに苛性ソーダを使用しており, 水道用苛性ソーダと同じ主旨で, 浄水処理の段階で使用されるため, 安全性の高いものを使用することから規定した。 制定要点 水道の水処理に用いる次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素, 遊離アルカリ, 不溶解分, 水銀, ヒ素, 鉛に関する品質及びその試験方法について規定した。
		1981. 6.25	改正	改正要点 クロム, カドミウムに関する品質及びその試験方法について追加規定した。
		1999. 3.31	改正	改正趣旨 水道水の安全性向上という観点から平成 4 年 12 月に水質基

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2001. 4. 2	改正	<p>改正要点 準が改正され、重金属類の基準値が大幅に厳しくなったこと、また試験方法に電気加熱方式原子吸光分析法、水素化物発生原子吸光分析法、ICP 発光分光分析法等が採用された。</p> <p>(1)電気加熱方式原子吸光分析法（カドミウム、鉛及びクロム）、ICP 発光分光分析法（カドミウム、鉛及びクロム）、水素化物発生原子吸光分析法（ひ素）を追加規定した。</p> <p>(2)ジフェニルカルバジドによる吸光光度法を廃止した。</p> <p>改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に公布された厚生省令第 15 号（水道施設の技術的基準を定める省令）の第 1 条第 16 号で、浄水処理に使用される水道用薬品の衛生性についての基準が明確化された。これを受けて、平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知（水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて）で水道薬品の試験方法が示された。これに伴い、施設基準省令に規定された項目の評価試験に関する事項について、ガイドラインと整合性をもつように改正した。</p> <p>改正要点 厚生省令に基づく評価試験を規定した。</p> <p>適用範囲は最大設定注入率 200 mg/L を想定とした。</p>
		2005. 5. 9	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日に厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び厚労省告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され、また、“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について”（平成 16 年 2 月 9 日健水発第 0209001 号厚生労働省令健康局水道課長通知）が通知された。</p> <p>これを受けて平成 16 年 3 月 31 日に“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について”（健水発第 0331001 号厚生労働省健康局水道課長通知）も出された。更に、平成 17 年 3 月に“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件”（平成 17 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 125 号）が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの一部改正について”（平成 17 年 3 月 30 日健水発第 0330003 号）が出され、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行った。</p> <p>改正要点 適用範囲は最大注入率 100 mg/L を想定。解説に次亜塩素酸ナトリウム中の有効塩素及び塩素酸の経日変化について図を記載した。</p>
		2008. 1. 11	改正	<p>改正趣旨 平成 20 年 4 月から、塩素酸が水質基準に格上げされること、</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2009. 4. 1	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚労省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 TOC の基準値に関して、0.5 mg/L 以下から 0.3 mg/L 以下とした。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.004 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 1. 1	一改	<p>改正趣旨 平成 19 年 11 月 14 日に公布された、厚労省令第 135 号“水質基準に関する省令の一部を改正する省令”により、平成 20 年 4 月 1 日から水質基準に塩素酸が追加された(0.6 mg/L 以下)。また、同省令第 137 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”にて、浄水処理過程で注入される薬品から付加される塩素酸について 0.4 mg/L 以下と規</p> <p>改正要点 水道用薬品の評価基準値が強化されること、及び試験方法の改正に伴い、水道用次亜塩素酸ナトリウムに関して“水道施設の技術的基準を定める省令”に規定された項目の評価試験に関する事項について新しいガイドラインとの整合性をもつ規格に改正する必要があることから改正した。</p> <p>(1)この規格を使用する水道用次亜塩素酸ナトリウムの品質は、“成分の含有量”で評価することとし、品質規定等を全面的に見直した。</p> <p>(2)品質は、次亜塩素酸ナトリウム中の不純物量を考慮し、一級、二級、三級とに分類した。</p> <p>(3)品質規定は、薬品基準、評価試験の分析結果、及び次亜塩素酸ナトリウムが分解すること等の観点から有効塩素、外観、密度(比重)、遊離アルカリ、臭素酸、塩素酸及び塩化ナトリウムを規定した。</p> <p>(4)新規追加項目の試験方法については JIS 及び“平成 18 年度厚生労働省請負費調査 水道用薬品等基準に関する調査報告書”を引用した。</p> <p>(5)簡条 1 (適用範囲) では、水道において浄水場・給水所などで使用される製品としての次亜塩素酸ナトリウムについて規定した。</p> <p>なお、浄水場等で作られる現場生成の次亜塩素酸ナトリウムには適用しない。</p> <p>(6)解説に購入時、保管時及び注入時の留意事項等を記載した。</p> <p>(7)資料編として、購入仕様書例、有効塩素と塩素酸との関係、Q&A 等を記載した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容												
		2010. 4. 1	一改	<p>定された（但し、平成 22 年度末までの暫定基準として 0.5 mg/L 以下）。</p> <p>このような中、塩素酸の暫定基準の適用期間の終了が迫り、本則基準が適用されること、また、臭素酸の薬品基準は 0.005 mg/L 以下（水質基準値の 1/2）であるが、将来強化されることが予想されることなどから、更に高い品質「特級」を新たに制定した。</p> <p>改正要点 (1)品質規定を全面的に見直した。 (2)品質の等級に「特級」を追加した。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日に厚労省令第 18 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2011. 4. 1	一改	<p>改正要点 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値を 0.001 mg/L 以下から 0.000 3 mg/L 以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2014. 4. 1	一改	<p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値に関して、0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 26 年 2 月 28 日に厚生労働省令第 15 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 浸出性の基準値を次のとおり変更した。（単位 mg/L）</p> <table border="0"> <tr> <td>亜硝酸態窒素（新規）</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.0015</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>0.001</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> </table>	亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004	アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002	ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002
亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004													
アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002													
ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002													
K 121	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	1975.12.19	制定	<p>制定趣旨 ケイ酸ナトリウム溶液は、安全性が高く、品質が均一であることが、安定した浄水処理を可能とすることから規定した。</p> <p>制定要点 水道の水処理に用いるケイ酸ナトリウムの比重、二酸化ケイ素、酸化ナトリウム、不溶分、鉄、ヒ素、カドミウム、鉛、水銀に関する品質及びその試験方法について規定した。</p>												
K 122	水道用液体カセイソーダ	1976.12.21	制定	<p>制定趣旨 苛性ソーダの製造方法には、水銀を用いる方法があり、その汚染された製品を避け、他の有害物質もなるべく少ないものを使用する。また、品質が均一であることが安定した浄水処理に欠かせないことから規定した。</p> <p>制定要点 水道の水処理に用いる液体カセイソーダの水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム、ヒ素、クロム、カドミウム、鉛、水銀</p>												

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	水道用液体水酸化ナトリウム	1997.12.25	改正	<p>改正趣旨</p> <p>に関する品質及びその試験方法について規定した。</p> <p>水道水の安全性向上という観点から平成4年12月に水質基準が改正され、重金属類の基準値が大幅に厳しくなったこと、また試験方法に電気加熱方式原子吸光分析法、水素化物発生原子吸光分析法、ICP発光分光分析法、イオンクロマトグラフ法等が採用された。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)電気加熱方式原子吸光分析法（カドミウム、鉛及びクロム）、ICP発光分光分析法（カドミウム、鉛及びクロム）、水素化物発生原子吸光分析法（ヒ素）、イオンクロマトグラフ法（塩化ナトリウム）を追加規定した。</p> <p>(2)ジフェニルカルバジドによる吸光度法を廃止した。</p>
	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）	2001.4.2	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成12年2月23日に公布された厚生省令第15号（水道施設の技術的基準を定める省令）の第1条第16号で、浄水処理に使用される水道用薬品の衛生性についての基準が明確化された。これを受けて、平成12年3月31日付け衛水第21号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知（水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて）で水道薬品の試験方法が示された。これに伴い、施設基準省令に規定された項目の評価試験に関する事項について、ガイドラインと整合性をもつように改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>厚生省令に基づく評価試験を規定した。</p> <p>適用範囲は最大設定注入率200mg/Lを想定とした。</p> <p>適用範囲は最大注入率300mg/Lを想定とした。</p>
		2005.5.9	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成16年1月26日に厚労省令第5号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び厚労省告示第14号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され、また、“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について”（平成16年2月9日健水発第0209001号厚生労働省令健康局水道課長通知）が通知された。</p> <p>これを受けて平成16年3月31日に“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について”（健水発第0331001号厚生労働省健康局水道課長通知）も出された。更に、平成17年3月に“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件”（平成17年3月30日厚生労働省告示第125号）が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの一部改正について”（平成17年3月30日健水発第0330003号）が出され、平成17年4月1日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容												
		2009. 4. 1	一改	<p>改正要点 適用範囲は最大注入率 100 mg/L を想定とした。</p> <p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚労省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2010. 4. 1	一改	<p>改正要点 TOC の基準値に関して、0.5 mg/L 以下から 0.3 mg/L 以下とした。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.004 mg/L 以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日に厚労省令第 18 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2011. 4. 1	一改	<p>改正要点 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値を 0.001 mg/L 以下から 0.000 3 mg/L 以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2014. 4. 1	一改	<p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値に関して、0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 26 年 2 月 28 日に厚生労働省令第 15 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 浸出性の基準値を次のとおり変更した。（単位 mg/L）</p> <table border="0"> <tr> <td>亜硝酸態窒素（新規）</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.0015</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>0.001</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> </table>	亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004	アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002	ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002
亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004													
アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002													
ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002													
K 123	水道用硬質塩化ビニル管	1978. 9.27	制定	<p>制定趣旨 JIS K 6742・K 6743 の一部工法上の問題を含めて継手の接合部における事故に対処する必要があること及び継手類に新しい種類を追加したことなど審議の上 JIS 規格改正案を決定すると共に改正趣旨を速やかに生かすため、JIS 規格として改正されたが、工技院の予算上製本が遅れたためその間、JWWA 規格として取り扱った。（暫定規格）</p> <p>制定要点 水圧試験----40 kgf/cm²{39.2 bar}</p>												
		1979.11. 1	廃止	<p>廃止理由 JIS K 6742 に移行したため。</p>												
K 124	水道用硬質塩化	1978. 9.27	制定	<p>制定趣旨 JIS K 6742・K 6743 の一部工法上の問題を含めて継手の接合</p>												

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	ビニル管継手	1979.11.1	廃止	<p>部における事故に対処する必要があること及び継手類に新しい種類を追加したことなど審議の上JIS規格改正案を決定すると共に改正趣旨を速やかに生かすため、JIS規格として改正されたが、工技院の予算上製本が遅れたためその間、JWWA規格として取り扱った。(暫定規格)</p> <p>制定要点 (1)水圧試験---40 kgf/cm²{39.2 bar}とした。 (2)JIS K 6743---受口奥部増肉(約30%)，受口テーパを緩めることとした。</p> <p>廃止理由 JIS K 6743に移行したため。</p>
K 125	水道用黒ワニス	1979.12.19	制定	<p>制定趣旨 JIS K 5411-1960(油ワニス)の黒ワニス2種について、規格改正により、この種の塗料が削除されたので使用上不便になり、JWWA B 115(水道用10 kgf/cm²仕切弁)の附属書として規定したが、他の弁栓類の使用上の便を図るため別規格として規定した。</p> <p>制定要点 適用範囲---水道に使用する弁栓類などに塗装する黒ワニスについて規定する。</p>
		1995.1.26	改正	<p>改正趣旨 タール系塗料の衛生性が問題となり、JWWA K 115(水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法)が平成元年に改正されたこと、この塗料の主原料であるピチューメンにタールが含む可能性があることから、“水に接しない部分”に使用する規格として改正</p>
		2008.3.31	廃止	<p>廃止理由 バルブ類の外表面防食には、JWWA G 112(水道用ダクタイトル铸铁管内面エポキシ樹脂粉体塗装)，JWWA K 135(水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)，又はJWWA K 139(水道用ダクタイトル铸铁管合成樹脂塗料)が使用され、この規格の塗料は用いられなくなったため。</p>
K 126	水道用ポリアクリルアミド	1980.6.28	制定	<p>制定要点 水道のスラッジ処理に用いるポリアクリルアミド系凝集剤のアクリルアミド(モノマー)，カドミウム，鉛，水銀に関する品質及びその試験方法について規定した。</p>
K 127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管	1981.7.29	制定	<p>制定趣旨 水道用硬質塩化ビニル管とその継手は、昭和31年12月15日JIS K 6742・K 6743として制定されたが、呼び径75~150mmの管は、経済性、作業性などが優れ、かつ地盤変動などの問題に対して管路の可とう性、並びに伸縮性を持った継手形式が開発され、実績も多くなってきたため。</p> <p>制定要点 (1)適用範囲---最高使用圧力7.5 kgf/cm²{7.35 bar}以下に使用とした。 (2)種類---受口形状の違いによりI形及びII形の2種類とした。 (3)製造方法---規定する材料を用いて押出成形機によって行い、その一端を加熱加工によりゴム輪受口を成形すること</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1988. 8.23	改正	<p>とした。</p> <p>(4)水圧試験----40 kgf/cm²{39.2 bar}の常温の水とした。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)呼び径 50 を追加した。</p> <p>(2)国際単位系 (SI) 予告方式の導入をした。</p> <p>(3)鉛の溶出基準を 0.1 mg/L 以下を 0.08 mg/L 以下とする。</p> <p>なお、同時に提案された呼び径 200, 250 及び 300 の規格化については、管厚決定の方法について十分な意見の一致がみられず早急に結論を得ることは困難であると判定された。そこで今後更に広範囲の使用実績を重ね、その結果から再度検討することとした。</p>
		1993. 6.18	改正	<p>改正要点</p> <p>(1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け、溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L, 亜鉛 0.5 mg/L”に改める。</p> <p>(2)加熱針入れ試験について、ISO 2507 との整合を図るため、ビカット軟化温度試験とし、“ビカット軟化温度 76℃以上”に変更する。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7（水道用器具—浸出性能試験方法）を引用するとともに、その性能については従来から規定していた溶出性の数値（省令の上乗せ基準）とした。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>(1)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>(2)現行規格の受口形状より長くすることにより、伸縮量を大きくして接合部の耐震性を向上させたロング受口 I 形、II 形を追加規定した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)浸出性及びその試験方法を規定し、厚生省令及び厚生省告示に適合させた。</p> <p>(2)管の種類にロング受口 I 形と II 形を追加規定した。</p> <p>(3)JIS K 6353（水道用ゴム）の改正、並びに JIS K 6301（加硫ゴム物理試験方法）の廃止に伴い、ゴム輪の規定内容を見直すこととした。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2003. 3.17	改正	改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付で厚労省令第 138 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び厚労省令第 139 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。
		2004. 3.31	改正	改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。
		2011. 7.25	廃止	廃止理由 JWWA K 127・128 は JWWA K 129・130 に統合整理されたため。
K 128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手	1981. 7.29	制定	制定趣旨 水道用硬質塩化ビニル管とその継手は、昭和 31 年 12 月 15 日 JIS K 6742・K 6743 として制定されたが、呼び径 75～150 mm の管は、経済性、作業性などが優れ、かつ地盤変動などの問題に対して管路の可とう性、並びに伸縮性を持った継手形式が開発され、実績も多くなってきたため。
		1988. 8.23	改正	制定趣旨 製造方法は、規定する材料を用いて押出成形機によって製造された原管を加熱加工して成形するか、或は射出成形機によって製造する。 改正要点 (1)呼び径 50 を追加した。 (2)国際単位系 (SI) 予告方式の導入をした。 (3)鉛の溶出基準を 0.1 mg/L 以下を 0.08 mg/L 以下とする。 なお、同時に提案された呼び径 200, 250 及び 300 の規格化については、管厚決定の方法について十分な意見の一致がみられず早急に結論を得ることは困難であると判定された。そこで今後更に広範囲の使用実績を重ね、その結果から再度検討することとした。
		1993. 6.18	改正	改正要点 (1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け、溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L, 亜鉛 0.5 mg/L”に改めた。 (2)加熱針入れ試験について、ISO 2507 との整合を図るため、ビカット軟化温度試験とし、“ビカット軟化温度 76℃以上

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1997.12.5	改正	<p>”に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成9年3月19日に厚生省で水道法第16条施行令第4条（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7（水道用器具—浸出性能試験方法）を引用するとともに、その性能については従来から規定していた溶出性の数値（省令の上乗せ基準）とした。</p>
		2000.3.27	改正	<p>改正趣旨 (1)平成12年2月23日に水道法第5条第4項に基づく厚生省令第15号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第45号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>(2)現行規格の受口形状より長くすることにより、伸縮量を大きくして接合部の耐震性を向上させたロング受口Ⅰ形、Ⅱ形を追加規定した。</p> <p>改正要点 (1)浸出性及びその試験方法を規定し、厚生省令及び厚生省告示に適合させた。</p> <p>(2)継手の形状においてVAソケット、両挿し径違いソケットを削除した。</p> <p>(3)JIS K 6353（水道用ゴム）の改正、並びに JIS K 6301（加硫ゴム物理試験方法）の廃止に伴い、ゴム輪の規定内容を見直した。</p>
		2003.3.17	改正	<p>改正趣旨 平成14年10月29日付で厚労省令第138号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び厚労省令第139号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p>
		2004.3.31	改正	<p>改正趣旨 平成16年1月26日付で厚労省令第5号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第14号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第6号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第15号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2011. 7.25	廃止	<p>改正要点 諮り，省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>省令にある浸出性の新規項目，削除項目に合わせ変更し，規定値，項目名称を省令に合わせた。</p> <p>廃止理由 JWWA K 127・128 は JWWA K 129・130 に統合整理されたため。</p>
K 129	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管	1981. 7.29	制定	<p>制定趣旨 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管とその継手は，昭和 47 年 7 月 25 日に JWWA K 118・119 として制定されたが，呼び径 75～150 mm の管は，経済性，作業性などが優れ，かつ，地盤変動，温度変化などの問題に対して管路の可とう性並びに伸縮性を持った継手形式の規格化の要望が多くなってきたため。</p> <p>制定要点 (1)適用範囲----最高使用圧力 7.5 kgf/cm²{7.35 bar}以下に使用とした。 (2)種類----受口形状の違いにより I 形及び II 形の 2 種類とした。 (3)製造方法----規定する材料を用いて押出成形機によって行い，その一端を加熱加工によりゴム輪受口を成形するとした。 (4)水圧試験----40 kgf/cm²{39.2 bar}の常温の水とした。</p>
		1988. 8.23	改正	<p>改正要点 (1)呼び径 50 を追加した。 (2)国際単位系 (SI) 予告方式の導入をした。 (3)鉛の溶出基準を 0.1 mg/L 以下を 0.08 mg/L 以下とした。 なお，同時に提案された呼び径 200, 250 及び 300 の規格化については，管厚決定の方法について十分な意見の一致がみられず早急に結論を得ることは困難であると判定された。そこで今後更に広範囲の使用実績を重ね，その結果から再度検討することとした。</p>
		1993. 6.18	改正	<p>改正要点 (1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け，溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L，亜鉛 0.5 mg/L”に改めることとした。 (2)加熱針入れ試験について，ISO 2507 との整合を図るため，ピカット軟化温度試験とし，“ピカット軟化温度 76℃以上”に変更した。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）が公布されたことに伴い，省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお，試験方法について JIS S 3200-7（水道用器具—浸出性能試験方法）を引用するとともに，その性能については従</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2000. 3.27	改正	<p>来から規定していた溶出性の数値（省令の上乗せ基準）とした。</p> <p>改正趣旨 (1)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>(2)現行規格の受口形状より長くすることにより、伸縮量を大きくして接合部の耐震性を向上させたロング受口 I 形、II 形を追加規定した。</p> <p>改正要点 (1)浸出性及びその試験方法を規定し、厚生省令及び厚生省告示に適合させた。</p> <p>(2)管の種類にロング受口 I 形と II 形を追加規定した。</p> <p>(3)性能に耐候性を追加規定した。</p> <p>(4)JIS K 6353（水道用ゴム）の改正、並びに JIS K 6301（加硫ゴム物理試験方法）の廃止に伴い、ゴム輪の規定内容を見直した。</p>
		2003. 3.17	改正	<p>改正趣旨 平成 14 年 10 月 29 日付で厚労省令第 138 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び厚労省令第 139 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、鉛基準値が改正されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
	水道用ゴム輪形 硬質ポリ塩化ビ ニル管 (HIVP, VP)	2011. 7.25	改正	<p>改正趣旨 浸出性以外の規定内容は前回の改正から 10 年以上が経過しており、改正された JIS 規格等と整合を図る必要が生じたため、見直しを行った。</p> <p>改正要点 (1)JWWA K 127 と統合し、JWWA K 129 [水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP,VP)] とした。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>(2)規格統合に伴い、種類及び記号を受口の形状 (I 形・II 形) 及び長さ (RR, RR ロング) の組合せとした。</p> <p>(3)引張試験方法を JIS K 6742 に整合させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引用規格を JIS K 6815-1:2002 及び 6815-2:2002 に変更した。 ・引張速度---5 mm/min (改正前は 10 mm/min) とした。 ・23℃引張降伏強さ----HIVP : 40 MPa 以上 VP : 45 MPa 以上とした。 (改正前は HIVP,VP とも 15℃換算で 49 MPa) <p>(4)引用 JIS 規格に整合させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐候性試験は、JIS K 7111 の改正で 5 号試験片が削除されたため、本文中に規定した。 ・ゴム輪の圧縮永久ひずみ試験片について、改正された JIS K 6262 に準じて寸法を変更した。 呼び径 50 : 6.3±0.3 mm 呼び径 75 以上 : 12.5±0.5 mm ・ゴム輪の浸せき試験について、JIS K 6258 の改正に準じて試験片寸法を変更した。 試験片の体積 : 1 cm³ 以上～3 cm³ 以下 試験片の厚さ : 2.0±0.2 mm ・ゴム輪のオゾン劣化試験について、改正された JIS K 6259 と整合させ、オゾン濃度の単位を pphm から phb に変更。また、伸び (20%) から引張ひずみ (20±2) % に名称を変更し、許容差を明確化した。 <p>(5)浸出試験を附属書 C に規定し、コンディショニングは行わないこととした。</p>
K 130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	1981. 7.29 1988. 8.23	制定 改正	<p>制定趣旨 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管とその継手は、昭和 47 年 7 月 25 日に JWWA K 118・119 として制定されたが、呼び径 75～150 mm の管は、経済性、作業性などが優れ、かつ、地盤変動、温度変化などの問題に対して管路の可とう性並びに伸縮性を持った継手形式の規格化の要望が多くなってきた。</p> <p>制定要点 製造方法は、規定する材料を用いて押出成形機によって製造された原管を加熱加工して成形するか、或は射出成形機によって製造する。</p> <p>改正要点 (1)呼び径 50 を追加した。 (2)国際単位系 (SI) 予告方式を導入した。 (3)鉛の溶出基準を 0.1 mg/L 以下を 0.08 mg/L 以下とする。 なお、同時に提案された呼び径 200, 250 及び 300 の規格化については、管厚決定の方法について十分な意見の一致がみられず早急に結論を得ることは困難であると判定された。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1993. 6.18	改正	<p>改正要点</p> <p>そこで今後更に広範囲の使用実績を重ね,その結果から再度検討することとした。</p> <p>(1)平成 4 年 12 月 21 日に公布された水質基準に関する省令を受け, 溶出試験における鉛の品質規定を“鉛 0.008 mg/L, 亜鉛 0.5 mg/L” に改めることとした。</p> <p>(2)加熱針入れ試験について, ISO 2507 との整合を図るため, ビカット軟化温度試験とし, “ビカット軟化温度 76℃以上” に変更した。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)が公布されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお, 試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに, その性能については従来から規定していた溶出性の数値(省令の上乗せ基準)とした。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>(1)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて, 省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから, 浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>(2)現行規格の受口形状より長くすることにより, 伸縮量を大きくして接合部の耐震性を向上させたロング受口 I 形, II 形を追加規定する。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)浸出性及びその試験方法を規定し, 厚生省令及び厚生省告示に適合させた。</p> <p>(2)継手の形状において VA ソケット, 両挿し径違いソケットを削除した。</p> <p>(3)性能に耐候性を追加規定した。</p> <p>(4)JIS K 6353 (水道用ゴム) の改正, 並びに JIS K 6301 (加硫ゴム物理試験方法) の廃止に伴い, ゴム輪の規定内容を見直した。</p>
		2003. 3.17	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 14 年 10 月 29 日付で厚労省令第 138 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び厚労省令第 139 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され, 鉛基準値が改正されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p> <p>改正要点</p> <p>材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	水道用ゴム輪形 硬質ポリ塩化ビ ニル管継手 (HIV P, VP)	2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
2011. 7.25		改正	<p>改正趣旨 浸出性以外の規定内容は前回の改正から 10 年以上が経過しており、改正された JIS 規格等と整合を図る必要が生じたため、見直しを行った。</p> <p>改正要点 (1)JWWA K 128 を統合し、JWWA K 130 [水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手 (HIVP,VP)] とした。</p> <p>(2)規格統合に伴い、種類及び記号を受口の形状 (I 形・II 形) 及び長さ (RR, RR ロング) の組合せとした。</p> <p>(3)引張試験方法を JIS K 6742 に整合させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引用規格を JIS K 6815-1:2002 及び 6815-2:2002 に変更した。 ・引張速度---5 mm/min (改正前は 10 mm/min) とした。 ・23℃引張降伏強さ----HIVP : 40 MPa 以上 VP : 45 MPa 以上とした。 (改正前は HIVP,VP とも 15℃換算で 49 MPa) <p>(4)引用 JIS 規格に整合させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐候性試験は、JIS K 7111 の改正で 5 号試験片が削除されたため、本文中に規定した。 ・ゴム輪の圧縮永久ひずみ試験片について、改正された JIS K 6262 に準じて寸法を変更した。 呼び径 50 : 6.3±0.3 mm 呼び径 75 以上 : 12.5±0.5 mm ・ゴム輪の浸せき試験について、JIS K 6258 の改正に準じて試験片寸法を変更した。 試験片の体積 : 1 cm³ 以上～3 cm³ 以下 試験片の厚さ : 2.0±0.2 mm とした。 ・ゴム輪のオゾン劣化試験について、改正された JIS K 6259 と整合させ、オゾン濃度の単位を pphm から phb に変更。また、伸び (20%) から引張ひずみ (20±2) % に名称を変更し、許容差を明確化した。 <p>(5)浸出試験を附属書 C に規定し、コンディショニングは行</p>	

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>わないこととした。</p> <p>(6)継手の形状から“片挿しソケット”を削除した。</p>
K 131	水道用硬質塩化ビニル管のゴム輪形鑄鉄異形管	1981. 7.29	制定	<p>制定趣旨 水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管の継手として、硬質塩化ビニル製では製造上、制約を受けるため、鑄鉄製異形管が使用され、実績も多くなってきたため。</p> <p>制定要点 (1)材料----JIS G 5501（ねずみ鑄鉄品）の3種（FC20）とした。</p> <p>(2)試験水圧----17.5 kgf/cm²{17.2 bar}とした。</p>
	水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鑄鉄異形管	1988. 8.23	改正	<p>改正要点 従来ゴム輪形鑄鉄異形管にドレッサー形及び押輪形の2種を加え、また品質をねずみ鑄鉄（FC20）よりダクタイル鑄鉄（FCD）に変更したので実状に合わせ名称を「水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鑄鉄異形管」とした。</p> <p>(1)呼び径 50 を追加した。</p> <p>(2)品質 JIS G 5502(球状黒鉛鑄鉄品)に規定する2種(FCD45)による。</p> <p>(3)ゴム輪形の他にドレッサー形及び押輪形を追加した。</p> <p>(4)塗料----管の内面に粉体塗料を施す場合は、JWWA G 112（水道用ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）により行う。また、その他の塗料を使用する場合は、受渡当事者間の協議によることとした。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 (1)平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されたことを受けて、浅層埋設化に対応した。</p> <p>(2)平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について規定した。</p> <p>改正要点 (1)機械的性質において、JIS G 5502 の改正に伴い、材料の種類記号を明示し、引張強さを変更した。</p> <p>(2)浸出性及びその試験方法について規定した。</p> <p>(3)内面塗装を JWWA G 112 により、外面塗装を JWWA K 125 又は JWWA K 139 に適合したものを使用することを追加規定した。</p> <p>(4)水圧保持時間を追加規定した。</p> <p>(5)浅層埋設対応として、ゴム輪形台付 T 字管を追加規定した。</p> <p>(6)使用実績の少ないドレッサー形 VA ジョイントを削除し</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容												
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管	2004. 3.31	改正	<p>た。</p> <p>(7)JIS K 6353 (水道用ゴム) の改正, 並びに JIS K 6301 (加硫ゴム物理試験方法) の廃止に伴い, ゴム輪の規定内容を見直した。</p> <p>平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”, 同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り, 省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正趣旨</p> <p>改正要点</p> <p>省令にある浸出性の新規項目, 削除項目に合わせ変更し, 規定値, 項目名称を省令に合わせた。</p>												
		2013. 3.26	改正	<p>改正趣旨</p> <p>浸出性以外の改正から 10 年以上が経過し, 引用規格との整合が必要になったこと, 及び製造実態に合わせた管種の見直しが必要になったため。</p> <p>改正要点</p> <p>(1)JIS に合わせて, 規格名称に“ポリ”を追加した。</p> <p>(2)引用 JIS 及び JWWA 規格と整合をとり, 試験方法などを見直した。</p> <p>(3)ゴム輪形は, 受口部に離脱防止機構を内蔵した製造業者の仕様書品が主流になり, 規格品形状のゴム輪形継手の製造が行われなくなったため, 接合形式からゴム輪形を削除した。</p> <p>(4)押輪形接合のフランジ形式に GF 形を追加した。</p> <p>(5)管及びゴム輪の浸出性の基準について, 技術基準省令の別表第二によることとした。</p>												
K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	1982. 3.30	制定	<p>制定趣旨</p> <p>水道用亜鉛めっき鋼管は, 水質によっては白濁, 赤水などの問題を発生する場合があります, この対策の一つとして品質的に安定し, かつ大量生産が容易にでき, 衛生上も良好なポリエチレン粉体ライニング鋼管について, 研究され昭和 50 年に実用化されて以来, 各地で採用されてきたため。</p> <p>制定要点</p> <p>(1)適用範囲----最高使用圧力 10 kgf/cm²{9.8 bar}以下に使用することとした。</p> <p>(2)種類及び記号</p> <table border="0"> <tr> <td>(種類)</td> <td>(記号)</td> <td>(外面処理)</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>SGP-PA</td> <td>一次防せい塗料</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>SGP-PB</td> <td>亜鉛めっき</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>SGP-PC</td> <td>ポリエチレン被覆とした。</td> </tr> </table>	(種類)	(記号)	(外面処理)	A	SGP-PA	一次防せい塗料	B	SGP-PB	亜鉛めっき	C	SGP-PC	ポリエチレン被覆とした。
(種類)	(記号)	(外面処理)														
A	SGP-PA	一次防せい塗料														
B	SGP-PB	亜鉛めっき														
C	SGP-PC	ポリエチレン被覆とした。														

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1984. 9. 1	改正	改正要点 (3)呼び径----15, 20, 25, 32, 40, 50, 65, 80 Aとした。
		1986. 7. 1	改正	改正要点 呼び径 100 A を追加した。
				埋設配管用として JIS G 3469 (ポリエチレン被覆鋼管) による 2 層ポリエチレンを被覆した SGP-PC を規定したが, 昭和 61 年 3 月に JIS G 3469 が改正され 1 層ポリエチレン被覆の管が, 新たに追加規定された。1 層ポリエチレンを被覆した管は, 配管時の作業性に優れていることから実績も増えた。これに伴い 1 層ポリエチレン被覆したポリエチレン粉体ライニング鋼管についても改正の要望が強くなったので, SGP-PD として追加した。
				種類及び記号 (種類) (記号) (外面防食) A SGP-PA 一次防せい塗料 B SGP-PB 亜鉛めっき C SGP-PC ポリエチレン被覆 (2 層) D SGP-PD ポリエチレン被覆 (1 層) とした。
		1995. 1.26	改正	改正要点 (1)国際単位系 (SI) を導入した。 (2)SGP-PC を削除した。 (3)接着力, 曲げ, へん平及び落錘衝撃検査の試料数を変更した。
		1996. 1.22	改正	改正要点 保管, 運搬, 作業性等の理由よりライニング管の長さを 5 500 mm から 4 000 mm へ短尺化した。
		1997.12. 5	改正	改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令) が公布されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお, 試験方法について JIS S 3200-7 (水道用器具—浸出性能試験方法) を引用するとともに, その性能については従来から規定していた溶出性の数値 (省令の上乗せ基準) とした。
		2000. 3. 27	改正	改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号 “水道施設の技術的基準を定める省令” 及び厚生省告示第 45 号 “資機材等の材質に関する試験” が公布されたことを受けて, 省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから, 浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお, 試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材—浸出試験方法), 浸出液の分析方法については JWWA Z 110 (水道用資機材—浸出液の分析方法) を引用するとともに,

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2003. 3.17	改正	<p>その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p> <p>改正要点 水道施設用としての浸出試験方法及び基準を規定した。</p> <p>改正趣旨 使用済みの水道管のリサイクル化や廃棄処分の適正化が循環型社会の構築に向けて要請されるようになった。このため、ライニング管と内面ライニング樹脂の色が同一（灰色）で、形状、寸法、外観等の類似する水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管と分別が容易にできるよう識別する必要性が生じてきたため。</p> <p>改正要点 (1)内面のポリエチレン粉体ライニングの色は、JWWA K 144（水道配水用ポリエチレン管）と同じ色（青色）に変更した。</p> <p>(2)給水装置用について浸出性の性能値を改めた。</p> <p>(3)表示は水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管と識別するため、ストライプを入れるよう規定した。</p> <p>(4)ポリエチレンの試験方法は、引用している JIS が ISO との整合化により改められた、これに合わせて変更した。</p> <p>(5)単位は、国際単位系 (SI) と重力単位系との併記から国際単位系のみとした。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚生労働省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同省令第 27 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 TOC の基準値に関して、5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下に変更した。</p>
		2015. 7.21	改正	<p>改正趣旨 長期間、浸出性以外の見直しが行われていないことから、引用規格との整合を図ると共に検査頻度を明確化する趣旨で規格改正を行った。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>改正要点</p> <p>(1)ライニング及び外面塗装の色調表示を実態に合わせて、より正確な色表現にした。</p> <p>(2)寸法検査の試料数を実態に合わせた数とした。</p> <p>(3)水道施設用と給水装置用の浸出性の基準値について、厚生労働省令を参照することとした。</p> <p>(4)取扱い上の注意事項について、附属書 D (参考) として、解説から移動し、ライニング管 A, B を地中埋設する場合及びライニング管 D を屋外露出配管する場合の保護の必要性について記載した。</p>
K 133	水道用エポキシ樹脂粉体内外面コーティング鋼管	1983.12.1	制定	<p>制定趣旨</p> <p>海岸地方や地中埋設配管などで、特に外面防食を要求される場所では、内面の耐食性に加え、外面に対して土中の塩分、酸分、アルカリ分、迷走電流などからの耐食性の向上が必須のものとしてされた。エポキシ樹脂粉体内外面コーティング鋼管は、このような状況に対して開発されたもので、中でも流動浸漬法によるものは管内外面にわたって耐久性があり、埋設管及び添架管として採用された。</p> <p>制定要点</p> <p>(1)適用範囲----最高使用圧力 10 kgf/cm²{9.8 bar}とした。</p> <p>(2)原管----JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) の規定による黒管とした。</p> <p>(3)呼び径----15, 20, 25, 32, 40, 50, 65, 80, 100,150, 200, 250, 300 Aとした。</p>
		1995.1.26	廃止	<p>廃止理由</p> <p>規格制定当時の関連会社が廃業し、再び製造される可能性が皆無であることから廃止した。</p>
K 134	水道用濃硫酸	1986.9.16	制定	<p>制定趣旨</p> <p>安全性が高く、品質が均一であることが、安定した浄水処理を可能とすることから規定した。</p> <p>制定要点</p> <p>水道の水処理に用いる濃硫酸の硫酸分、加熱残分、ヒ素、クロム、カドミウム、鉛、鉄、水銀に関する品質及びその試験方法について規定した。</p>
		2000.3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>水道水の安全性向上という観点から平成4年12月に水質基準が改正され、重金属類の基準値が大幅に厳しくなったこと、また試験方法に電気加熱方式原子吸光分析法、水素化物発生原子吸光分析法、ICP 発光分光分析法等が採用された。</p> <p>改正要点</p> <p>電気加熱方式原子吸光分析法 (鉄、カドミウム、鉛及びクロム)、ICP 発光分光分析法 (鉄、カドミウム、鉛及びクロム)、水素化物発生原子吸光分析法 (ヒ素及びセレン)、ジアミノベンジジンによる吸光光度法 (セレン) を追加規定した。</p>
		2003.9.17	改正	<p>改正趣旨</p> <p>厚生省令第15号“水道施設の技術的基準を定める省令”の第1条第16号で、浄水処理に使用される水道用薬品の衛生性についての基準が明確化された。これを受けて、平成12年3月31日付 衛水第21号厚生省生活衛生局水道環境部水</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2005. 5. 9	改正	<p>改正要点 道整備課課長通知“水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて”によって水道用薬品の試験方法が示された。これに伴い、施設基準省令による評価試験に関する事項について、ガイドラインに整合性を持つよう規格を改正した。ヒ素、セレン、鉄、カドミウム、鉛、水銀及びクロムは品質規定から外し、ガイドラインの試験評価によることとした。適用範囲は、最大注入率 50 mg/L を想定とした。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日に厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び厚労省告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され、また、“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について”（平成 16 年 2 月 9 日健水発第 0209001 号厚生労働省令健康局水道課長通知）が通知された。</p> <p>これを受けて平成 16 年 3 月 31 日に“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について”（健水発第 0331001 号厚生労働省健康局水道課長通知）も出された。更に、平成 17 年 3 月に“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件”（平成 17 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 125 号）が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの一部改正について”（平成 17 年 3 月 30 日健水発第 0330003 号）が出され、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行った。</p>
		2009. 4. 1	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚労省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 TOC の基準値に関して、0.5 mg/L 以下から 0.3 mg/L 以下とした。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.004 mg/L 以下とした。</p>
		2010. 4. 1	一改	<p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日に厚労省令第 18 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値を 0.001 mg/L 以下から 0.000 3 mg/L 以下とした。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容												
		2011. 4. 1	一改	<p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値に関して、0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L に変更した。</p>												
		2014. 4. 1	一改	<p>改正趣旨 平成 26 年 2 月 28 日に厚生労働省令第 15 号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 浸出性の基準値を次のとおり変更した。（単位 mg/L）</p> <table border="0"> <tr> <td>亜硝酸態窒素（新規）</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.0015</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>0.001</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> </table>	亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004	アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002	ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002
亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004													
アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002													
ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002													
K 135	水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法	1989. 8. 3	制定	<p>制定趣旨 タール系塗料の衛生性が問題となり、その塗料に代わるものが研究開発され、水道用の管類、バルブ類、鋼製水槽などの内面へ塗装する二液性溶剤形エポキシ樹脂塗料及び塗装方法について規定した。</p>												
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要性が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWAZ 108（水道用資機材－浸出試験方法）、浸出液の分析方法については JWWAZ 110（水道用資機材－浸出液の分析方法）を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p>												
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>												

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2007.12.4	改正	<p>改正趣旨 適用範囲の見直し、物性試験の試験方法を最新のものに改めること、JWWA K 157 と整合性を図る必要があることなどから、規格を改正した。</p> <p>改正要点 (1)適用範囲に、水道施設に用いることを明記し、鋼製又はダクタイル鋳鉄製の震災対策貯水槽を追加し、鋼製水槽を削除した。</p> <p>(2)塗料の組成には、現在使われているもの及び使用される可能性があるすべての原材料を記載した。厚生労働省令に基づいた浸出性で評価を行うとともに、浸出試験の分析結果及び塗料の組成からホルムアルデヒド、トルエン及びキシレンの3項目を追加した。</p> <p>(3)バルブ類は、管と比較して水への接触面積が大きいため、バルブ用の塗料については、浸出基準値を分析可能な範囲で厳しくすることとした。</p> <p>(4)現場溶接部及び、現場塗装である鋼製水槽の塗装は、この規格から除いた。</p> <p>なお、受渡当事者間で合意が得られた場合は、この塗料を塗装することができることとした。</p> <p>(5)従来“通水までの塗膜の乾燥期間”としていたものを、“特に臭気を考慮して、工場出荷まで十分乾燥しなければならない。”とした。</p> <p>(6)鋼製水槽の内面にエポキシ樹脂塗料を塗装する場合に、一時防錆を目的にプライマーが使用されることが多いため、水道用エポキシ樹脂系プライマーを附属書 A に新たに規定した。</p> <p>(7)塗料の試験方法は、従来引用していた JIS K 5400 に代え、新たに制定された JIS K 5600 シリーズを引用することとした。</p>
K 136	水道用エポナイト棒及び板	1989.3.28	制定	<p>制定趣旨 JIS K 6371 (エポナイト棒・管及び板) として規定されていたが、使用が少なく廃止。しかし、水道界では空気弁のボール等に使用されているため、制定した。</p>
		2000.3.27	改正	<p>改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材－浸出試験方法)、浸出液の分析方法については JWWA Z 110 (水道用資機材－浸出液の分析方法) を引用するとともに、</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容	
		2004. 3.31	改正	改正趣旨	その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。
		2013.11.26	廃止	改正要点	省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。
				廃止理由	JWWA B 137 (水道用急速空気弁) の 2013 年改正で、エポナイト材料が削除されたことにより、エポナイト材料を規定する JWWA 規格が存在しなくなったため。
K 137	水道用ねじ切り油剤及びシール剤	1991. 2.20	制定	制定趣旨	水道の配管工事において水道用としての位置付けを明確化させるため、衛生性及び物性面より規格化した。
				制定要点	水道用ねじ切り油剤及びシール剤 (液状) 別に品質、組成、試験方法、検査、表示について規定した。その他、取扱い上の留意事項、並びに配管上の注意事項について記述した。
	水道用ねじ切り油剤	1997.12. 5	改正	改正要点	(1)従来の JWWA K 137 に規定していた水道用シール剤を JWWA K 146 として規定したことに伴い、規格名称を改めた。 (2)ねじ切り油剤の基油に生分解性の高い動植物油・エステル系合成油を追加規定した。 (3)基油に使用する鉱油は、DMSO の抽出物質 3 質量%未満のものとした。
	水道用ライニング鋼管用ねじ切り油剤	2017. 1.26	改正	改正趣旨	前回の改正から長期間経過し、その間に公布された厚生労働省令及び関連告示などで水道資機材・給水装置の浸出性基準及び試験方法が示され、規格内容と整合がとれない状態となったため。
				改正要点	(1)規格名称の変更及び適用管種の明確化した。 (2)組成規定を見直し、詳細に規定したほか、現在製造されていないとの理由で生分解性基油を削除した。 (3)水洗性の基準値について、施設基準省令との整合を図った。
K 138	水道送・配水管更生用無溶剤型二液エポキシ樹	1992. 1.24	制定	制定趣旨	管更生工事に使用する二液性エポキシ樹脂塗料 (硬化剤) の衛生性が問題となり、物性面も含めて規格化した。
				制定要点	(1)適用範囲----水道用の鑄鉄製の送・配水管の内面更生用に

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	脂塗料	2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>塗装する無溶剤型二液エポキシ樹脂塗料とした。 (2)塗料（組成,配合比, 品質等）について規定した。 (3)塗料及び塗膜の試験方法（物性面及び衛生性）について規定した。</p> <p>平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて,省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要性が生じたことから,浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお,試験方法については JWWA Z 108（水道用資機材－浸出試験方法）,浸出液の分析方法については JWWA Z 110（水道用資機材－浸出液の分析方法）を引用するとともに,その性能については厚生省令の別表二によることとし,規格改正した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”,同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い,省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り,省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>省令にある浸出性の新規項目,削除項目に合わせ変更し,規定値,項目名称を省令に合わせた。</p>
		2017.8.21	廃止	<p>廃止理由</p> <p>現状,管更生用としての需要は殆どなく,現地調査の結果でも,当該規格を廃止しても特に問題はないとの結論に至ったため。また,管更生における実態については,工業会を通じ調査を行った結果,現状では出荷はなく,廃止した場合においても特に影響はないことを確認できたため。</p>
K 139	水道用ダクタイ ル 鋳鉄管合成樹 脂塗料	1992. 7.17	制定	<p>制定要点</p> <p>一液性エポキシ樹脂塗料,二液性エポキシ樹脂塗料及びアクリル樹脂塗料の組成（樹脂,顔料,溶剤,硬化剤）について規定した。</p> <p>なお,適用範囲は,ダクタイル鋳鉄管の外表面及びダクタイル鋳鉄異形管の内外面に塗装する合成樹脂塗料とした。</p>
		2008. 3.31	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 12 年 2 月 23 日告示の厚生省令第 15 号（水道施設の技術的基準を定める省令）との整合を図る必要があること,物性試験の試験方法を最新のものに改める必要があることなどから,規格を改正した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2015. 7.21	改正	<p>改正要点 (1)適用範囲に、水道施設用であることを明記し、管の継手部を含むことを追加した。水道用として実績のないダクタイル鑄鉄異形管内面への適用を削除した。</p> <p>(2)塗料の組成には、現在使われているもの及び使用される可能性があるすべての原材料を記載した。厚生労働省令に基づいた浸出性で評価を行うとともに、浸出試験の分析結果及び塗料の組成からトルエン及びキシレンの2項目を追加した。</p> <p>(3)塗料の試験方法は、従来引用していた JIS K 5400 に代え、新たに制定された JIS K 5600 シリーズを引用することとした。</p> <p>(4)他の塗料規格と同様、解説に取扱い上の注意事項を記載した。</p> <p>改正趣旨 他のダクタイル関係 JWWA 規格と規格書式を合わせる必要が生じたこと、及び塗料製造業者から実態に合わせた塗料試験方法の見直しに関する要望があったことなどの理由から改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)塗料の組成に材料を追加した。</p> <p>(2)塗料試験方法について、可能な範囲で JIS K 5600 シリーズに準拠、塗料製造業者からの要望を取り込んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験片作成で JIS K 56001-4 の引用を削除した。 ・防せい目的での試験片裏面の塗装を規定した。 ・被塗物の予熱を必要とする塗料の試験片作成時の取扱いを明確化した。 ・耐湿性（回転式）を追加した。 ・耐中性塩水噴霧性試験の試験片へのスクラッチのつけ方を明確化した。 <p>(3)他の JWWA 塗料規格に合わせ、浸出性を独立した箇条とし浸出試験方法を附属書にまとめた。</p> <p>改正趣旨 平成 27 年 4 月改正の際、塗料の組成追加に伴う衛生性の評価において浸出試験方法の妥当性確認のため評価が保留されていた一部の材料について、試験の妥当性が確認されたため、材料を追加した。</p> <p>改正要点 溶剤の組成に次の材料を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジプロピレングリコールモノメチルエーテル ・2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート ・ナフテン系炭化水素（C9～C10）
K 140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	1995. 1.26	制定	<p>制定趣旨 給湯、冷温水などの高温・冷温用途では給水以上の厳しい腐食環境に置かれるため、これら用途に対する配管材料が望まれた。</p> <p>(1)適用範囲----使用圧力 1.0 MPa{10.2 kgf/cm²}以下並びに使用温度 85℃以下の水に使用する。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		1996. 1.22	改正	<p>改正趣旨 (2)種類及び記号----種類は水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 A, 記号は SGP-HVA, 原管は JIS G 3452, 外面は一次防錆塗料とした。</p> <p>(3)呼び径----15, 20, 25, 32, 40, 50, 65, 80, 100 A について規定した。</p> <p>保管, 運搬, 作業性などの理由より, ライニング管の長さを 5 500 mm から 4 000 mm へ短尺化する。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日 m に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)が公布されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお, 試験方法について JIS S 3200-7(水道用器具 - 浸出性能試験方法)を引用するとともに, その性能については従来から規定していた溶出性の数値(省令の上乗せ基準)とした。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚生省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質の基準に関する試験の一部を改正する件”, 同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係わる試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い, 省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り, 省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目, 削除項目に合わせ変更し, 規定値, 項目名称を省令に合わせた。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に厚生労働省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同省令第 27 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”が公布され, 平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い, 浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 TOC の基準値に関して, 5mg/L 以下から 3mg/L 以下に変更した。</p>
		2015. 7.21	改正	<p>改正趣旨 長期間, 浸出性以外の見直しが行われていないことから, 引用規格と整合を図ると共に, 試験方法, 試験項目及び外面色についてより正確な表現とする必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)単位の表記を SI 単位だけに変更した。 (2)ライニング管寸法検査の試料数を実態に合わせた表現とした。 (3)給水装置用と水道資機材用の浸出性の基準値について,</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>それぞれ、厚生労働省令を参照することとした。</p> <p>(4) “引張強さ”を“引張降伏強さ”に変更し、温度変換しない性能表記とした。</p> <p>(5)内面ビニル管のピカット軟化温度の性能を 110℃から 95℃に変更した。</p> <p>(6) “取扱い上の注意事項”について、解説から附属書 C (参考) に移動した。</p>
K 141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手	1996. 1.22	制定	<p>制定趣旨 給湯、冷温水などの高温・冷温用途では給水以上の厳しい腐食環境に置かれるため、これら用途に対する配管材料が JWWA K 140 として制定されたことを機に、JIS B 2301 に準じた継手の内面に防食を目的とした防食部とシール材から構成する防食継手を規定した。</p> <p>(1)適用範囲---JWWA K 140 の接合に使用する管端防食形継手について規定した。</p> <p>(2)種類---①形状による種類として I 形及び II 形の 2 種類とした。</p> <p>②形状による種類としてソケット、径違いソケット、ニップルなど 9 種類を規定した。</p> <p>(3)呼び径---適用される管 15,20,25,32,40,50,65,80,100 A ごとに 1/2, 3/4, 1, 1 1/4, 1 1/2, 2, 2 1/2, 3, 4 B について規定した。</p>
		1997.12. 5	改正	<p>改正趣旨 平成 9 年 3 月 19 日に厚生省で水道法第 16 条施行令第 4 条（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法について JIS S 3200-7（水道用器具—浸出性能試験方法）を引用するとともに、その性能については従来から規定していた溶出性の数値（省令の上乗せ基準）とした。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 定値，項目名称を省令に合わせた。</p> <p>平成 21 年 3 月 6 日に，厚生労働省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同省令第 27 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”が公布され，平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い，浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 TOC の基準値に関して，5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下に変更した。</p>
K 142	水道用耐熱性液状シール剤	1997. 1.30	制定	<p>制定趣旨 JWWA K 140，JWWA K 141 の規格制定に伴い，耐熱性能を考慮したシール剤の規格化の必要が生じてきたことから，適用範囲として，85℃以下の水道の配管工事において使用する耐熱性シール剤について規定した。</p> <p>制定要点 耐熱性シール剤の品質は，性状（容器の中での状態，作業性，加熱残分），物性（耐水圧性，耐塩水性）及び溶出性（一般項目にフェノール類を含む）と規定した。</p>
		2017. 1.26	廃止	<p>廃止理由 材料が JWWA K 146（水道用液状シール剤）と類似していることから，JWWA K 146 に整理・統合したため。</p>
K 143	水道用コンクリート水槽内面エポキシ塗料塗装方法	1997. 4.28	制定	<p>制定趣旨 浄水池，配水池等のコンクリート構造物への塗装工事は，エポキシ樹脂塗料などを用いていた。しかし，その塗料による長期にわたる臭気問題，また，塗料の衛生性も明らかでないこと，コンクリートの構造物ごとに施工性が異なり，塗装方法も重要であることから，水道事業者より要望が出された。</p> <p>制定要点 エポキシ樹脂塗料をコンクリート水槽に塗装する場合，塗膜については衛生的で臭気が発生せず必要な物質を備えていること，また，施工に当たっては，被塗装面であるコンクリートの表面含水率の適正な管理と平滑度の確保が重要であることを踏まえて，新設のコンクリート水槽の塗料及びその塗装方法について規定した。</p> <p>なお，適用範囲は，水道に使用する新設のコンクリート水槽の内面に塗装する無溶剤形エポキシ樹脂塗料と水系エポキシ樹脂塗料及びその塗装方法について規定した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて，省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要があることから，浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお，試験方法については JWWA Z 108（水道用資機材－浸出試験方法），浸出液の分析方法については JWWA Z 110（水道用資機材－浸出液の分析方法）を引用するとともに，</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>制定要点 (1)性能については、対応国際規格の性能に日本の地域事情を考慮し、耐塩素水性、耐環境応力き裂性及び低速き裂進展性を追加規定するとともに、更に引張降伏強さ、引張破断伸び、耐圧性及び破壊水圧強さを追加規定した。</p> <p>(2)呼び径は 75, 100, 150 について規定した。</p> <p>(3)寸法については、設計圧力 1.0MPa に対して 20℃、50 年後の安全率 2 を確保し、材料 PE100 とすると、厚さが SD R11 が対応国際規格に相当する。その SDR11 の中で、ほぼ呼び径＝内径のものを規定した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材－浸出試験方法)、浸出液の分析方法については JWWA Z 110 (水道用資機材－浸出液の分析方法) を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”、同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2006.11.28	改正	<p>改正趣旨 現在、水道事業者では、水道管路の耐震性を向上させるために、耐震性をもつ管への更新を行っている。しかし、現在製造されている呼び径 50 の配水管で、水道事業ガイドライン (JWWA Q 100) などの耐震管の基準を満たすのは、配水用ポリエチレン管のみであることから、水道事業者及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会から呼び径 50 を追加する規格改正の要望が出された。</p> <p>改正要点 (1)呼び径 50 を追加した。</p> <p>(2)引用規格を最新のものに改めた。従来国際規格である IS</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2009.11.27	改正	<p>改正趣旨 O規格を引用していたが、ISO規格に基づき新たにJIS規格が制定されたものについては、JIS規格を引用した。</p> <p>K144では、施工性の高い受口付直管を追加する要望があった。また、K145では、バンド・チーズなどの寸法が製造業者間で異なっており、寸法統一が望まれていたことから、規格改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)K144及びK145を合本化した。 (2)コンディショニングを省略した。 (3)呼び径75～150に受口付直管を追加した。 (4)受口部寸法及び各種試験はK145を引用した。</p>
		2017.8.21	改正	<p>改正趣旨 水道配水用ポリエチレン管／継手のEF受口付直管及びEF受口継手は、呼び径75～150が規定されている。今回、呼び径50についても製造業者間で異なっていた寸法の統一がされたことから、EF受口付直管及びEF受口継手の呼び径50の追加を行った。</p> <p>改正要点 (1)EF受口付の直管及び継手について、呼び径50を追加した。 (2)融着部相溶性試験は、対応国際規格と整合を図り、試験実施の要否は注文者の要求により、試験の内容（試験片の組み合わせ、試験片の数、試験回数など）は受渡当事者間の協議によることとした。 (3)破壊水圧試験について、破壊に至った際の衝撃の大きさから試験の危険性を考慮し、要求性能に達したことを確認した時点で試験を終了しても良いこととした。 (4)塩素水試験（附属書D）について、試験の操作方法や供試水の量についての表現を明確化した。 (5)附属書Aの材料のメルトマスフローレイトの範囲を規定し、規格品間の融着部相溶性を確保することとした。 (6)附属書Gに（参考）として掲載していたSバンドについて、材料、製造方法、寸法が統一されたため、継手として規格に追加した。</p>
K 145	水道配水用ポリエチレン管継手	1997. 9.16	制定	<p>制定趣旨 ポリエチレン管の特徴である柔軟性、耐食性、施工性等の性能を生かし、高強度・高密度の水道配水用ポリエチレン管材料が開発され、水道用ポリエチレンパイプシステム研究会と配水用ポリエチレン管協会から要望、一方水道事業者からの要請が出されたことから、工務常設調査委員会において審議方を諮った。その結果、配水システムの構成要素としての適合性についても調査・研究するよう要望があり、規格原案作成分科会と調査分科会に分けてそれぞれの作業を行った。</p> <p>なお、調査内容については、“水道配水用ポリエチレン</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				管・継手に関する調査報告書”参照
		2000. 3.27	改正	<p>制定要点</p> <p>(1)管の接合に用いる管継手としては、海外で広く普及している電気融着（EF）式継手について規定した。</p> <p>(2)管の接合に用いる EF 継手としての必要な性能評価を行い、性能面を重視した内容とし、具体的な形状による種類を規定しなかった。</p> <p>(3)曲管，T 字管や分水栓などの種類・形状の異形管類，その他伸縮継手や耐震継手については、今後調査・研究を行うこととした。</p> <p>(4)呼び径は 75, 100, 150 について規定。また，寸法については対応国際規格がないことから，prEN12203-3 及び採用実績のある水道事業者などの意見を参考にして規定した。</p> <p>改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて，省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから，浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお，試験方法については JWWA Z 108（水道用資機材－浸出試験方法），浸出液の分析方法については JWWA Z 110（水道用資機材－浸出液の分析方法）を引用するとともに，その性能については厚生省令の別表二によることとし，規格改正した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い，省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り，省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目，削除項目に合わせ変更し，規定値，項目名称を省令に合わせた。</p>
		2006.11.28	改正	<p>改正趣旨 現在，水道事業体では，水道管路の耐震性を向上させるために，耐震性をもつ管への更新を行っている。しかし，現在製造されている呼び径 50 の配水管で，水道事業ガイドライン（JWWA Q 100）などの耐震管の基準を満たすのは，配水用ポリエチレン管のみであることから，水道事業者及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会から呼び径 50 を追加する</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2009.11.27	改正	<p>規格改正の要望が出された。</p> <p>改正要点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)呼び径 50 を追加した。 (2)引用規格を最新のものに改めた。従来国際規格である ISO O 規格を引用していたが、ISO 規格に基づき新たに JIS 規格が制定されたものについては、JIS 規格を引用した。 (3)呼び径の短冊はく離試験 50 は幅 25 mm の試験片が作成できない場合があるため、試験片の幅を 10 mm とした。 <p>改正趣旨 K 144 では、施工性の高い受口付直管を追加する要望があった。また、K 145 では、バンド・チーズなどの寸法が製造業者間で異なっており、寸法統一が望まれていたことから、規格改正を行った。</p> <p>改正要点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)K 144 及び K 145 を合本化した。 (2)コンディショニングを省略した。 (3)継手形状及び寸法を規定化した。 <ul style="list-style-type: none"> ・受口及び挿し口の寸法は、対応国際規格の ISO 4427-3 に準拠とした。 ・バンド、チーズなどの各種継手は、互換性確保に必要な寸法を規定し、その他管路設計に必要な寸法は、参考として記載した。 ・S バンド及びフランジ継手は、附属書（参考）とした。
		2017.8.21	改正	<p>改正趣旨 水道配水用ポリエチレン管／継手の EF 受口付直管及び EF 受口継手は、呼び径 75～150 が規定されている。今回、呼び径 50 についても製造業者間で異なっていた寸法の統一がされたことから、EF 受口付直管及び EF 受口継手の呼び径 50 の追加を行った。</p> <p>改正要点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)EF 受口付の直管及び継手について呼び径 50 を追加した。 (2)融着部相溶試験は、対応国際規格と整合を図り、試験実施の要否は注文者の要求により、試験の内容（試験片の組み合わせ、試験片の数、試験回数など）は受渡当事者間の協議によることとした。 (3)破壊水圧試験について、破壊に至った際の衝撃の大きさから試験の危険性を考慮し、要求性能に達したことを確認した時点で試験を終了しても良いこととした。 (4)塩素水試験（附属書 D）について、試験の操作方法や供試水の量についての表現を明確化した。 (5)附属書 A の材料のメルトマスフローレイトの範囲を規定し、規格品間の融着部相溶性を確保することとした。 (6)附属書 G に（参考）として掲載していた S バンドについて、材料、製造方法、寸法が統一されたため、継手として規格に追加した。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
K 146	水道用液状シー ル剤	1997.12.5	制定	制定趣旨 JWWA K 140, JWWA K 141 の規格化に伴い、耐熱性能を考慮したシーラ剤の規格化の必要が生じてきたことを機に JWWA K 137 との整合性の観点から、改正の要望があった。審議する過程で用途の異なるねじ切り油剤とシーラ剤が同一規格では規格体系上わかりにくいということで別規格として制定した。 制定要点 耐熱性シーラ剤の品質は、性状（容器の中での状態・作業性・加熱残分）、物性（耐水圧性・耐塩水性）及び溶出性（一般項目にフェノール類を含む）と規定した。 なお、適用範囲は、水道の配管工事において使用する液状シーラ剤について規定した。
		2000. 3.27	改正	改正趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお、試験方法については JWWA Z 108（水道用資機材－浸出試験方法）、浸出液の分析方法については JWWA Z 110（水道用資機材－浸出液の分析方法）を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。
		2004. 3.31	改正	改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。 改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。
		2017. 1.26	廃止	廃止理由 材料が JWWA K 161（水道用液状シーラ材）と類似していることから、JWWA K 161 に整理・統合したため。
K 147	水道用止水栓筐	1998. 3.30	制定	制定趣旨 止水栓筐関連の規格は、材料別に JWWA A 106, JWWA B 111, JWWA B 113 が規定されていたが、制定から 30 年あまりが経過し、コンクリート製や鋳鉄から合成樹脂製やダクタイル鋳鉄製材料に変わってきたことから、技術的要件に適合しなくなったことから、3 規格を集約した形で規格制定した。

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>制定要点</p> <p>(1) 材料を樹脂製又はダクタイル鋳鉄製とした。</p> <p>(2) 宅地から車道まで使用できるよう自動車荷重 T2, T8, T14 用のものを規定した。</p> <p>(3) T14 用には、蓋と上部枠とのがたつき防止のため急勾配受け構造を規定した。</p>
K 148	水道用レジンコンクリート製ボックス	1998. 3.30	制定	<p>制定趣旨</p> <p>弁室等の構築に使用するボックスは、鉄筋コンクリート製のほかに高強度で軽量のレジンコンクリート製が普及してきたこと、また平成 5 年 11 月に車両制限令及び道路構造令が改正されたことに伴う自動車荷重 25 トンを考慮した鉄蓋の規格制定に際して、これに対応可能なボックスの規格化の必要が生じてきた。</p> <p>制定要点</p> <p>(1) 材料をレジンコンクリート製とした。</p> <p>(2) JWWA B 132, JWWA B 133 に対応できる構造とした。</p> <p>(3) 自動車荷重 25 トンを考慮した。</p> <p>(4) 様々な土被りに対応できるようなボックスの高さを規定した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より“電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について”の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1) 円形 1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び角形 1 号, 2 形のボックスの種類や高さを追加した。</p> <p>(2) 管頂から底版までの距離が十分に取れない場合を考慮した分割底版型ボックスの種類を規定した。</p> <p>なお、適用範囲は、水道用円形鉄蓋及び水道用角形鉄蓋に使用する水道用レジンコンクリート製ボックスについて規定した。</p>
K 149	水道用コンクリート水槽内面 FRP ライニング材料	1998. 9.11	制定	<p>制定趣旨</p> <p>浄水池、配水池等のコンクリート構造物への塗装工事は、エポキシ樹脂塗料などによる塗装や不飽和ポリエステル樹脂、ビニルエステル樹脂を用いる FRP ライニングをする工事が行われるようになった。しかしながら、施工後に臭気が残るとの指摘、また併せて衛生性についても検討すべきとの要請が水道事業者より出された。</p> <p>制定要点</p> <p>FRP ライニング用樹脂 3 種類、ビニルエステル樹脂 1 種類について検討し、コンクリートとの耐久性の観点から、イソフタル酸系不飽和ポリエステル樹脂及びビニルエステル樹脂の 2 種類に絞り込み、FRP ライニング材料と FRP ライニング層の品質について規定した。適用範囲は、水道に使用するコンクリート水槽の内面にライニングするイソフタル酸系不飽和ポリエステル樹脂 FRP ライニング材料とビニルエステル樹脂</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2000. 3.27	改正	<p>脂 FRP ライニング材料について規定した。</p> <p>なお、施工方法については、様々な方法があることから規定せず、使用上の留意事項について附属書 2（参考）として記載した。</p> <p>平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第 45 号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要性が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWA Z 108（水道用資機材—浸出試験方法）、浸出液の分析方法については JWWA Z 110（水道用資機材—浸出液の分析方法）を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	1999. 1.29	制定	<p>制定趣旨 JWWA K 116 及び K 132 に接合する継手については、JWWA K 117 と型式審査基準・継手類で規定していた防食性を確保するために開発された防食継手（JIS B 2301 に準じた継手の内面を管端防食コア及び保護層からなる防食部、並びにシール材から構成）が使用されていた。しかしながら、型式承認制度が水道法の改正に伴い廃止したことから、防食継手の性能を確保するための必要な防食性及び接合性を付加した形で規格化することについて水道事業者を始めとして要請されるようになった。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2000. 3.27	改正	<p>制定要点 (1)管端コアを内蔵した防食継手を規定した。 (2)外面の一次防錆塗装と樹脂被覆とを規定した。 (3)防食継手に要求される基本性能とその試験方法について規定した。 (4)防食部の材料は塩化ビニル，ポリエチレン，ポリブテン及びエポキシ系樹脂コーティングの4種類を規定した。 なお，適用範囲は，JWWA K 116及びJWWA K 132の接合に使用する管端防食形継手について規定した。また種類は，形状による種類としてソケット，径違いソケット，エルボ，45°エルボ，径違いエルボ，チーズ，径違いチーズ，ニップル，ユニオンの9種類を規定した。さらに呼び径は，適用される管 15，20，25，32，40，50，65，80，100 A ごとに 1/2，3/4，1，1 1/4，1 1/2，2，2 1/2，3，4 B について規定した。</p> <p>改正趣旨 平成12年2月23日に水道法第5条第4項に基づく厚生省令第15号“水道施設の技術的基準を定める省令”及び厚生省告示第45号“資機材等の材質に関する試験”が公布されたことを受けて，省令の適用を受ける本規格についても衛生性を評価する必要性が生じたことから，浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。 なお，試験方法についてはJWWA Z 108（水道用資機材－浸出試験方法），浸出液の分析方法についてはJWWA Z 110（水道用資機材－浸出液の分析方法）を引用するとともに，その性能については厚生省令の別表二によることとし，規格改正した。</p>
		2003. 3.17	改正	<p>改正趣旨 管端防食形継手に使用される樹脂材料に，リサイクルや環境に優しいものが使用されてきている。また，本体材料には，JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手）に準拠した材料を使用しているが，平成11年3月20日にISOとの整合化からJIS規格の改正が行われ，本規格を見直す必要性が生じていた。</p> <p>改正要点 (1)浸出性は，厚生省令第15号（水道施設の技術的基準を定める省令）に適合するように規定した。ただし，給水装置に限定して使用するものは厚生省令第14号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）に適合するように規定した。 (2)使用している樹脂材料の識別を規定した。 (3)防食継手に要求される性能として，新たに耐水撃性及び耐高流速性を規定した。 (4)防食部の樹脂材料として，新たにポリフェニレンエーテルを規定した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2004. 3.31	改正	<p>(5)外面樹脂被覆に要求される性能として、新たに耐候性を規定した。</p> <p>(6)外面樹脂被覆材料として、新たにポリエチレン、ポリプロピレン、アクリロニトリル-アクリル酸アルキル-ブタジエン、ポリフェニレンエーテルを規定した。</p> <p>(7)防食継手の本体、樹脂、塗料に関する ISO との整合化により見直されているので、変更内容を盛り込んだ。</p> <p>(8)単位は、国際単位系 (SI) とした。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布されたことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2009. 2.24	一改	<p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚生労働省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同省令第 27 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p> <p>改正要点 TOC の基準値に関して、5 mg/L 以下から 3 mg/L 以下に変更した。</p>
K 151	水道用ポリウレタン被覆方法	1999. 4.26	制定	<p>制定趣旨 従来、地中埋設される JWWA G 117 及び JWWA G 118 への外面防食用被覆には、アスファルト塗覆装、コールタールエナメル塗覆装等の瀝青質系塗覆装が使用されてきたが、それに代わって、防食性能、ハンドリングなどに対する耐衝撃性、鋼管の撓みに対する追従性等、優れた防食被覆が開発、評価されたことから規格化した。</p> <p>制定要点 主に地中埋設に使用する JWWAG 117, JWWAG 118 の原管外面に施すポリエチレン及びその被覆方法について規定した。被覆の種類としては、被覆厚さによって、ポリエチレン被覆 (PU-I・PU-II) に区分して規定した。</p> <p>なお、呼び径 80 A 以上について適用する。</p>
		2007. 3.28	改正	<p>改正趣旨 引用している JIS の試験方法規格の制定・廃止及び改正があり、これらの規格の見直しが必要となった。また、水輸送用塗覆装鋼管の新たな JIS 規格として JIS G 3443-3 (水輸送用</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2014.11.27	改正	<p>塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆）が制定され、規格の整合を図る必要が生じた。</p> <p>そのため日本水道鋼管協会から本会に規格改正の要望が出された。</p> <p>改正要点 (1)引用している JIS の試験方法規格の制定，改正，廃止に伴い，規格番号，規格名称，試験片の形状，試験方法及び単位を最新のものに変更した。</p> <p>(2)JIS G 3443-3 に準拠して，用語及び定義，被覆方法，要求事項，試験方法などの表現及び内容を見直した。</p> <p>改正趣旨 JIS G 3443 シリーズ改正との整合及び日本水道鋼管協会の長寿命化検討会によって期待耐用年数 100 年となる内外面塗装の仕様が確定されたことから，外面塗装に長寿命形を規定した。</p> <p>改正要点 附属書として長寿命形ポリウレタン被覆方法を規定した。</p> <p>適用範囲 呼び径 80A～3 000A の直管及び異形管に適用種類及び記号 長寿命形ポリウレタン被覆 I 形---PUX-I II 形---PUX-II</p>
K 152	水道用ポリエチレン被覆方法	1999. 4.26	制定	<p>制定趣旨 従来，地中埋設される JWWA G 117 及び JWWA G 118 への外面防食用被覆には，アスファルト塗覆装，コールタールエナメル塗覆装等の瀝青質系塗覆装が使用されてきたが，それに代わって，防食性能，ハンドリングなどに対する耐衝撃性，鋼管の撓みに対する追従性等，優れた防食被覆が開発，評価されたことから規格化した。</p> <p>制定要点 主に地中埋設に使用する JWWA G 117 の原管外面に施すポリエチレン及びその被覆方法について規定。被覆の種類としては，被覆の構成と被覆厚さによって，ポリエチレン被覆接着形（PEH-I・PEH-II）とポリエチレン被覆粘着形（PES-I・PES-II）に区分して規定した。</p> <p>なお，呼び径 80 A～1600 A について適用する。</p>
		2007. 3.28	改正	<p>改正趣旨 引用している JIS の試験方法規格の制定・廃止及び改正があり，これらの規格の見直しが必要となった。また，水輸送用塗覆装鋼管の新たな JIS 規格として JIS G 3443-3（水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆）が制定され，規格の整合を図る必要が生じた。</p> <p>そのため日本水道鋼管協会から本会に規格改正の要望が出された。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2014.11.27	改正	<p>改正要点 (1)海外からの輸入品に対応するため、ASTM 規格の試験方法を併記した。 (2)プラスチック系ジョイントコートの品質項目及び品質規定値を見直した。 (3)引用している JIS の試験方法規格の制定、改正、廃止に伴い、規格番号、規格名称、試験片の形状、試験方法及び単位を最新のものに変更した。</p> <p>改正趣旨 JIS G 3443 シリーズ改正との整合及び日本水道鋼管協会の長寿命化検討会によって期待耐用年数 100 年となる内外面塗装の仕様が確定されたことから、外面塗装に長寿命形を規定した。</p> <p>改正要点 附属書として長寿命形ジョイントコートを規定した。 区分及び記号 長寿命形ジョイントコート PJX とした。</p>
K 154	水道用ポリ塩化アルミニウム (水道用塩基性塩化アルミニウム)	2000.12.26 2005.5.9	制定 改正	<p>制定趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に公布された厚生省令第 15 号（水道施設の技術的基準を定める省令）の第 1 条第 16 号で、浄水処理に使される水道用薬品の衛生性についての基準が明確化された。これを受けて、平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知（水道薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて）で水道用薬品の試方法が示された。これに伴い、施設基準省令に規定された項目の評価試験に関する事項についてガイドラインと整合性をもつように制定した。</p> <p>制定要点 適用範囲は最大注入率 300 mg/L を想定とした。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日に厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び厚労省告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され、また、“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について”（平成 16 年 2 月 9 日健水発第 0209001 号厚生労働省令健康局水道課長通知）が通知された。</p> <p>これを受けて平成 16 年 3 月 31 日に“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について”（健水発第 0331001 号厚生労働省健康局水道課長通知）も出された。更に、平成 17 年 3 月に“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件”（平成 17 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 125 号）が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの一部改正について”（平成 17 年 3 月 30 日健水発第 0330003 号）が出され、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行った。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容												
		2009.4.1*	改正	<p>改正要点 品質項目のうち、アンモニア性窒素については、現在の製品から検出されず、また原料からの混入も考えられないことから削除した。</p> <p>改正趣旨 平成21年3月6日に、厚労省令第26号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。（※2005-2として発行）</p>												
		2010.4.1	改正	<p>改正要点 TOCの基準値に関して、0.5 mg/L以下から0.3 mg/L以下とした。また、1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして0.04 mg/L以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成22年2月17日に厚労省令第18号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”が公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2011.4.1	改正	<p>改正要点 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値を0.001 mg/L以下から0.0003 mg/L以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成23年1月28日に、厚生労働省令第11号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2014.4.1	改正	<p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値に関して、0.003 mg/L以下から0.001 mg/Lに変更した。</p> <p>改正趣旨 平成26年2月28日に厚生労働省令第15号（水質基準に関する省令等の一部を改正する省令）が公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>												
		2016.8.9	改正	<p>改正要点 浸出性の基準値を次のとおり変更した。（単位 mg/L）</p> <table border="0"> <tr> <td>亜硝酸態窒素（新規）</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.0015</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>0.001</td> <td>→</td> <td>0.002</td> </tr> </table> <p>改正趣旨 塩基度70%の超高塩基度PACが開発され、一部の水道事業者で使用されるようになったため、規定に取り込むこととした。</p> <p>改正要点 塩基度の上限值を65%から75%に変更した。</p>	亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004	アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002	ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002
亜硝酸態窒素（新規）	—	→	0.004													
アンチモン及びその化合物	0.0015	→	0.002													
ニッケル及びその化合物	0.001	→	0.002													
K 155	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2000.12.26	制定	<p>制定趣旨 平成12年2月23日に公布された厚生省令第15号（水道施設の技術的基準を定める省令）の第1条第16号で、浄水処理に使される水道用薬品の衛生性についての基準が明確化された。これを受けて、平成12年3月31日付け衛水第21号</p>												

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2005. 5. 9	改正	<p>制定要点 厚生省活衛生局水道環境部水道整備課長通知(水道薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて)で水道用薬品の試方法が示された。これに伴い、施設基準省令に規定された項目の評価試験に関する事項についてガイドラインと整合性をもつように制定した。</p> <p>改正趣旨 適用範囲は、最大注入率は固形の場合 200 mg/L, 液体の場合 300 mg/L を想定とした。</p> <p>平成 16 年 1 月 26 日に厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び厚労省告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され、また、“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について”（平成 16 年 2 月 9 日健水発第 0209001 号厚生労働省令健康局水道課長通知）が通知された。</p> <p>これを受けて平成 16 年 3 月 31 日に“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について”（健水発第 0331001 号厚生労働省健康局水道課長通知）も出された。更に、平成 17 年 3 月に“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件”（平成 17 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 125 号）が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドインの一部改正について”（平成 17 年 3 月 30 日健水発第 0330003 号）が出され、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行った。</p> <p>改正要点 適用範囲は、最大注入率は固形、液体の場合のいずれも 200 mg/L を想定品質項目のうち、アンモニア性窒素については、固形硫酸アルミニウムの不純物として設定されたが、現在の製品から検出されず、また原料からの混入も考えられないことから削除した。</p>
K 156	水道施設用ゴム材料	2003. 3.17 2004. 3.31	制定 改正	<p>制定趣旨 水道施設に使用する管継手及びバルブ等の水密保持用のゴム材料として規定し、平成 12 年 2 月 23 日に公布された厚生省令第 15 号（水道施設の技術的基準を定める省令）に適合する規格とした。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日付で厚労省令第 5 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同告示第 14 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”，同省令第 6 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”及び同告示第 15 号“給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件”が公布され</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2009. 2.24	改正	<p>たことに伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 平成 21 年 3 月 6 日に、厚生労働省令第 26 号“水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令”及び同省令第 27 号“給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令”が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2010. 2.26	改正	<p>改正要点 浸出性の項目から 1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして 0.004mg/L 以下とした。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日に厚生労働省令第 18 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2011. 3.30	改正	<p>改正要点 浸出性の項目から 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カミウム及びその化合物の基準値に関して、0.001mg/L 以下か 0.0003mg/L に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2014. 3.26	改正	<p>改正趣旨 平成 26 年 2 月 28 日付の厚労省令第 15 号“水質基準に関する省令等の一部を改正する省令”により、同年 4 月 1 日から、資機材及び給水装置の浸出基準に亜硝酸体窒素が追加されるため、省令の浸出基準の全項目の表を掲載している規格については、全項目の表を削除し、省令を直接引用することとした。</p>
		2015. 4.10	改正	<p>改正要点 浸出性の全項目表である付属書 2 の表 1 について、項目及び基準値は、直接、省令を引用することとした。</p> <p>改正趣旨 規格制定以降、浸出性以外の改正が行われておらず、試験方法の引用 JIS と整合が取れなくなったため。</p> <p>改正要点 (1)JIS K 6257 の改正に伴い、促進老化試験方法から加圧酸素加熱老化試験が削除されたため、JIS K 6257 の AA-2 [強</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>制循環形熱老化試験機（横風式）]に変更した。</p> <p>(2)浸出性の基準値について、水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二によることとした。</p>
K 157	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法	2004. 3.31	制定	<p>制定趣旨 JWWA K 135 に比べ溶剤臭がなく、また作業環境への影響が少ない無溶剤形エポキシ樹脂塗料が開発され、水道事業者が使用するようになってきた。このような状況の中、水道事業者や日本水道鋼管協会から本会に対して規格制定の要望が出された。</p> <p>制定要点 (1)塗料は、溶剤を含まないエポキシ樹脂塗料とした。 (2)塗料の組成は、原材料を限定することとし、その原材料に適した浸出性項目、試験方法を規定した。 (3)浸出試験は、JWWA Z 108（水道用資機材－浸出試験方法）によって行い、検水の分析は、JWWAZ 110（水道用資機材－浸出液の分析方法）の附属書によって行うこととした。 (4)塗料の試験方法は、JIS K 5600（塗料一般試験方法）シリーズにできる限り準拠した。 (5)現場溶接部の塗装を、附属書（参考）とした。</p>
		2008. 3.31	改正	<p>改正趣旨 適用範囲が鋼管に限定されているため、鋼製水槽などにも適用可能な規格に改正した。</p> <p>改正要点 (1)適用範囲に、水道施設用であることを明記し、ダクティル铸铁管、鋼製水槽、鋼製又はダクティル铸铁製の震災対策貯水槽を加えた。このため、塗装方法に铸铁面を追加した。 (2)適用範囲の拡大及び実態に合わせ、従来、工場用塗料、現場用塗料、工場現場兼用塗料となっていた名称を、二液内部混合形塗装機用塗料、手塗り用塗料、二液内部混合形塗装機・手塗り兼用塗料に変更した。 (3)塗料の組成には、現在使われているもの及び使用される可能性があるすべての原材料を記載した。厚生労働省令に基づいた浸出性で評価を行うとともに、浸出試験の分析結果及び塗料の組成からトルエン及びキシレンの 2 項目を追加した。 (4)「塗膜は、塗膜性能及び通水後の水質を考慮して、自然乾燥の場合 7 日間以上確保しなければならない。」とした。 (5)表層用材料としての浸出性及び浸出試験を附属書 A に規定した。</p>
		2010.11.29	改正	<p>改正趣旨 現場における手塗り塗装品質のばらつきを防止するため改正を行った。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2012. 1.16	改正	<p>改正要点</p> <p>(1) 適用範囲に水道施設用のバルブ類を加えた。</p> <p>(2) バルブ類は最小呼び径の場合、塗膜の接触面積比が管類に比べ大きいことから、浸出性の規定値の一部を別途規定した。</p> <p>(3) 現場における鋼面の下地処理について、ディスクサンダ処理に替わりロータリー式下地処理を適用し、下地処理に関する等級を向上させた。</p> <p>(4) 現場溶接部に手塗り塗装を行う場合、塗装後のピンホール防止などのために JWWA K 135 附属書 A に規定する水道用エポキシ樹脂系プライマーを下塗りすることとした。また、膜厚確保のため、塗膜の厚さはプライマーを含み 0.4 mm 以上とした。</p> <p>(5) 現場溶接部の手塗り塗装について、下地処理及び塗装方法が複雑であることから、附属書 D に参考として記載した。</p> <p>改正趣旨</p> <p>アセットマネジメント観点からの水道用鋼管長寿命化の要望に応えるため、日本水道鋼管協会が考案した、くし形ヘラを用いた厚塗り塗装方法 (WSP075) を、附属書 E~G として追加した。</p> <p>改正要点</p> <p>(1) 厚膜化する場合の塗料の試験方法、塗装方法、塗装の検査方法などを、附属書 E に規定した。</p> <p>(2) 附属書 E の塗装を現場で行う場合の塗装方法及び塗装の検査方法などを附属書 F に参考として記載した。</p> <p>(3) 附属書 F の現場塗装のうち、現場溶接部で行うくし形ヘラを用いた手塗り塗装に関する事項を、附属書 G に参考として記載した。</p>
K 158	水道用ダクタイ ル鑄鉄管用ポリ エチレンスリー ブ	2005. 1.17	制定	<p>制定趣旨</p> <p>ポリエチレンスリーブは、日本では 1968 年から使用されるようになり、今日まで多くの水道事業者で腐食性土壌に埋設されるダクタイル鑄鉄管の外面防食として採用されてきた。また、水道施設設計指針でも“電食及びその他の腐食防止”の中で金属管の防食法として記述されている。このような状況の中で、水道事業者、日本ダクタイル鉄管協会から本会に対して、規格制定の要望が出された。</p> <p>制定要点</p> <p>地下に埋設する呼び径 75~2600 水道用ダクタイル鑄鉄管路に使用するポリエチレンスリーブについて規定したものである。ただし、水道用資機材の水道用ダクタイル鑄鉄異形管、鋼管、バルブ、離脱防止金具、分水栓などにも形状、寸法などを変更して使用してもさしつかえない。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2017.1.26	改正	<p>改正趣旨 引用 JIS の改正によって試験方法の一部に不整合が生じたため、見直しの必要が生じた。また、日本ダクタイル鉄管協会から、スリーブ本体の品質向上のため、品質の規定に酸化誘導時間を追加する趣旨で規格改正の要望が出された。</p> <p>改正要点 (1)品質に酸化誘導時間を規定した。 (2)メルトマスフローレイトの測定方法を明確にするために、引用 JIS を変更した。 (3)スリーブの物性試験項目を見直した。 (4)スリーブの検査頻度を規定した。 (5)締め具の試験方法の引用 JIS を改正及び廃止に伴い、見直した。</p>
K 159	水道用ポリシカ鉄	2010.4.1	制定	<p>制定趣旨 浄水へのアルミニウム漏出に対する対応として鉄系凝集剤が使用されるようになってきたことから、平成 12 年 3 月 31 日付厚労省通知“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインについて”と整合する JWWA 規格が制定された。</p> <p>制定要点 (1)前塩素処理後又は中間塩素処理後のいずれか又は両方で、残留塩素が存在する条件で砂ろ過処理を採用している浄水場に使用を限定した。 (2)原材料は、品質管理された原料を使用し、マンガン含有量が 1.5 % 以下、ニッケル含有量が 0.05 % 以下であることとした。 (3)品質は、共通項目として、設定最大注入率（鉄として 12 mg/L）の場合のマンガン、ニッケル、ひ素、アンモニア態窒素、pH 値、外観を規定した。また、鉄、二酸化けい素/鉄モル比について、モル分率と密度の基準を設けた。</p>
K 160	水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料	2014.11.5	制定	<p>制定趣旨 ポリエチレン樹脂を乳化技術で水性化した塗料が開発され、上水施設をはじめとして広く用いられるようになってきたため。</p> <p>制定要点 (1)適用範囲---新設だけでなく既設のコンクリート水槽内面にも適用できることとした。 (2)塗料の組成---下地調整材及び上塗り材の両方の組成を規定した。 (3)品質---塗料・塗膜・単層塗膜の 3 種類に分けて性能を規定。また、ポリエチレン樹脂の特性を考慮し“破断時の伸び率”及び“ひび割れ追従性”を規定した。 (4)現場における下地コンクリートの条件・処理方法、塗料の塗装方法及び塗装後の検査について、現場ごとに条件が異なるため、参考として附属書に記載した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
K 161	水道用ライニング鋼管用液状シール剤	2017. 1.26	制定	<p>制定趣旨 旧規格の JWWA K 142 と K 146 において、引用 JIS 及び施設基準省令の浸出性との整合を図る必要が生じた。また、過去の経緯から、用途・組成が類似しているにもかかわらず2つに分かれていたことから、日本水道鋼管協会から改正の申出があり、両規格を統合・整理し、新規格として制定した。</p> <p>制定要点 (1)JWWA K 161 に JWWA K 142 及び 143 を統合した。 (2)組成の規定を見直し、材料を詳細に規定した。 (3)浸出性について、水道施設・給水装置の各省令の浸出性との整合を図った。</p>
Q 100	水道事業ガイドライン	2005. 1.17	制定	<p>制定趣旨 水道サービスに関わる国際規格の作成が、ISO/TC224（上下水道）において行われている。国際規格の特徴として、適用範囲、水道事業の構成要素、評価方法などの基本概念が記載されるが、業務を定量化するための業務指標は簡単に例示されるにとどまる。その中には、日本の主張である安定性、耐震性、環境対応などの業務指標が入ることはない。このようなことは、ISO の規格それ自身の中で、各国、各地域により環境や水道事業の条件が異なるので、それぞれの国が水道規格を作成することを明記している。</p> <p>結論として、国際規格は、実質的には水道事業を定量化する基本的概念の記述にとどまるので、日本の実情に合致した国内規格の制定が必要となり、ISO/TC224 上水道対策パネルでは、今までの ISO/TC224 活動の成果を基に、水道事業ガイドラインを完成させている。</p> <p>しかし、現時点では日本の水道関係の規格として世界的に認知されるためには、日本水道協会規格以外に見当たらないため、ISO/TC224 上水道対策パネル代表から本会会長宛に同パネルが作成した水道事業ガイドラインを日本水道協会規格化するようにとの要請があり、この規格を制定した。</p> <p>制定要点 国際規格として制定中の ISO/TC224 及び平成 16 年 6 月に厚生労働省から出された水道ビジョンと整合をとり、安心（すべての国民が安心しておいしく飲める水道水の供給）、安定（いつでもどこでも安定的に生活用水を確保）、持続（いつまでも安心できる水を安定して供給）、環境（環境保全への貢献）、管理（水道システムの適正な実行・業務運営及び維持管理）及び国際（我が国の経験の海外移転による国際貢献）に関する計 137 項目の業務指標（PI）を規定した。</p>
		2016. 3. 2	改正	<p>改正趣旨 規格制定から 10 年余が経過し、新水道ビジョンの策定、東日本大震災を受けた耐震対策の強化、水道関係法令の改正など、水道事業を取り巻くコンテクスト（背景事情）が大きく変化し PI を見直す必要が生じたため、規格改正を行った。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>改正要点</p> <p>(1)PI の構成を、H16 水道ビジョンに合わせた構成から、水道として普遍的な目標に合わせた構成に変更した。</p> <p>(2)PI 値を比較する場合を考慮し、背景情報 (CI) を設けた。</p> <p>(3)“可能な限り全 PI を算出” から“水道事業体の合理的判断に基づき PI を選択し算出” に変更し、事業計画などへの PI の活用事例を参考として示した。</p> <p>(4)最近の水道事業を取り巻く状況を踏まえ、PI の追加・削除・変更を行った。</p> <p>(5)規格冊子と解説図書の内容を一冊にまとめた。</p> <p>※なお、JWWA Q 100:2005 は、水道事業体の中・長期の事業計画などで指標として活用されているため、2016 年版への移行時期は水道事業体の任意とした。</p>
S 101	硬質塩化ビニル管用接着剤	1958. 1.30	制定	<p>制定趣旨</p> <p>JIS K 6742 制定に伴い、特に接着力、粘度 (低粘度 L 及び高粘度 H) 、乾燥性 (速乾性 F 及び遅乾性 S) に重点をおいて規定した。</p>
	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	1967.12. 7	改正	<p>改正趣旨</p> <p>JWWA K 105・K 106 及び JIS K 6742・K 6743 の接合による接着剤と思われる事故が見受けられることから、種類は速乾性とし、粘度によって低粘度 A・高粘度 B に区分するとともに、乾燥減量を追加規定した。</p>
		2000. 3.27	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 12 年 2 月 23 日に水道法第 5 条第 4 項に基づく厚生省令第 15 号 (水道施設の技術的基準を定める省令) 及び厚生省告示第 45 号 (資機材等の材質に関する試験) が公布されたことを受けて、省令の適用を受ける本規格の接着剤としての衛生性を評価する必要が生じたことから、浸出試験方法及びその性能について見直しを工務常設調査委員会に諮った。</p> <p>なお、試験方法については JWWA Z 108 (水道用資機材—浸出試験方法) 、浸出液の分析方法については、JWWA Z 110 (水道用資機材—浸出液の分析方法) を引用するとともに、その性能については厚生省令の別表二によることとし、規格改正した。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正趣旨</p> <p>平成 16 年 1 月 26 日付けで厚生労働省 5 号 (水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令) 及び同告示第 14 号 (資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件) 、同省令第 6 号 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令) 及び同告示第 15 号 (給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件) が公布された事に伴い、省令の適用を受ける本規格について浸出試験方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正要点</p> <p>省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2006. 3.24	改正	<p>改正趣旨 定値，項目名称を省令に合わせた。 1967年に改正して以来30年余りが経過しており，この間にJIS K 6742に耐衝撃性硬質塩化ビニル管の追加や各種試験方法も変更があり，接着剤についても実情に合わせて改正する必要が生じていた。</p> <p>改正要点 (1)適用範囲にJIS K 6742及びJIS K 6743に規定する「耐衝撃性硬質塩化ビニル管・継手」を追加した。 (2)接着力の試験方法は，実際に現場で行われている接合方法を反映したものに変更した。 (3)表示の規定に「使用上の注意事項」を追加した。 (4)浸出試験の試験片作成方法を「附属書A（参考）塗膜作成手順及び方法」として，記載した。</p>
S 102	浄水器	1998. 3.30	制定	<p>制定趣旨 従来，型式審査基準で濁質の除去性能と塩素臭を除くための残留塩素の除去性能の2点に限って規定して，その性能と限界を明示することで使用者の管理のための情報提供を行っていた。しかし，（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）が公布され，型式承認制度を廃止したことに伴い，浄水器Ⅱ形が水道法上の給水用具に該当しなくなった。このような情勢の中，浄水器の普及率が全国平均24.5%に達していることから，衛生性の保持が社会的に極めて重要になり，型式基準を基本ベースに規格化の検討を行った。</p> <p>制定要点 適用範囲----水道水中の溶存物質などを減少させることを目的として，活性炭又は活性炭と他のろ材を組み合わせた水処理器で，使用圧力0.75 MPa以下の給水管に直結するもの及び給水栓に取り付けるものにおいて，濁質及び残留塩素の除去性能，濾過能力について規定した。</p>
		2003. 3.17	改正	<p>改正趣旨 平成14年10月29日付けで厚生労働省第138号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び厚生労働省第139号（水道施設用の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され，鉛基準値が改正されたことに伴い，省令の適用を受ける本規格について改正を行った。</p>
		2004. 3.31	改正	<p>改正要点 材料規定の変更及び鉛の規定値を変更した。</p> <p>改正趣旨 平成16年1月26日付けで厚生労働省5号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令）及び同告示第14号（資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件），同省令第6号（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令）及び同告示第15号（給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件）が公布された事に伴い，省令の適用を受ける本規格について浸出試験</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2010. 2.26	一改	<p>改正要点 方法及びその性能についての見直しを工務常設調査委員会に諮り、省令に適合するよう本規格を改正した。</p> <p>改正趣旨 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、規定値、項目名称を省令に合わせた。</p> <p>改正趣旨 平成 22 年 2 月 17 日に厚生労働省令第 18 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2011. 3.30	一改	<p>改正要点 浸出性の項目から 1,1,2-トリクロロエタンを削除。また、カドミウム及びその化合物の基準値に関して、0.001 mg/L 以下から 0.000 3 mg/L に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 23 年 1 月 28 日に、厚生労働省令第 11 号（水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の一部を改正する省令）が公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、浸出性の一部を改正した。</p>
		2014. 3.26	一改	<p>改正要点 トリクロロエチレンの基準値に関して、0.003 mg/L 以下から 0.001 mg/L 以下に変更した。</p> <p>改正趣旨 平成 26 年 2 月 28 日付の厚労省令第 15 号“水質基準に関する省令等の一部を改正する省令”により、同年 4 月 1 日から、資機材及び給水装置の浸出基準に亜硝酸体窒素が追加されるため、省令の浸出基準の全項目の表を掲載している規格については、全項目の表を削除し、省令を直接引用することとした。</p> <p>改正要点 浸出性の全項目表である付属書 2 を削除し、直接、省令を引用することとした。</p>
Z 100	水道用品鋳出し記号	1973. 7.10	制定	<p>制定趣旨 鋳鉄管、弁類、鋳鉄異形管類にはそれぞれ表示記号・文字が規定されていたが、時期のずれから統一性に欠けることから標準化した。</p> <p>なお、適用範囲は、各種水道用規格の鋳出しに用いる記号について規定した。</p>
	水道用品表示記号	1982.11.1	改正	<p>改正趣旨 ダクタイル鋳鉄管関係規格が JWWAG 113・G 114 として整理統合されたこと、また他の水道用品においても鋳出し以外の表示にも引用していることから規定した。</p>
Z 101	水道用鋳鉄管類の表示方法	1951. 4.23	制定	<p>制定要点 適用範囲----各種水道用規格の表示に用いる記号について規定した。</p>
		1973. 7.10	改正	<p>改正趣旨 T形管の規格制定により従来の管と統一呼び径の管でも同じ号数の記号を表示できない場合があることから改正した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
	水道用ダクタイ ル鉄管の表示 方法	1982.11.10 2010. 7.23	改正 廃止	<p>改正要点 (1)適用範囲は、各鉄直管、異形管及び押輪の表示方法について規定した。 (2)記号の種類は、直管、異形管及び押輪の各呼び径と適用されるマーク号数を記載した。</p> <p>改正趣旨 ダクタイル鉄管関係規格が JWWAG 113・G 114 として呼び径の拡大、管種の追加など整理統合されたことから、従来の配列などを変更しなければならなくなり、また製品の形状、製造方法などによって表示しにくいなどの理由から改正した。</p> <p>廃止理由 管材料として必要な表示内容は JWWAG 113・114 に規定されており、表示の詳細は実態として JDPAZ 2004 (ダクタイル鉄管類の表示) によって運用されているため。</p>
Z 102	水道用石綿セメ ント管継手及び 異形管用鑄出し 記号と配列	1957. 3. 1 1991. 2.20	制定 廃止	<p>制定要点 適用される管の種類によって、鉄継手の呼び径 50・75 が 1 号、呼び径 100～150 が 2 号、呼び径 200～300 が 3 号、呼び径 350・400 が 4 号、また異形管の呼び径 50～100 が 5 号、呼び径 125～200 が 6 号、呼び径 250～400 が 7 号、呼び径 450 以上が 8 号と規定した。</p> <p>廃止理由 石綿セメント管が製造されていないため。</p>
Z 103	水道用制水弁キ ャップ 水道用バルブの キャップ	1952. 7. 1 1985. 3.28 2000. 3.27	制定 改正 改正	<p>制定趣旨 昭和 6 年第 28 回上水協議会において水道用制水弁規格が決定されたが、従来 弁の開閉は旧製のイギリス規格に習って左廻りで閉じて、右廻りで開く方式であったが、イギリスにおいても改正して万国になくなり、左廻りで開いて、右廻りで閉じる方式となった。このような状況から、従来のものと判別をするため左廻りで開く方式のみのキャップ(つばあり)について呼び径ごとに 13 箇所の寸法を規定。なお、昭和 27 年 10 月 23 日に制定した JIS B 2062 において、その趣旨が盛り込まれた。</p> <p>改正趣旨 本規格制定後、各種バルブが規格制定され、右廻りで開く方式のキャップ(つばなし)が復活したことから、2 種類を規定した。 なお、昭和 42 年 5 月 1 日に名称変更して改正した JIS B 2062(水道用仕切弁)において、左廻りで閉じて、右廻りで開く方式を導入した。</p> <p>改正趣旨 平成 11 年 3 月 31 日に水道管の埋設深さについて、建設省より「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」の通知が出されことを受けて、浅層埋設化に対応した。</p> <p>改正要点 (1)高さ 50 mm のキャップを追加規定した。 (2)製品規格で規定している外観、強度、塗装について削除した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
Z 104	石綿セメント管の接続に用いるゴムパッキンとボルトの記号配列と表示方法	1957. 3. 1	制定	制定要点 ボルト(頭部)とゴムパッキンの合格印場所、製造所の略号、呼び径、製造年の表示配列について、JWSA Z 104として規定した。
		1987. 8.12	廃止	廃止理由 JIS A 5301, JIS A 5315, JIS A 5519 が製造されていないことから、工業技術院に廃止手続きを行う。 なお、これら JIS 規格は昭和 63 年 1 月 1 日付けで廃止された。
Z 105	排気弁記号配列標準	1951. 9. 3	制定	制定要点 双口・単口排気弁に表示する合格印座場所、製造所の略号、呼び径、製造年の表示配列について、JWSA Z 105として規定した。
		1979.12.19	廃止	廃止理由 JWWA Z 106 に整理統合されたため。
Z 106	制水弁記号配列標準 水道用弁せん類 鑄出し表示方法 水道用弁栓類の 鑄出し表示方法	1951. 7.17	制定	制定要点 上型(横型弁)・下型(立型弁)に表示する合格印座場所、製造所の略号、呼び径、製造年の配列について、JWSA Z 106として規定した。
		1979.12.19	改正	改正要点 JWWA Z 105 を併合するとともに、JWWA B 114 及び JWWA B 115 に対する表示方法を追加整理し、JWWA Z 100 を適用した。
		1989.12.11	改正	改正趣旨 JWWA B 120(水道用ソフトシール仕切弁)の制定、JWWA B 114(水道用バタフライ弁)が JIS B 2064 に移行されたこと、また JWWA B 118(水道用急速空気弁)が JIS B 2063(水道用空気弁)に包含して改正されたため。
		2013.11.26	廃止	廃止理由 前回改正から長期間経過し、この間に改正された水道バルブ類の JWWA 規格の表示項目と整合がとれなくなったこと、及び表示に関する必要事項は、各々のバルブ規格の中で規定されるようになったことから、この規格の必要性がなくなったため。
Z 107	水道用メカニカルジョイント鑄鉄管記号配列	1960. 4.15	制定	制定要点 鑄鉄直管及び押輪に表示する合格印座場所、製造所の略号、呼び径、製造年の配列について、JWSA Z 107として制定した。
		1979. 7.24	廃止	廃止理由 JWWA Z 101 と重複するため、JWWA G 104 とともに廃止した。
Z 108	水道用資機材— 浸出試験方法	2000. 3.27	制定	制定趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に公布された厚生省令第 15 号(水道施設の技術的基準を定める省令)によって、水道施設に使用される資機材等の衛生性が浸出基準として明確化された。これを受けて、厚生省告示第 45 号(資機材等の材質に関する試験)で①管(継手及びバルブ類を含む。)②表層用材料③濾材、粒状活性炭④接着剤、潤滑剤又はシール材⑤膜モジュール⑥その他が評価対象物として規定された。 これに伴い、本会においても現行日本水道協会規格について省令の適用を受ける①管(継手及びバルブ類を含む。)②

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2004. 3.30	改正	<p>表層用材料③接着剤・シール材の浸出性に関する見直しの必要が生じた。</p> <p>本会では、事前に厚生省令が公布される状況を踏まえて平成 11 年 10 月 8 日開催の第 135 回 工務常設調査委員会において「施設基準に対応する日本水道協会規格の見直しについて」を諮った。その結果、省令の適用を受ける水道用資機材の統一的な浸出試験方法及び浸出液の分析方法を規格化することとし、水道事業者等の利便などを図ることが了承された。その後、本会は関連業界 14 団体との検討会、更に個々の業界団体と調査・検討を行い、厚生省令第 15 号、並びに厚生省告示第 45 号に対応するため、日本水道協会規格の見直しを行うこととした。</p> <p>試験方法については、厚生省令第 15 号第 1 条第 17 号ハの規定に基づく厚生省告示第 45 号に基づき JWWA Z 108(水道用資機材—浸出試験方法)と JWWA Z 110(水道用資機材—浸出液の分析方法)に区分して規格化し、水道用資機材に関する日本水道協会規格を省令に対応することとした。</p> <p>改正趣旨 平成 16 年 1 月 26 日に公布された厚生労働省 5 号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)及び厚生労働省告示第 14 号(資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件)、また平成 16 年 2 月 9 日に厚生労働省令健康局水道課長通知(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について)(健水発第 0209001 号)が出され、平成 16 年 4 月 1 日から施行された事に伴い、規格改正を行った。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2012. 7.20	改正	<p>改正趣旨 次の水質基準改正に関する省令(平成 20 年厚労省令第 174 号、平成 22 年厚労省令第 18 号、平成 23 年厚労省令第 11 号)の公布に伴い、水道用資機材の浸出基準項目及び基準値も変更されたため、改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)JWWA 規格の制改廃に伴い、関連箇所を修正した。 (2)表 2(分析方法)について、試験方法告示との整合を図った。 (3)JWWA K 135 及び K 157 に規定されている、においの独自項目(トルエン及びキシレン)について、表 2 の試験項目に追加した。</p>
		2016.12.20	改正	<p>改正趣旨 関連厚生労働省令・告示・通知などの内容と整合を図る必要が生じたため。</p> <p>改正要点 (1)JWWA Z 108,109,110 の 3 規格を合本化し、規格の構成を</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
				<p>変更した。</p> <p>(2)Z 108 の表 1 (材質別試験項目) の項目について、資機材・塗料関係の JWWA 規格の改正と整合を図った。</p>
Z 109	水道用薬品の評価試験	2001. 4. 2	制定	<p>制定趣旨 平成 12 年 2 月 23 日に公布された厚生省令第 15 号(水道施設の技術的基準を定める省令)の第 1 条第 16 号で、浄水処理に使用される水道薬品の衛生性についての基準が明確化された。これを受けて、平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」で水道用薬品の試験方法が示された。これに伴い、水道用薬品に係わる日本水道協会の各規格を、施設基準省令に規定された項目の評価試験に関する事項についてガイドラインの内容を取り入れ、JWWA Z 110 及び上水試験方法と整合性をもつよう規格化された。</p>
		2005. 5. 9	改正	<p>改正趣旨 平成 15 年 5 月に水道法 4 条に基づく「水質基準に関する省令」(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)、また同 7 月に「水質基準に関する省令の規定に基づく厚生労働大臣が定める件」(平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示 261 号)が公布され、新しい水質基準及びその検査方法が定められた。これらの改正を踏まえ、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成 16 年 1 月 26 日厚生労働省令第 5 号)及び「資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件」(平成 16 年 1 月 26 日厚生労働省告示第 14 号)が公布され、また「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」(平成 16 年 2 月 9 日健水発第 0209001 号厚生労働省令健康局水道課長通知)が通知された。これを受けて「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの改正について」(平成 16 年 3 月 31 日健水発第 0331001 号厚生労働省健康局水道課長通知)も出された。更に、平成 17 年 3 月に「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省令が定める方法の一部を改正する件」(平成 17 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 125 号)が公布され、これを踏まえ、厚生労働省令健康局水道課長通知「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインの一部改正について」(平成 17 年 3 月 30 日健水発第 0330003 号)が出され、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、本規格の改正を行った。</p> <p>改正要点 (1)新規分析項目について、次亜塩素酸ナトリウムについて臭素酸と塩素酸が検出される実態があり、分析項目として追加設定した。</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2010. 4. 1	改正	<p>(2)本規格の試験溶液の調製方法は新ガイドラインに基づき、試験・分析の実態に合わせた。</p> <p>(3)附属書の試験方法は原則として新ガイドラインに沿っているが、記述方法については、JWWA Z 110 と整合させ、内容については上水試験方法とも整合させた。</p> <p>(4)評価に試験を省略できる例外規定の記述を追加した。</p> <p>(5)薬品試料に保存方法を追加した。</p> <p>(6)分析方法に使用する各標準液は、品質保証された市販品を用いてもよいこととした。</p> <p>(7)厚生労働省告示第 14 号の「注 1」におけるシアン化合物イオン及び塩化シアン、陰イオン界面活性剤及びフェノール類の流路型吸光光度法(平成 19 年 3 月 31 日まで)は、8.1 試験方法の表 3 に注として特記した。</p> <p>(8)7.1 の(1)で、揮発性有機化合物の項目は吸引ろ過を行わない旨を記述した。</p> <p>平成 19 年 11 月 14 日付で公布された厚生労働省令第 135 号(水質基準に関する省令の一部を改正する省令)及び同省令第 137 号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)によって塩素酸が薬品基準に追加された。また、平成 21 年 3 月 6 日付で公布された同省令 26 号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)及び厚生労働省健康局水道課長通知 健水発第 0306002 号(水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について)が示され、薬品基準から 1,1-ジクロロエチレンが削除され、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更されたほか、TOC の基準が強化された。更に、平成 22 年 2 月 17 日付の厚生労働省健康局長通知 健水発第 0217 号(水質基準に関する省令の一部改正等について)が示され、薬品基準から 1,1,2-トリクロロエタンが削除されたほか、カドミウムの基準が強化された。</p> <p>これらの省令改正内容への適合、及び、水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインとの整合を図るため改正を行った。</p> <p>改正趣旨</p> <p>改正要点</p> <p>(1)規格の様式を JIS Z 8301 に合わせて変更した。</p> <p>(2)用語及び定義に“水”を追加した。</p> <p>(3)“設定最大注入率”の項目に、最近使用実態が増えてきたポリシカ鉄を追加した。</p> <p>(4)評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩素酸の基準値を 0.4 mg/L に変更。(ただし、経過措置として H23.3.31 までは 0.5 mg/L) ・1,1-ジクロロエチレンを削除し、シス 1,2-ジクロロエチレ

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2016.12.20	改正	<p>ン及びトランス 1,2-ジクロロエチレンに変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TOC の基準値を 0.3 mg/L に変更。 ・ カドミウムの基準値を 0.0003 mg/L に変更。 ・ 1,1,2-トリクロロエタンを削除 <p>(5)薬品資料は、品質変化を抑制するため冷蔵保存とした。</p> <p>関連厚生労働省令・告示・通知などの内容と整合を図る必要が生じたため。</p> <p>改正趣旨</p> <p>改正要点</p> <p>(1)JWWA Z 108,109,110 の 3 規格を合本化し、規格の構成を変更した。</p> <p>(2)最新の施設基準省令の浸出性との整合を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亜硝酸態窒素を追加した。 ・ トリクロロエチレン、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物の基準値を変更した。 <p>(3)調製及び分析方法について、最新の告示法改正を反映させた。</p>
Z 110	水道用資機材—浸出液の分析方法	2000. 3.27	制定	<p>平成 12 年 2 月 23 日に公布された厚生省令第 15 号(水道施設の技術的基準を定める省令)によって、水道施設に使用される資機材等の衛生性が浸出基準として明確化された。これを受けて、厚生省告示第 45 号(資機材等の材質に関する試験)で①管(継手及びバルブ類を含む。), ②表層用材料,③濾材, 粒状活性炭,④接着剤, 潤滑剤又はシール材.⑤膜モジュール,⑥その他が評価対象物として規定された。</p> <p>これに伴い、本会においても現行日本水道協会規格について省令の適用を受ける①管(継手及びバルブ類を含む。) ②表層用材料③接着剤・シール材の浸出性に関する見直しの必要が生じた。</p> <p>本会では、事前に厚生省令が公布される状況を踏まえて平成 11 年 10 月 8 日開催の第 135 回 工務常設調査委員会において「施設基準に対応する日本水道協会規格の見直しについて」を諮った。その結果、省令の適用を受ける水道用資機材の統一的な浸出試験方法及び浸出液の分析方法を規格化することとし、水道事業者等の利便などを図ることが了承された。</p> <p>その後、本会は関連業界 14 団体との検討会、更に個々の業界団体と調査・検討を行い、厚生省令第 15 号、並びに厚生省告示第 45 号に対応するため、日本水道協会規格の見直しを行うこととした。</p> <p>試験方法については、厚生省令第 15 号第 1 条第 17 号ハの規定に基づく厚生省告示第 45 号に基づき JWWA Z 108(水道用資機材—浸出試験方法)と JWWA Z 110(水道用資機材—</p>

JWWA	名 称	年 月 日		内 容
		2004. 3.30	改正	<p>改正趣旨 浸出液の分析方法)に区分して規格化し、水道用資機材に関する日本水道協会規格を省令に対応することとした。</p> <p>平成 16 年 1 月 26 日に公布された厚生労働省 5 号(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令)及び厚生労働省告示第 14 号(資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件)、また平成 16 年 2 月 9 日に厚生労働省令健康局水道課長通知(水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について)(健水発第 0209001 号)が出され、平成 16 年 4 月 1 日から施行された事に伴い、規格改正を行った。</p> <p>改正要点 省令にある浸出性の新規項目、削除項目に合わせ変更し、項目名称を省令に合わせた。</p>
		2013. 3.19	改正	<p>改正趣旨 平成 24 年 2 月に厚労省告示第 66 号“水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件”及び同告示第 65 号“資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件”が公布され、平成 24 年 4 月 1 日から適用されることとなったため、省令の内容と整合を図る必要が生じた。</p> <p>改正要点 (1)非イオン界面活性剤の分析方法に、固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法を追加した。 (2)試料採取から試験開始までの期間の明確化した。 (3)検量線の点数及び濃度範囲を規定した。 (4)空試験の明確化した。 (5)差し込み試験を実施した。</p>
		2016.12.20	改正	<p>改正趣旨 関連厚生労働省令・告示・通知などの内容と整合を図る必要が生じたため。</p> <p>改正要点 (1)JWWA Z 108,109,110 の 3 規格を合本化し、規格の構成を変更した。 (2)最新の施設基準省令の浸出性との整合を図った。 亜硝酸態窒素を追加。トリクロロエチレン、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物の基準値変更 (3)調製及び分析方法について、最新の告示法改正を反映。 (4)従来、告示法の各々の試験方法を、この規格の付属書に規定していたが、告示法の逐次改正に対応するため、直接、告示法を参照することとした。ただし、規格利用者の利便性を考慮し、当面の間、現行付属書を参考扱いで残すこととした。</p>

制定、改正、廃止年月日一覧表（平成12年4月1日～平成30年3月31日）

制定・改正・廃止年月日	種類	規格番号	制定・改正規格名称
平成12年12月26日	制定	K154	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）
	制定	K155	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）
平成13年4月2日	改正	K108	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）
	改正	K120	水道用次亜塩素酸ナトリウム
	改正	K122	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）
	制定	Z109	水道用薬品の評価試験方法
平成13年4月24日	制定	B136	水道用ポリエチレン管サドル分水栓
平成13年9月4日	改正	G113	水道用ダクタイル鋳鉄管
	改正	G114	水道用ダクタイル鋳鉄異形管
平成13年9月11日	改正	G115	水道用ステンレス鋼管
	改正	G116	水道用ステンレス鋼管継手
平成13年11月12日	改正	K113	水道用粉末活性炭
平成14年1月28日	廃止	K117	水道用エポキシ系樹脂コーティング継手
平成14年5月22日	制定	B137	水道用急速空気弁
	制定	B138	水道用バタフライ弁
	改正	G112	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装
平成14年12月27日	改正	K107	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）
平成15年3月17日	改正	G113	水道用ダクタイル鋳鉄管
	改正	G114	水道用ダクタイル鋳鉄異形管
	改正	B107	水道用分水せん
	改正	B108	水道用止水栓
	改正	B116	水道用ポリエチレン管金属継手
	改正	B117	水道用サドル付分水栓
	改正	B120	水道用ソフトシール仕切弁
	改正	B122	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁
	改正	B125	水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁
	改正	B126	水道用補修弁
	改正	B127	接線流羽根車単箱式水道メータ
	改正	B128	接線流羽根車複箱式水道メータ
	改正	B129	水道用逆流防止弁
	改正	B130	水道用直結加圧形ポンプユニット
	改正	B131	水道用歯車付仕切弁
	改正	B134	水道用減圧式逆流防止器
	改正	B136	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓
	改正	B137	水道用急速空気弁
	改正	G116	水道用ステンレス鋼管継手
	改正	H102	水道用銅管継手
	改正	K116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
	改正	K127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管
	改正	K128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手
改正	K129	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管	
改正	K130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	

制定・改正・廃止年月日	種 類	規格番号	制定・改正規格名称
	改正	K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
	改正	K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手
	改正	S 102	浄水器
	制定	K 156	水道施設用ゴム材料
平成 15 年 6 月 3 日	廃止	A 109	水道用鋼管モルタルライニング
平成 15 年 9 月 17 日	改正	K 134	水道用濃硫酸
平成 16 年 2 月 5 日	改正	H 101	水道用銅管
	改正	H 102	水道用銅管継手
平成 16 年 3 月 30 日	改正	A 103	水道用ろ材
	改正	Z 108	水道用資機材－浸出試験方法
	改正	Z 110	水道用資機材－浸出液の分析方法
平成 16 年 3 月 31 日	改正	A 113	水道用ダクトイル鑄鉄管モルタルライニング
	改正	B 107	水道用分水せん
	改正	B 108	水道用止水栓
	改正	B 116	水道用ポリエチレン管金属継手
	改正	B 117	水道用サドル付分水栓
	改正	B 120	水道用ソフトシール仕切弁
	改正	B 122	水道用ダクトイル鑄鉄仕切弁
	改正	B 125	水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁
	改正	B 126	水道用補修弁
	改正	B 127	接線流羽根車単箱式水道メータ
	改正	B 128	接線流羽根車複箱式水道メータ
	改正	B 129	水道用逆流防止弁
	改正	B 130	水道用直結加圧形ポンプユニット
	改正	B 131	水道用歯車付仕切弁
	改正	B 134	水道用減圧式逆流防止器
	改正	B 136	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓
	改正	B 137	水道用急速空気弁
	改正	B 138	水道用バタフライ弁
	改正	G 112	水道用ダクトイル鑄鉄管内面 [※] 樹脂粉体塗装
	改正	G 113	水道用ダクトイル鑄鉄管
	改正	G 114	水道用ダクトイル鑄鉄異形管
	改正	G 115	水道用ステンレス鋼管
	改正	G 116	水道用ステンレス鋼管継手
	改正	G 117	水道用塗覆装鋼管
	改正	G 118	水道用塗覆装鋼管の異形管
	改正	G 119	水道用波状ステンレス鋼管
	改正	H 101	水道用銅管
	改正	H 102	水道用銅管継手
	改正	K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
	改正	K 127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管
	改正	K 128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手
	改正	K 129	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管
	改正	K 130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手

制定・改正・廃止年月日	種 類	規格番号	制定・改正規格名称
	改正	K 131	水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管
	改正	K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
	改正	K 135	水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法
	改正	K 136	水道用エポナイト棒及び板
	改正	K 138	水道用送・配水管更生用無溶剤型二液エポキシ樹脂塗料
	改正	K 140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管
	改正	K 141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手
	改正	K 143	水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料塗装方法
	改正	K 144	水道用配水用ポリエチレン管
	改正	K 145	水道用配水用ポリエチレン管継手
	改正	K 146	水道用液状シール剤
	改正	K 149	水道用コンクリート水槽内面 FRP ライニング材料
	改正	K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手
	改正	K 156	水道施設用ゴム材料
	改正	S 101	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤
	改正	S 102	浄水器
	制定	K 157	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法
平成 16 年 9 月 10 日	改正	G 117	水道用塗覆装鋼管
	改正	G 118	水道用塗覆装鋼管の異形管
平成 17 年 1 月 17 日	制定	K 158	水道用ダクタイル鋳鉄管用ホリエチレンスリーブ
	制定	Q 100	水道事業ガイドライン
平成 17 年 5 月 9 日	改正	K 107	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）
	改正	K 108	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）
	改正	K 113	水道用粉末活性炭
	改正	K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム
	改正	K 122	水道用液体水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）
	改正	K 134	水道用濃硫酸
	改正	K 154	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）
	改正	K 155	水道用硫酸アルミニウム
	改正	Z 109	水道用薬品の評価試験方法
平成 17 年 6 月 28 日	改正	B 117	水道用サドル付分水栓
	改正	B 120	水道用ソフトシール仕切弁
	改正	B 121	水道用大口径バタフライ弁
	改正	B 122	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁
平成 17 年 11 月 18 日	改正	B 130	水道用直結加圧形ポンプユニット
	改正	B 134	水道用減圧式逆流防止器
	改正	G 113	水道用ダクタイル鋳鉄管
	改正	G 114	水道用ダクタイル鋳鉄異形管
平成 18 年 3 月 24 日	改正	S 101	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤
平成 18 年 3 月 30 日	改正	A 103	水道用濾材
	制定	A 114	水道用粒状活性炭
平成 18 年 11 月 28 日	改正	K 144	水道配水用ポリエチレン管
	改正	K 145	水道配水用ポリエチレン管継手

制定・改正・廃止年月日	種 類	規格番号	制 定 ・ 改 正 規 格 名 称
平成 19 年 3 月 28 日	改正	B 117	水道用サドル付分水栓
	改正	B 132	水道用円形鉄蓋
	改正	B 133	水道用角形鉄蓋
	改正	G 116	水道用ステンレス鋼管継手
	改正	K 151	水道用ポリウレタン被覆方法
	改正	K 152	水道用ポリエチレン被覆方法
	改正	K 153	水道用ジョイントコート
	制定	B 139	水道用ステンレス製サドル付分水栓
	制定	B 140	水道用ステンレス製ボール止水栓
平成 19 年 12 月 4 日	改正	K 135	水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法
平成 20 年 1 月 11 日	改正	K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム
平成 20 年 3 月 31 日	改正	K 139	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料
	改正	K 157	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法
	廃止	K 125	水道用黒ワニス
平成 20 年 11 月 28 日	改正	G 117	水道用塗覆装鋼管
	改正	G 118	水道用塗覆装鋼管の異形管
平成 21 年 2 月 24 日	改正	B 120	水道用ソフトシール仕切弁
		B 107	水道用分水せん
		B 108	水道用止水栓
		B 116	水道用ポリエチレン管金属継手
		B 117	水道用サドル付分水栓
		B 127	接線流羽根車単箱式水道メータ
		B 128	接線流羽根車複箱式水道メータ
		B 129	水道用逆流防止弁
		B 130	水道用直結加圧形ポンプユニット
		B 134	水道用減圧式逆流防止器
		B 136	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓
		B 139	水道用ステンレス製サドル付分水栓
		B 140	水道用ステンレス製ボール止水栓
		G 116	水道用ステンレス鋼管継手
		K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
		K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
		K 140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管
		K 141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手
		K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手
		K 156	水道施設用ゴム材料
		S 102	浄水器
平成 21 年 4 月 1 日	改正	K 107	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）
		K 108	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）
		K 113	水道用粉末活性炭
		K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム
		K 122	水道用液体水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）
		K 134	水道用濃硫酸

制定・改正・廃止年月日	種類	規格番号	制定・改正規格名称
		K 154	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）
		K 155	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）
		Z 109	水道用薬品の評価試験方法
平成 21 年 11 月 27 日	改正	K 144	水道配水用ポリエチレン管
	改正	K 145	水道配水用ポリエチレン管継手
平成 22 年 1 月 1 日	改正	K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム
平成 22 年 2 月 26 日	改正	K 153	水道用ジョイントコート
		B 107	水道用分水せん
		B 108	水道用止水栓
		B 116	水道用ポリエチレン管金属継手
		B 117	水道用サドル付分水栓
		B 120	水道用ソフトシール仕切弁
		B 122	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁
		B 125	水道用合成樹脂（耐衝撃性硬質塩化ビニル）製ソフトシール仕切弁
		B 126	水道用補修弁
		B 127	接線流羽根車単箱式水道メータ
		B 128	接線流羽根車複箱式水道メータ
		B 129	水道用逆流防止弁
		B 130	水道用直結加圧形ポンプユニット
		B 131	水道用歯車付仕切弁
		B 134	水道用減圧式逆流防止器
		B 136	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓
		B 137	水道用急速空気弁
		B 139	水道用ステンレス製サドル付分水栓
		B 140	水道用ステンレス製ボール止水栓
		G 116	水道用ステンレス鋼管継手
		H 102	水道用銅管継手
		K 156	水道施設用ゴム材料
		S 102	浄水器
平成 22 年 4 月 1 日	制定	K 159	水道用ポリシカ鉄
	改正	K 107	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）
		K 108	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）
		K 113	水道用粉末活性炭
		K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム
		K 122	水道用液体水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）
		K 134	水道用濃硫酸
		K 154	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）
		K 155	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）
Z 109	水道用薬品の評価試験方法		
平成 22 年 7 月 23 日	改正	G 113	水道用ダクタイル鋳鉄管
	改正	G 114	水道用ダクタイル鋳鉄異形管
	改正	A 113	水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング
	廃止	Z 101	水道用ダクタイル鋳鉄管類の表示方法

制定・改正・廃止年月日	種 類	規格番号	制定・改正規格名称
平成 22 年 11 月 29 日	改正	K 157	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法
平成 23 年 3 月 30 日	改正	B 107	水道用分水せん
		B 108	水道用止水栓
		B 116	水道用ポリエチレン管金属継手
		B 117	水道用サドル付分水栓
		B 129	水道用逆流防止弁
		B 130	水道用直結加圧形ポンプユニット
		B 134	水道用減圧式逆流防止器
		B 136	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓
		B 139	水道用ステンレス製サドル付分水栓
		B 140	水道用ステンレス製ボール止水栓
		G 116	水道用ステンレス鋼管継手
		K 156	水道施設用ゴム材料
		S 102	浄水器
平成 23 年 4 月 1 日	改正	K 107	水道用水酸化カルシウム(水道用消石灰)
		K 108	水道用炭酸ナトリウム(水道用ソーダ灰)
		K 113	水道用粉末活性炭
		K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム
		K 122	水道用水酸化ナトリウム(水道用液体かせいソーダ)
		K 134	水道用濃硫酸
		K 154	水道用ポリ塩化アルミニウム(水道用塩基性塩化アルミニウム)
		K 155	水道用硫酸アルミニウム(水道用硫酸ばんど)
平成 23 年 7 月 25 日	改正	K 129	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP,VP)
	改正	K 130	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手(HIVP,VP)
	廃止	B 127	接線流羽根車単箱式水道メータ
	廃止	B 128	接線流羽根車複箱式水道メータ
	統合	K 127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管
	統合	K 128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手
平成 23 年 12 月 7 日	改正	B 120	水道用ソフトシール仕切弁
平成 24 年 3 月 23 日	改正	G 115	水道用ステンレス鋼管
	改正	G 116	水道用ステンレス鋼管継手
平成 24 年 7 月 20 日	改正	Z 108	水道用資機材－浸出試験方法
平成 24 年 8 月 10 日	改正	A 103	水道用濾材
平成 24 年 9 月 12 日	改正	B 107	水道用分水栓
		B 108	水道用止水栓
		B 116	水道用ポリエチレン管金属継手
		B 136	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓
平成 25 年 1 月 16 日	改正	K 157	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法
平成 25 年 2 月 4 日	改正	B 117	水道用サドル付分水栓
		B 129	水道用逆流防止弁
		B 134	水道用減圧式逆流防止器
平成 25 年 3 月 19 日	改正	Z 110	水道用資機材－浸出液の分析方法
平成 25 年 3 月 26 日	制定	G 120	水道用 GX 形ダクタイトル鑄鉄管
		G 121	水道用 GX 形ダクタイトル鑄鉄異形管

制定・改正・廃止年月日	種類	規格番号	制定・改正規格名称		
	改正	B 125	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル製ソフトシール仕切弁		
		K 131	水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管		
平成 25 年 11 月 26 日	改正	B 103	水道用地下式消火栓		
		B 120	水道用ソフトシール仕切弁		
		B 121	水道用大口径バタフライ弁		
		B 122	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁		
		B 126	水道用補修弁		
		B 131	水道用歯車付仕切弁		
		B 135	水道用ボール式単口消火栓		
		B 137	水道用急速空気弁		
		B 138	水道用バタフライ弁		
			廃止	K 136	水道用エポナイト棒及び板
				Z 106	水道用弁栓類の鋳出し表示方法
平成 26 年 3 月 26 日	改正	B 130	水道用直結加圧形ポンプユニット		
		B 139	水道用ステンレス製サドル付分水栓		
		B 140	水道用ステンレス製ボール止水栓		
		K 156	水道施設用ゴム材料		
		S 102	浄水器		
平成 26 年 4 月 1 日	改正	K 107	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）		
		K 108	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）		
		K 113	水道用粉末活性炭		
		K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム		
		K 122	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）		
		K 134	水道用濃硫酸		
		K 154	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）		
		K 155	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）		
平成 26 年 11 月 5 日	制定	K 160	水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料		
平成 26 年 11 月 27 日	改正	G 117	水道用塗覆装鋼管		
		G 118	水道用塗覆装鋼管異形管		
		K 151	水道用ポリウレタン被覆方法		
		K 152	水道用ポリエチレン被覆方法		
		K 153	水道用ジョイントコート		
平成 27 年 4 月 10 日	改正	K 156	水道施設用ゴム材料		
平成 27 年 4 月 20 日	改正	A 113	水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング		
		G 112	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装		
		G 113	水道用ダクタイル鋳鉄管		
		G 114	水道用ダクタイル鋳鉄異形管		
平成 27 年 7 月 21 日	改正	K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管		
		K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管		
		K 139	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料		
		K 140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管		
平成 28 年 3 月 2 日	改正	Q 100	水道事業ガイドライン		
平成 28 年 3 月 28 日	廃止	K 110	水道用メタリン酸ナトリウム		

制定・改正・廃止年月日	種類	規格番号	制定・改正規格名称
平成 28 年 8 月 9 日	改正	K 154	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）
平成 28 年 12 月 20 日	改正	Z 108	水道用資機材 - 浸出試験方法
		Z 109	水道用薬品の評価試験方法
		Z 110	水道用資機材 - 浸出液の分析方法
平成 29 年 1 月 26 日	制定	K 161	水道用ライニング鋼管用液状シール剤
	改正	B 120	水道用ソフトシール仕切弁
		G 120	水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管
		G 121	水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄異形管
		K 137	水道用ライニング鋼管用ねじ切り油剤
		K 158	水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ
	廃止	K 142	水道用耐熱性液状シール剤
K 146		水道用液状シール剤	
平成 29 年 8 月 21 日	改正	K 143	水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗装
		K 144	水道配水用ポリエチレン管
		K 145	水道配水用ポリエチレン管継手
	廃止	K 138	水道送・配水管更生用無溶剤型二液エポキシ樹脂塗料
平成 29 年 12 月 21 日	改正	G 112	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂紛体塗装

JWWA（日本水道協会）規格目録

平成30年3月31日現在

記号・番号	名称	制定・改正
A 103:2006	水道用濾材	H 24. 8.10 改正
A 113:2015	水道用ダクタイトイル鑄鉄管モルタルライニング	H 27. 4.20 改正
A 114:2006	水道用粒状活性炭	H 18. 3.30 制定
B 103:2013	水道用地下式消火栓	H 25.11.26 改正
B 107:2012	水道用分水栓	H 24. 9.12 改正
B 108:2012	水道用止水栓	H 24. 9.12 改正
B 110:2000	水道用ねじ式弁管	H 12. 3.27 改正
B 116:2012	水道用ポリエチレン管金属継手	H 24. 9.12 改正
B 117:2013	水道用サドル付分水栓	H 25. 2. 4 改正
B 120:2017	水道用ソフトシール仕切弁	H 29. 1.26 改正
B 121:2013	水道用大口徑バタフライ弁	H 25.11.26 改正
B 122:2013	水道用ダクタイトイル鑄鉄仕切弁	H 25.11.26 改正
B 124:1996	水道メータの遠隔表示装置に関する信頼性技術通則	H 8. 4.17 改正
B 125:2013	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル製ソフトシール仕切弁	H 25. 3.26 改正
B 126:2013	水道用補修弁	H 25.11.26 改正
B 129:2013	水道用逆流防止弁	H 25. 2. 4 改正
B 130:2005	水道用直結加圧形ポンプユニット	H 26. 3.25 改正
B 131:2013	水道用歯車付仕切弁	H 25.11.26 改正
B 132:2007	水道用円形鉄蓋	H 19. 3.28 改正
B 133:2007	水道用角形鉄蓋	H 19. 3.28 改正
B 134:2013	水道用減圧式逆流防止器	H 25. 2. 4 改正
B 135:2013	水道用ボール式単口消火栓	H 25.11.26 改正
B 136:2012	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓	H 24. 9.12 改正
B 137:2013	水道用急速空気弁	H 25.11.26 改正
B 138:2013	水道用バタフライ弁	H 25.11.26 改正
B 139:2007	水道用ステンレス製サドル付分水栓	H 26. 3.25 改正
B 140:2007	水道用ステンレス製ボール止水栓	H 26. 3.25 改正
G 112:2017	水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	H 29. 12.21 改正
G 113:2015	水道用ダクタイトイル鑄鉄管	H 27. 4.20 改正
G 114:2015	水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管	H 27. 4.20 改正
G 115:2012	水道用ステンレス鋼鋼管	H 24. 3.23 改正
G 116:2012	水道用ステンレス鋼鋼管継手	H 24. 3.23 改正
G 117:2014	水道用塗覆装鋼管	H 26.11.28 改正
G 118:2014	水道用塗覆装鋼管の異形管	H 26.11.28 改正
G 119:2004	水道用波状ステンレス鋼管	H 16. 3.31 改正
G 120:2017	水道用 GX 形ダクタイトイル鑄鉄管	H 29. 1.26 改正
G 121:2017	水道用 GX 形ダクタイトイル鑄鉄異形管	H 29. 1.26 改正

記号・番号	名称	制定・改正
H 101:2004	水道用銅管	H 1 6 . 3 . 3 1 改正
H 102:2004	水道用銅管継手	H 2 2 . 2 . 2 6 改正
K 103:1979	水道用アルギン酸ソーダ	S 5 4 . 4 . 2 6 改正
K 107:2005	水道用水酸化カルシウム (水道用消石灰)	H 2 6 . 4 . 1 改正
K 108:2005	水道用炭酸ナトリウム (水道用ソーダ灰)	H 2 6 . 4 . 1 改正
K 111:1967	水道用ベントナイト試験方法	S 4 2 . 8 . 2 2 制定
K 113:2005	水道用粉末活性炭	H 2 6 . 4 . 1 改正
K 115:1989	水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法	H 1 . 8 . 3 改正
K 116:2015	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	H 2 7 . 7 . 2 1 改正
K 120:2008	水道用次亜塩素酸ナトリウム	H 2 6 . 4 . 1 改正
K 121:1975	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	S 5 0 . 1 2 . 1 9 制定
K 122:2005	水道用液体水酸化ナトリウム(水道用液体かせいソーダ)	H 2 6 . 4 . 1 改正
K 126:1980	水道用ポリアクリルアミド	S 5 5 . 6 . 2 8 制定
K 129:2011	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP,VP)	H 2 3 . 7 . 2 5 改正
K 130:2011	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手 (HIVP,VP)	H 2 3 . 7 . 2 5 改正
K 131:2013	水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鑄鉄異形管	H 2 5 . 3 . 2 6 改正
K 132:2015	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	H 2 7 . 7 . 2 1 改正
K 134:2005	水道用濃硫酸	H 2 6 . 4 . 1 改正
K 135:2007	水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法	H 1 9 . 1 2 . 4 改正
K 137:2017	水道用ライニング鋼管用ねじ切り油剤	H 2 9 . 1 . 2 6 改正
K 139:2015	水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料	H 2 7 . 7 . 2 1 改正
K 140:2015	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	H 2 7 . 7 . 2 1 改正
K 141:2004	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手	H 2 1 . 2 . 2 4 改正
K 143:2017	水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料	H 2 9 . 8 . 2 1 改正
K 144:2017	水道配水用ポリエチレン管	H 2 9 . 8 . 2 1 改正
K 145:2017	水道配水用ポリエチレン管継手	H 2 9 . 8 . 2 1 改正
K 147:1998	水道用止水栓筐	H 1 0 . 3 . 3 0 制定
K 148:2000	水道用レジンコンクリート製ボックス	H 1 2 . 3 . 2 7 改正
K 149:2004	水道用コンクリート水槽内面 FRP ライニング材料	H 1 6 . 3 . 3 1 改正
K 150:2004	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	H 2 1 . 2 . 2 4 改正
K 151:2014	水道用ポリウレタン被覆方法	H 2 6 . 1 1 . 2 7 改正
K 152:2014	水道用ポリエチレン被覆方法	H 2 6 . 1 1 . 2 7 改正
K 153:2014	水道用ジョイントコート	H 2 6 . 1 1 . 2 7 改正
K 154:2016	水道用ポリ塩化アルミニウム(水道用塩基性塩化アルミニウム)	H 2 8 . 8 . 9 改正
K 155:2005	水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)	H 2 6 . 4 . 1 改正
K 156:2015	水道施設用ゴム材料	H 2 7 . 4 . 1 0 改正
K 157:2013	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法	H 2 5 . 1 . 1 6 改正
K 158:2017	水道用ダクタイル鑄鉄管用ポリエチレンスリーブ	H 2 9 . 1 . 2 6 改正
K 159:2010	水道用ポリシリカ鉄	H 2 2 . 4 . 1 制定
K 160:2014	水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料	H 2 6 . 1 1 . 5 制定

記号・番号	名称	制定・改正
K 161:2017	水道用ライニング鋼管用液状シール剤	H 29. 1. 26 改正
Q 100:2016	水道事業ガイドライン	H 28. 3. 2 改正
S 101:2006	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	H 18. 3. 24 改正
S 102:2004	浄水器	H 26. 3. 25 改正
Z 100:1982	水道用品表示記号	S 57. 11. 10 改正
Z 103:2000	水道用バルブのキャップ	H 12. 3. 27 改正
Z 108:2016	水道用資機材－浸出試験方法	H 28. 12. 20 改正
Z 109:2016	水道用薬品の評価試験方法	H 28. 12. 20 改正
Z 110:2016	水道用資機材－浸出液の分析方法	H 28. 12. 20 改正